

特集● アジアで相次ぐ産業災害

写真: 二大惨事被害者がネットワーク設立(バングラデシュ)

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、 各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と 健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほ

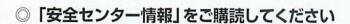
か、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根



国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお 気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0210-631202」は、 全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウエブサイト: http://www.joshrc.org/~open/」では、ここでしか見られない情報を満載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。



月刊誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題 提起や全国各地・世界の状況など、他では得られない情報を満載しています。

例えば、過去1年間の特集のタイトルと特徴的な記事をあげてみれば、以下のとおりです。

2014年 11月号 特集/石綿疾患患者と家族の会10周年 堺市麻袋再生業石綿環境被害

12月号 特集/職業性胆管がん事件 特集/泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決

2015年1・2月号 特集/過労死等防止対策推進法施行 石綿健康被害補償・救済状況の検証

3月号 特集/アジアのアスベスト禁止 2014 欧州: 労災職業病の費用の推計

4月号 特集/ストレスチェック義務化「高度プロフェッショナル制度」の導入提案

5月号 特集/心理社会的リスクへの対応 欧州における心理社会的リスク

6月号 特集/泉南国賠訴訟最高裁判決その後 阪神・淡路大震災から20年

7月号 特集/原発被ばく労働問題 受動喫煙防止措置努力義務化

8月号 特集/ストレスチェック指針・実施マニュアル 脳・心臓疾患、精神障害認定状況

9月号 特集/日本の労働安全衛生 最新労災職業病統計・行政通達一覧

10月号 特集/クボタ・ショックから10年 過労死等防止対策大綱の策定

- ●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)
- ●読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

○ 賛助会員になって活動を支えて下さい

全国安全センターの財政は、賛助会費と購読会費 (購読料)、カンパで成り立っています。 賛助会員には、私たちの活動の趣旨に賛同していただける個人・団体はどなたでもなることができ、賛助会費は年度単位で1口10,000円、1口以上何口でも結構です。 賛助会員には、月刊誌 「安全センター情報」をお届けしますので、あらためて購読会費を支払う必要はありません。

購読会費・賛助会費のお申し込みは、電話(03-3636-3882)・FAX(03-3636-3881)・Eメール(joshrc@jca.apc.org)で、氏名、送付先をご連絡のうえ、中央労働金庫亀戸支店(普)7535803、または、郵便払込口座00150-9-545940—名義はいずれも「全国安全センター」—にお振り込みください。



ANROAV2015に被害者・支持 全国安全センター 古谷杉郎 2 640物質に表示・S リスクアセスメント素 16 改正労働安全衛生法政省令施行通達 16 改正化学物質リスクアセスメント指針 24 欧州生活労働条件改善財団 2015 40 ①ポ門カ月」~ニュースにならなかった日々~② 原発災害(1) 人々のつぶやき 48 各地の便り 投稿●日本板硝子共闘労組アスベストの取り組み─ 55 神奈川●うつ病労災事件、元請け企業も連帯責任─ 58 長野●国労、石綿健康管理手帳取得の報告会 61 神奈川●高校教師の負傷、逆転で公務上認定 63 文科省●学校現場の業務改善マニュアルを公表──64

特集/アジアで相次ぐ産業

アジアで相次く産業災害一層の情報共有と連帯促進 ANROEV2015に被害者・支援者が結集

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

アジアでは近年、深刻な産業災害が相次いでいる。最大最悪なもののひとつは2011年3月11日の福島第一原発事故であろうし、直近では今年8月12日、中国・天津市浜海新区にある国際物流センター内の危険物倉庫で発生した大爆発事故がある。後者では、当局が9月11日に現場の処理作業が終了したとし、行方不明の8人について生存の可能性はなくなったと断定、確認されている死者165人と合わせて、犠牲者は173人(大半が消防隊員)と発表している。

Wikipediaを調べてみたら「List of industrial disaster」という項目があり、福島第一原発事故は「エネルギー産業」、天津爆発事故は「その他の産業災害」に掲載されていた。ここに掲載されている「製造業」におけるアジアの産業災害は、以下のとおりである。(https://en.wikipedia.org/wiki/List_of_industrial_disasters)

・1984年12月3日-インド・ボパール災害は、記録された最大の産業災害のひとつである。ユニオンカーバイド・インド社における、有毒なイソシアン酸メチルを含んだタンク内における暴走反応が排出システムに大量に大気中に排出させる圧力を

- 引き起こした。死者の推計は4,000人から20,000 人に及ぶ。この災害は、同地域の人々と生物に 現在にまで及ぶ深刻な健康問題をもたらした。
- ・1993年5月10日-ケーダー玩具工場火災。タイの 劣悪な工場建物で発生した火災。出口の扉が 施錠されており、階段は崩壊した。188人の労働 者が死亡し、ほとんどが若い女性であった。
- ・2007年4月18日 清河特殊鋼事故 (中国遼寧省)。頭上の鉄製レールから外れた溶かした鉄が入った柄杓が落下し、32人が死亡、6人が負傷した。
- ・2012年9月11日-西側への輸出向けに既製服を 生産していた、パキスタン・カラチのアリ・エンター プライゼズ衣料品工場火災事故で、289人が死 亡した。
- ・2012年11月24日-**ダッカ・タズリーン・ファッション** 火災事故。バングラデシュの首都ダッカ郊外にある7階建ての工場ビルの火災で、少なくとも112人が死亡。12人は、炎から逃れるために窓から飛び降りたことによるものだった。
- ・2013年4月24日-サバール・ビル[ラナプラザ]倒 壊事故。バングラデシュの首都ダッカのはずれに



ハノイで開催されたANROEV2015でフィリピン・ケンテックス火災被害者が証言

あった8階建ての工場ビルが倒壊し、1,129人が 死亡した。ビルには、西側市場向けに衣料品を 生産していた5つの縫製工場が入っていた。

このリストは非常に短いもので、多くの産業災害 事例が漏れているが、ひとつだけ加えておきたい。

・2015年5月13日-ケンテックス・サンダル工場火 災。フィリピンの首都マニラの北郊外バレンズエ ラ市にあったサンダルや革靴を生産する工場の 火災で、少なくとも72人が死亡した。

ANROEVに被害者・支援者が結集

1993年5月10日のタイ・ケーダー玩具工場火災、及び、同じ年11月19日に中国・深圳で発生し、87人の死者を出した致麗(ジリ)玩具工場火災を契機に、被災者の国際支援の取り組みのなかで生まれたのが労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク(ANROAV)である。2013年にケーダー・ジリ火災20周年、2014年にボパール災害30周年を迎えたなかで、このようにアジアで重大な産業災害が相次いでいる状況は、深刻にとらえられている。

他方で、このネットワークは、事故・災害の被害者

の問題からはじまって、次第に疾病-職業病被害にも取り組むようになり、さらに2010年インドネシア・バンドンで開催された会議で、労働・環境被害者の権利のためのアジア・ネットワーク(ANROEV)に名称が変更された。

疾病では、まずは宝石加工等によるじん肺問題からはじまり、アスベストでは日本と韓国から職業被害だけでなく環境被害も強調されるようになり、様々な疾病の問題が取り上げられるようになってきた。過去1年間の最大のトピックで言えば、韓国サムスン半導体の職業病問題の進展と、台湾RCA被害者の10年に及ぶ裁判闘争の勝利であろう。

ANROEVの会議が2015年9月4-5日にベトナム・ハノイで開催された。これには、アリ、タズリーン、ラナプラザ、ケンテックス、サムスン、RCAラ等の被災者・支援者らが一堂に会することになった。そこで得られた情報を中心に、主な事件の最新の状況等を紹介してみたい。

ケンテックス火災被害者の証言

フィリピンからは、なじみの労働安全衛生開発研

特集/アジアで相次ぐ産業災害



2015年5月13日件テックス・サンダル工場火災(フィリピン・マニラ)

究所 (IOHSAD) のNadia Santy De Leonらととも に、ケンテックス労働者に正義を!連合コーディネーターのLea Bersabalが参加して、証言を行った。

「私は、Kentex Manufacturing Inc.で9年間働き、国内市場向けの履物(主にハバナ・スリッパ)の製造に従事していました。一日8時間働いて日給は、首都圏の最低賃金481ペソを大きく下回る202ペソ(4ドル)。残業すると1時間につき29ペソでした。私の仕事は、ハバナ柄印刷の修正が主で、シーリングや梱包、プレスもさせられていました。

ケンテックスの労働者は、毎日きつい労働に耐えていました。長時間過密労働だけでなく、劣悪な労働条件ー職場に積もったほこりによるかゆみや皮膚が荒れることもしばしばありました。手袋が支給されましたが、それは薄くて丈夫でないため、自腹で厚く丈夫な手袋を買わざるをえませんでした。

一日のノルマを課せられ、達成するよう厳しく監視されていました。常に『雇われたがっている代わりの派遣労働者はいくらでもいる』と脅されました。(20~25年働いてようやく直雇いの常用労働者になれた。)

派遣会社は週給から100ペソ(2ドル)の保証金

を差し引き、5か月後にまとめてでしか賃金は支払 われませんでした。彼らは、法定の社会保険料等 をきちんと差し引きながら、それを収めてはいません でした。政府機関はいまだにこの問題に対処して いません。

悲劇的な火災は、5月13日の午前11時半頃、ちょうど多くの労働者が昼食休憩を終えたときに発生しました。火災は、修理や溶接作業が行われていた1階の階段近くで起こりました。溶接の火花があたりに散らばっていた化学物質の入った袋と反応して、あっという間に建物全体に燃え広がりました。袋には、火災時の対応や消火方法等を含めて、適切な表示はなされていませんでした。労働者たちは、袋に水をかけて消そうとしましたが、かえって火災を大きくしただけでした。

私は、同僚たちが助けを求めて泣き叫ぶのを見ました。ねずみ一匹も通れないようにした鉄格子が 嵌められた窓から、どうしようもできない手が振り続けられたのです。友人や仲間たちがどのように来る ことのなかった助けを待っていたかを見るのはつらいことでした。いまでも彼らの叫び声が耳にこびり ついて離れません。もし、自分も檻のような2階に閉



2012年11月24日タズリーン・ファッション火災(バングラデシュ・ダッカ)

じ込められていたら、どうなっただろう?子どもたちの面倒は誰がみるのか?私たちは、亡くなった72人以上の労働者とあとに残された家族に対する正義を求めています。

翌日、IOHSADをはじめとした労働団体が現場にやってきました。彼らの事実調査チームによる調査結果は、ケンテックス経営陣による明白な労働安全衛生基準違反を明らかにしました。さらに悪いことに、労働者の安全の確保に責任をもつ労働省が、火災事故の8か月前-2014年11月にケンテックス社に、一般及び労働安全衛生基準を遵守しているという証明書を発行していたのです。私たちは、政府の法的及び行政的無対応に怒り、私たちの仲間の労働者の命を奪った惨事に直接責任のあるケンテックスの所有者と労働省、消防庁を提訴しました。

私たちは、同僚を亡くしたことを嘆いていますが、 正義のために立ち上がりました。労働政策、とりわ け労働者の安全と健康の保護の改革を働きかけ 続けます。

私たちの正義のための闘いは、労働安全衛生 監督及び使用者の責任に関する命令案が8月5日 に国会下院の労働雇用委員会で採択されるという、初期の成果を獲得しました。この法案は、安全衛生基準に違反したすべての使用者により重い罰を与えることになります。私たちは、これが労働現場の事故や死亡の予防に大いに役立つことを知っています。法案が成立するまで、より一層努力をひろげ、労働者と団結していきます。

ANROEVのメンバーに私たちの状況を知ってもらう機会を与えていただき、ありがとうございます。 ANROEVのようなネットワークが、私たちの正義とすべての労働者に安全な職場を求める私たちの闘いを支援し続けてくれていることに感謝します。フィリピンで取り組みを継続し、正義と職場の安全を求めるすべての労働者と連帯していくことを誓います。」

同工場には200人弱の労働者が雇われていて、 事故当時約150人が工場にいたと言われている。

労災補償制度 (EC) も所管する社会保障サービス (SSS) は、該当する給付の請求手続を開始。 葬祭料がSSSとECから各20,000ペソ。遺族に対する死亡給付は保険料納付期間によって異なり、 36か月以上だと生涯年金 (子どもには基礎年金の

特集/アジアで相次ぐ産業災害



2013年4月24日ラナプラザ倒壊事故(バングラデシュ・ダッカ)

10%か250ペソかどちらか高いほうの被扶養者年金)、未満だと一時金。また、一部(57人)の被害者・家族は、会社と補償の支払い(死亡者一人当たり151,200ペソ)について合意したと報じられている。

二大災害被害者がネットワーク

バングラデシュからは、労働安全衛生環境財団 (OSHEF)のChoudhury Reponらが参加。

OSHEFによると、タズリーン・ファッションの死者は112人、負傷約300人、行方不明約200人。ラナプラザの死者は1,135人になっており、負傷1,248人、行方不明146人近く。2013年には、他にも2件、各々7人と9人の死者を出す衣料産業での事故が発生している。(信頼できる労災職業病統計がないため、OSHEFでは全国主要紙掲載記事を網羅して、独自の労災職業病統計を定期的に発表している。)

タズリーン火災は、1階での電線のショートからは じまったとみられ、大量の織物や糸に燃え移って、 短時間のうちに建物全体にひろがった。通路は狭 く、扉は施錠がされ、窓から飛び降り、そのため亡く なった者も多かった。工場のマネージャーが、「火 災警報器の故障だから、仕事に戻れ」と言ったという証言もある。

ラナプラザでは、停電があり、最上階にある発電機が始動した後に、ビルの崩壊が起こったという。 沼地の上に無許可で建物を建設、商業用から工業用への利用目的の転換、3階分を後に建て増し、 基準を満たさない建材の使用等が原因として指摘されている。やはり、扉は施錠されていたと言う。

事故後、被害者・家族だけでなく、全国の衣料労働者らによる「暴動」と報じられたような激しい抗議活動が続いたり、また、世界の多くのトップブランドが両事件の関係工場から製品を調達していたことなどもあって、国際的にも大きな関心を呼ぶととともに、関心と支援もひろがった。労働関係法令の若干の改正や内外の業界関係者による協定や自主点検等の進展もあった一方で、同じような事件が繰り返されないと保証できる状況ではとてもないという懸念の声も大きい。

2013年12月14日に、OSHEFがまとめ役になり 約150人の被害者・家族が参加して、ラナプラザ・ タズリーン被害者権利ネットワークが設立された。 2013年11月22-23日にダッカでA-BAN会議が開



2012年9月11日アリ・エンテープライゼズ火災(パキスタン・カラチ)

催され、バングラデシュ・アスベスト禁止ネットワーク (B-BAN) が結成されているが、当初はその直後 (タズリーン火災2周年) に設立する予定だったのが、国内の政治状況を考慮して若干遅らせたと聞いている。ネットワークの主な目的は、正義、公正な補償と社会的リハビリテーションを求める被害者の声を高めて、被害者・家族をエンパワーし、国レベルの協議プロセスの中心に据えることである。

この間ネットワークは、関係諸機関への働きかけ、 重度傷害者への医療支援、職業訓練・代わりの収 入減を得るための支援、最底辺の家族の子どもの 教育支援、2つの事件の被害者のデータベースの 作成などを行ってきている。

ラナプラザ被害者に対しては、ILOの支援によってラナプラザ信託基金が設立された。これまでに約5,000人の被害者・遺族が請求を行い、2,800人が徐々に補償を受けるようになっている。製品を調達していた29の国際ブランドのうち、NKD、カルフール、JCペニー、Cato Fashions、Lee、Grabalok、ウオルマート等15近いバイヤーはまだ補償を支払っていない。(2014年4月のILOの発表では、一律5万タカの見舞金。1,500万ドル集まっているが、最終

的に必要な金額は4,000万ドルと見積もられているとされていたが、くわしい現状は聞き漏らした。)プライマークは、死亡者との血縁関係のDNA証拠を提供できた約600人に補償を支払っていて、この受給者は上記信託基金の受給対象にはならない。

タズリーン被害者については、C&A Foundationが中心になってマルチステークホルダーの協議が続けられている。タズリーン火災被害者ネットワークから2人のリーダーが協議に参加しているという。ちなみに、ウオルマートはタズリーン・ファッションの最大の顧客であったにもかかわらず、こちらでも補償支払いに応じていないようである。

ドイツ・イタリアで裁判提訴

パキスタンからは、全国労働組合連盟(NTUF) のNasir Mansoorらが参加した。

Nasirとは、2014年5月にBWIやインダストリオール等がウィーンで開催した国際労働組合アスベスト会議で会った後、2015年2月にカラチでのアスベスト会議に参加したおりに、長年の計画が実って移転したばかりという新事務所を訪問した。組合員を

特集/アジアで相次ぐ産業災害

集めて交流会を設けてくれたのだが、そのときにも タズリーン火災の被害者・家族も参加していた。また、船舶解撤現場の労働者も組織していて、現場 に案内しようとしてくれたのだが、最後?の警察の チェックポイントで外国人が何の用で行くのかと見 咎められ、たどり着くことができず、組合幹部に出向 いてきてもらって近くの食堂で交流もしている。

今回、アリ・エンタープライズ火災についての特別の報告はなされなかったが、NTUFは被災者協会の主要な支援団体のひとつであり、会議直後の事故3周年の取り組み等について知らせてくれた。

アリ・エンタープライズは、ドイツの格安衣料品ブランドKiK向けにジーンズを製造していた。やはり、 扉は施錠され、窓には鉄格子がはめられていた。 NTUFの繊維労働組合によれば、労働圧力が強く、無払い残業で有名な工場だったという。

カラチのあるシンド州政府は、法令等の見直しを 行う合同行動計画を策定し、今年になって1934年 工場法とは別に2015年安全衛生法を制定する法 案を準備したと言うものの、その成立や全国への 波及の行方等は定かではない。

KiKは、被害者・家族に当面の救済を行う協定 に署名し、最初の段階として100万ドル支出した。こ の分配を行うために、シンド高等裁判所に補償委 員会が設置されたが、少なくとも被害者・家族が納 得するように機能してはいないようだ。

KiKは長期的な補償も約束したものの、履行されないために、今年3月に被害者の代表が、賠償を求めてKiKをドイツの裁判所に提訴した。また9月には、アリ・エンタープライズに証明を与えたイタリアの監査会社RINAを相手取って、イタリアの裁判所でも裁判を提起している。

台湾発の画期的所業業病判決

台湾からは、桃園県元RCA労働者関懐協会 (以前は「関懐」(Caring) のところを「自救」と聞 いていたのだが…) の呉志剛 (Wu Chih-Kang) と工作傷害受害人協会 (TAVOI) の劉念雲 (Liu Nien-Yun)らが参加して、4月17日の10年に及ぶ裁 判闘争の勝訴判決の内容が詳しく紹介された。 原告は、RCA台湾の元労働者及び死亡した元 労働者の遺族でつくる上記協会。

判決の概要は、以下のとおりであった。

被告RCA台湾、被告テクノカラー(元トムソン SA、その後テクノカラーSA) は、その子会社トムソ ン・コンシューマー・エレクトロニクスとともに、それら 被告によって引き起こされた危害から生じた苦痛 と損害について、被告の会員らを補償する責任を 連帯して負わなければならない。裁定された損害 の総額は5億6.445万元 (17.865ドル)。内訳は、35 人の死亡した元労働者についてその家族に対し て支払うべき損害について、損害額は最高168万元 (53.173ドル) から最低92万元 (29.119ドル)、様々 な種類のがんなどすでに重篤な病気を診断されて いる者236人とそのような疾病にまだ診断されてい ない者141人を含む、377人の生存中の元労働者 が蒙った健康傷害について支払うべき損害につい て、損害額は最高447万元(141.478ドル)から最低 30万ドル(9.495ドル)。

RCAは、その操業時、揮発性有機溶剤及び鉛に関する労働安全衛生規則に繰り返し違反した。それゆえ、民法第184条第2項が「他者の保護のために制定された法令の規定」と呼ぶものに繰り返し違反した。

裁判所は、RCAが、その電子及び電気製品の製造において、主要な脱脂剤及び洗浄剤としてトリクロロエチレン(TCE)を使用したことを認めた。TCEはその後テトラクロロエチレン(PCE)、さらにその後1,1,1-トリクロロエタン(1,1,1-TCA)に置き換えられた。RCAはまた、熱線はんだ付け機及び手動はんだ付け作業を用いた。

労働監督官は、同社が、「有機溶剤中毒予防規則」、「鉛中毒予防規則」、「労働安全衛生機器規則」を含む、危害から労働者を保護することを目的とした当時の政府規則に違反していることを再三確認した。1975年、76年、77年、78年、80年6月及び11月、83年、85年及び91年の9回の労働監督で、合計53件の違反を確認した。[局所排気装置や有機溶剤の表示・掲示、健康診断、作業環境測定関係等]

RCAは、労働者用に公共水道水と地下水を違法に切り替えることにより水道法に繰り返し違反し、



2015年4月17日台湾·元RCA労働者の職業病事件に勝訴判決

それゆえ、民法第184条第2項が「他者の保護のた めに制定された法令の規定 | と呼ぶものに繰り返し 違反した。

RCAの操業当時に台湾で執行されていた水道 法は、水道水の品質及び利用者の健康を確保す ることを目的に、公共水道工場の水を用いるパイプ ライン・システムを他の水源の水を用いるパイプライ ン・システムと接続することを明確に禁止していた。 この法規定は、至上の公衆衛生の重要性という公 共の利益に奉仕するものである。

また、水が汚染されていることを知り、作業場の 水飲み器に設置された活性炭濾過器が水の中の 有害な汚染物質を除去できないことを知っていて、 RCAは、経営陣の飲料用には蒸留水を購入して いた。一般労働者の飲料用に蒸留水が提供され たことはなかった。

RCA工場現場土壌中の有機溶剤濃度は、法定 基準よりもはるかに高く、環境保護署の土壌改善 基準(10ppm)の110倍に達していた。

RCA工場現場地下水中の有機溶剤濃度は、

法定基準よりもはるかに高く、環境保護署の是正 基準の数万倍に達していた。コンセンサス・レポー トの検出値は、TCE33,000ppb (改善基準5ppb)、 PCE96,000ppb (同前40ppb)、TCA130,000ppb (同前200ppb)であった。

操業中のRCA工場内部の大気汚染は深刻で あり、飲料水は汚染された地下水と混ぜられ、原告 のメンバーらは適切な防護措置なしに直接(吸入、 皮膚接触及び汚染水の飲用を通じて) 有機溶剤 に曝露させられた。

裁判所は、混合有機溶剤への曝露がRCAの元 労働者の健康に危害をもたらしたものと認める。

現在の自然科学における科学的手法を用いて 因果関係の高度に確実な立証に達するのは著しく 困難である。科学的知識のない通常の人々に立 証責任を負わせ、因果関係の確立を求めることは 不可能である。それが、環境汚染に関連したほと んどの公害訴訟における状況である。

そのような公害の場合の因果関係の立証におけ るこの困難に対して、日本の法理論及び司法慣行

特集/アジアで相次ぐ産業災害

は、証拠の優勢、推定される事実、その他の因果 関係の蓋然性理論を開発または採用してきた。これらの理論の大部分は、公害事件の場合に、[原告らによる] 因果関係の立証はある程度の蓋然性の基準を満たせば足り、もっとも厳密な科学的試験に耐えられる立証まで満たす必要はないことを支持している。換言すれば、原告らは、「[被告による]この行為がなければ、起こらなかったであろう」ことだけを立証すればよい。これは発展して、「疫学的因果関係」、「間接的反対証拠」、その他の理論になっている。

あるファクターが一定の疾病の原因であるかどうかを議論する場合、たとえ厳密な科学的試験による結果がなかったとしても、疫学的手法によっていくつかのファクターを検討した後、統計的手法によって確立された「合理的な程度の確実性」に基づいて、[当該ファクターと疾病の間の]因果関係について判決を下すことができる。

また、アメリカでは、いくつかの中毒に関する不法 行為訴訟において、「疾病の発症を増大させる危 険」という立証基準が採用されている。

上述した理論的発展は、すべてこの問題に対処しようとしたものである。伝統的な不法行為訴訟で用いられる立証責任についての理論を現代の多岐にわたる新たな種類の公害に適用した場合、立証責任の配分が不平等かつ不公平な状態になってしまう。また、これは、平等の原則を追求するうえでの不法行為法の本来の意図に反する。

したがって、ある有機溶剤がRCA工場で被告によって使用され、この有機溶剤がIARC(国際がん研究機関)及びUS EPA(アメリカ環境保護庁)によって一連の特定の疾病の原因として認められ、また、原告のメンバーらがそれら特定の疾病のうちのひとつを診断されている限りにおいて、当裁判所は、疫学的因果関係が確立されているものと判断する。

本件において、それらの特定の疾病をまだ診断されていない労働者もまた、IARCグループ1の既知のヒトに対する発がん物質のひとつであるTCEに慢性的に曝露させられた。彼らが一定の臨床症状の明らかな兆候を示しておらず、通常人と違っ

て見えないという事実は、彼らの健康が損害を受けていないということを意味するものではない。がんを引き起こすTCE曝露の最小量(閾値)が存在しないことから、TCEに慢性的に曝露させられた者はすでに健康に損害を蒙っている。

したがって、もし彼らが、IARC及びUS EPAによってそれらの有機溶剤によって引き起こされうると認められた疾病を診断されれば、他のファクターも当該疾病の発症に寄与するかもしれないと言う事実は、当該事例が職業病であるかどうかを判定するうえで関係がない。

当裁判所は、被告RCAの専門家証人の主張を 却下する…つじつまのあわない専門用語をもてあ そぶことによって混乱及び誤導をもたらそうとするこ の種の企みを、裁判所は認めることはできない。

裁判所は、損害額を裁定するに当たって、年齢、 状態、教育水準、作業経験、RCAにおける雇用期間、職位及び職務内容、収入水準及び財政状況 などの原告の個々のメンバーの状況を考慮した。

裁判所は、原告メンバーらが蒙った苦痛の深刻 さ、被告らによる補償がいまだなされていないという 事実、及び、資産の詐欺的な移転に示される被告 らの悪意も考慮に入れた。

RCA台湾は、1969年に操業を開始して、1992年に工場を閉鎖した。1994年に地下水の汚染と健康被害が社会問題化。TAVOIらが支援して1998年に被害者協会が設立され、裁判は2004年に提起された。

裁判は高裁に舞台を移すが、9月になって労働 部が、35人の死亡労働者の遺族に最高20万元の 慰問金を支給、などとも報じられている。

韓国・サムスン調停勧告案を拒否

韓国からは、半導体労働者の健康と人権擁護者 (パノリムまたはSHARPS)のKONG Jeong-Okら が参加した。

韓国の半導体産業職業病事件については、本 誌はおりにふれて紹介しているが、直近では2015 年1・2月号に比較的詳しい記事を掲載している。

SHARPSに情報が寄せられた被害事例(括弧



2015年7月23日サムスン電子職業病問題で調停委員会が勧告案公表(向かい側はSHARPSメンバ-

内は死亡者数)は、2015年8月までに、サムスン電 子関係で半導体178(59)、LCD34(12)、その他23 (13)、サクムン・エレクロメカニクス等51(21)、その 他エレクトロニクス企業68(24)で合計354(129)件 になっていると報告された。

このうち67件について労災申請がなされ、認定 されたのは3件(再生不良性貧血、乳がん、急性白 血病[マグナチップ半導体])だけ、25件が不支給、 38件は審査中。不支給25件のうち18件について 行政訴訟が提起され、容認されたのが5件(うち4件 (急性白血病3件と再生不良性貧血) は確定で、1 件(乳がん)は上級審で審理中)、業務外確定が1 件、未決定で審理中が12件という状況である。認 定確定合計7件中、マグナチップ半導体が1件以外 は、すべてサムスン半導体の事例である。

労災認定はスローだが着実に前進しているとし て、以下の点があげられた。

- ・証明は必ずしも医学的または科学的手段を用 いた明確に立証されなければならなくてもよい。
- ・当該労働者の健康状況に基づいて、近似的な 因果関係が判断されるべきである。
- ・労働者の無過失が適切に調査されていないと

- いう状況は、近似的な因果関係において労働者 に有利とされるべきである。
- ・職業曝露限界は単一物質を基礎にしている。し たがって、複数の有害要因は疾病リスクを増大 させる相乗効果を生じる蓋然性がある。
- ・一定の化学物質と疾病との関連性がまだ調べ られていないという事実は、わずかな関連しかな い、または関係がないと仮定する根拠とすること はできない。

2015年1・2月号では、サムスン電子と8人の被害 者・家族からなるパノリム代表団との直接交渉が 開始されたものの、サムスンが包括的解決を先送り して8人についての補償を優先させようとするなか で、同代表団から6人が分離して家族対策委員会 をつくり、交渉迅速化のため調停委員会を設置す ることでサムスンと合意して、3人の調停委員が決 まったことまでを紹介した。

今年7月23日に調停委員会は、調停勧告案を発 表した。

具体的には、補償と再発防止対策を遂行する 「公益法人」の設立を提案。サムスン電子から約 1千億ウォン、韓国半導体産業協会からも寄付を求

ハノイ宣言: ANROEV2015

われわれ、労災・公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク(ANROEV)のメンバーは、職業病の予防と職場安全の改善に関して、ネットワーク・メンバーの能力を高めるためにハノイに集まった。われわれはここに、アジアが世界的な生産ネットワークのハブになっているとともに、それが莫大な人々の犠牲と労働者・家族の苦難によって成り立っていることを確認する。アジア地域における、労働・環境問題を原因とした死亡、傷害及び疾病の発生率は世界で最も高く、労働関連原因によるものだけで100万人以上が、環境汚染によりさらに何百万人もが死亡していると推計されている。

これは、2008年に韓国・ソウルでのILO世界安全衛生会議でソウル宣言¹が採択され、この地域の 諸政府が安全衛生を改善すると誓ったにもかかわらずもたらされたもののである。皮肉なことに、過 去数年間にアジアは、パキスタン・カラチ、バングラデシュ・ダッカ、中国・吉林から、より直近ではフィリピン・ マニラ、バングラデシュ・ダッカのもっとも悪名高いラナプラザ工場倒壊まで、この地域に存在するきわめ て不安全な職場状況を反映した、相次ぐ産業災害を目撃してきた。これらの災害による死亡者数の 合計は1,500人を超え、さらに数千人が負傷している。これら産業災害による被害者の多くが会議に 参加した。67人の消防隊員を含めた121人をこす人々を殺した、2015年8月に天津の化学物質保管 倉庫の最近の爆発は、アジアでは労働安全衛生が優先事項になっていない現実を補強している。

アジアが産業災害に対処できていない一方で、ILOやWHOは、労働者や住民の大部分が災害ではなく、職業病・公害病によって死んでいると推計している。フォーマル及びインフォーマル・セクターの双方における女性労働者の状況は無視されたまま、職場のなかで過小評価され、労働と家庭で数々の問題に直面している。アジアの労働者の多くがインフォーマル・セクターに落ち込まされ、インビジブルなまま、いかなる公的統計にも記録されていない。

2010年にANROEVネットワークのメンバーは、インドネシア・バンドンに集まって歴史的なバンドン宣言²を生み出したが、その5年後のいまも、この宣言のエッセンスとANROEVネットワークのメンバーがアジアの労働者が安全な職場を手に入れるために必要と考えていることは同じままである。

ネットワークの誓い

それゆえ、われわれ、ANROEVメンバーは、「よい労働」、安全、有意義で社会的に公正かつ環境的に持続可能な労働、労働者が能力と知識を発展させることができ、合理的なワーク・ライフ・バランスをもった労働、労働者に尊厳と敬意が払われる労働を実現するために、個々にまた集団的に取り組み、また取り組みを支援することを誓う。

われわれはまた、以下のことを確約する。

1 ある国から他の国へのリスクの移転を許さず、不安全な労働条件によって引き起こされる危害を

めて基金をつくり、大韓弁護士協会、韓国法学教授会、経実連、参与連帯、産業保健学会、韓国安全学会、大韓職業環境医学会から1人ずつ推薦を受けて発起人を依嘱、発起人は公益法人設立後は理事会を構成する。

また、補償対象者は、サムスン電子半導体・LCD 事業場で2011年1月1日以前に従事していた労働 者のうち、最低1年以上働いた者。最大潜伏期は、疾患によって最低1年から14年。疾患の範囲は、業務との関連性が疑われる12疾患(白血病、リンパ腫、多発性骨髄種、骨特異形成症、再生不良性貧血、乳がん、脳腫瘍、生殖疾患、次世代疾患、希少病、貴重がん、卵巣がん)。業務との関連性の蓋然性の程度、労働災害の認定及び裁判所の判決等

なくすために、世界中の働く人々との連帯を構築する。

- 2 様々な諸国のユニークかつ多様なイニシアティブが尊重及び支持される、活発かつ民主的に運 営される安全衛生活動家の世界的ネットワークを構築する。 これを実現するために、われわれは、以下のことを地域の諸政府に求める。
- 1 職場における健康と安全が、労働者の基本的人権のひとつであることを認めること。
- 2 労働安全衛生を優先的政策課題にすることによって、迅速に、断固として、誠実に行動する。こ れには、各国において、業務上の死亡と疾病のすべての事例の報告を求めることが含まれるべき である。地域のすべての政府によって、ILO第155号条約が批准されるべきである。
- 3 法的地位にかかわりなくすべての労働者、とりわけ未登録、インフォーマル及び移住労働者を保 護する法律の立法及び執行を積極的に推進するとともに、労働者を保護する既存の法律や協定 の弱体化を許さない。
- 4 労働者とその組織が、職場におけるよりよい健康と安全の実施において、重要な役割をもってい ることを認める。組織化された労働組合のある職場は安全な職場であり、職場における結社の自 由を保護する努力がなされなければならない。
- 5 傷病労働者が、迅速に治療、及び合理的な期間内に補償及びリハビリテーションを受けられるよ うにする。被害者が不当な遅延によってさらに不利益を蒙ることがないように、すべての手続が簡 素化されるべきである。
- 6 独立、透明かつ責任ある医療機関と専門家を十分な数提供することによって、職業病の適切な 診断を確保する。
- 7 被害者とその組織が、労働安全衛生方針に関連した意思決定過程に参加できるようにする。
- 8 その社会的阻害や社会のなかでの不平等な立場のゆえに、労働者の一定の部分が職場にお ける危害の影響を相対的に受けやすいことを認める。未登録、移住、女性労働者、有色人種や少 数民族などの労働者を保護し、その尊厳を守るために、特別な注意が払われるべきである。
- 9 いかなる国においても、労働者及び市民の死亡、傷害及び疾病の原因となる曝露につながる犯 罪行為について、企業、ブランド、個々の責任者に責任を問う法的枠組みを確立する。企業はまた、 その子会社及び孫会社の行動についても責任を問われるべきである。
- 10 他の地域で禁止されている、有害なプロセスやアスベストのような化学物質は、アジアでも根絶さ れるようにする。
- 1 http://www.seouldeclaration.org/en/Resources
- 2 http://www.anroev.org/2010/11/08/bandung-declaration-on-occupational-safety-and-health-in-asia/

により、1群~3群までに区分し、群によって補償金 に差を設ける。補償対象者になると、治療費が支 払われ、業務関連性の疑いの程度により、追加の 補填額、遺族補償金等が支払われる-等の考え方 も示された。(サムスン電子が以前示した案は、血 液のがん、脳腫瘍、乳がんだけが補償対象で、最 小在職期間5年等としていた。)

再発防止対策では、公益法人が選定・委嘱した 3人以上のオンブズマンシステムを提案。また、サム スン電子内部の災害管理システムの強化と、公益 法人次元の予防対策事業の推進も提案した。公 益法人次元の予防対策事業は、化学物質関連の 産業保健安全基準に関する立法改善案の用意、 研究報告書発行、有害化学物質の情報公開と営

特集/アジアで相次ぐ産業災害

業秘密管理のための具体的な規定の制定等。

謝罪に関しては、サムスン電子・家族対策委・パノリムが共同で「労働健康人権宣言」を行うという提案を行っている。合わせて、サムスン電子の代表理事が記者会見の方式で、半導体等事業場に内在する健康有害因子による危険に対し、十分な管理がなされなかった点、被害者の不幸について真剣な配慮と早急な解決のために最善を尽くせず、苦痛を延長させる結果を生んだ点等を認め、労働者と家族に真摯な謝罪の意を表わすことを勧告した。公益法人を通じて補償対象者に選ばれた人々には、サムスン電子代表理事の名義で書信形式の謝罪文を個別に渡すことにもふれている。

8月3日、サムスン電子は、調停委員会の勧告案に対する立場を発表し、「公益法人を設立し、その法人を通じて補償を実施するには再び長い時間が必要」として、これを拒否。代わりに、勧告された1,000億ウォン規模の基金をつくり、補償委員会を自主的に設けてすぐに執行に乗り出すとした。補償対象者は1996年以後の退職者に限定、12疾病のうち流産と不妊は除く、最大潜伏期間は10年に限定等と、勧告案の内容に変更を加えている。

パノリムは、大きな枠組みで勧告案を受け入れることを表明するとともに、一部修正案を調停委員会に提出した。家族対策委員会は、7月30日に調停委員会に提出した修正案で、「早期補償」等を理由に公益法人設立案に反対し、代わりに補償対象者がサムスンと直接交渉して、年内に補償問題を終えようと提案した。

ANROEV2015前日の9月3日にサムスンは、独自の補償委員会設置を発表。13日には、家族対策委員会が立場資料を出して、その代理人弁護士が補償委員として参加することになったと公表した。しかし、幹事の一人が「家族対策委員会のすべての内容が含まれておらず、共有されていない立場資料は認められない」と反発していることも明らかになった。また、サムスンが、多発性硬化症、縦隔洞がん等の「3郡」疾患の補償適切性の検討を大韓職業医学会に依頼して断られたことなども、メディアによって明らかにされている。

一方で、この間のメディア報道に、勧告案に対す

る被害者・家族の「意見の違い」やパノリム「分裂の憶測」等を書きたてたり、さらには調停委員会の信頼性を傷つけようとする傾向がみられていることに対する懸念も表明されている。

いずれにせよ、サムスンが独自補償委員会による補償を開始したことによって、事態は新たな段階を迎えている。この方式によって問題を解決できないことは明らかであり、被害者・支援者らを分断することによって利益を得ようという画策がかえって高くつくということを、サムスンは学ばなくてはならないだろう。

本誌の読者には、現在フランスのディドロ大学東アジア学科のポール・ジョバン教授を知っている方も多いと思う。実は彼は、日本の慶應義塾大学でサムスン電子のイ・ジェヨン副会長と留学生活を共にしていた。彼はイ副会長に、サムスン電子が半導体事業場の白血病被害者に正当かつ倫理的な解決策を示すために、真剣かつ透明な態度で対話に臨むよう求める手紙を送るとともに、そのことを公表。韓国メディアでも報じられている。

ANROEV2015ハノイ宣言

今回は、近年のアジアにおける大きな産業災害 とその現況を簡単に紹介することにとどめた。

ANROEV2015ハノイ会議には、韓国から加湿器消毒剤による健康被害者家族とアスベスト被害者・家族。インドから環境曝露による石綿肺被害者らも参加し、証言等を行っている。2日間の会議の内容も豊富であり、また、続けて9月6-7日にはアジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)の会議も開かれている。また、別の機会にも紹介していきたい。

最後に、ANROEV2015会議で採択したハノイ 宣言(別掲囲み)及び配布された会議資料のなか から、ANROAV/ANROEV会議を要約した表を 一部改変して紹介しておきたい(次頁)。

顔の見える連帯活動のなかで、重要な情報や経験を共有し、共同のキャンペーンを展望できるのは、20年近いネットワーキングの努力と蓄積の賜物でもあり、今後も一層発展させていきたいと考えている。

ANROAV/ANROEV会議

年	開催場所	主な特徴	日本
1997	タイ・バンコク	ANROAV設立	参加なし
1999	中国・マカオ	初期段階、概念化及び協力関係構築 アジア7か国から参加	天明/外山
2001	タイ・バンコク	ケーダー火災記念日と結合 デモ行進 アジア11か国から参加	古谷/外山
2002	タイ・バンコク	ケーダー火災記念日と結合 デモ行進	古谷
2003	タイ・バンコク	ケーダー火災10周年、共同キャンペーンの確認、アスベスト 参加者80名以上	古谷/外山
2004	タイ・チェンマイ	キャンペーンの具体化 世界アスベスト会議(GAC)日本への参加確認	古谷
2005	中国·香港	中国の被害者グループが参加 香港ジュエリー・フェア会場抗議活動 本「Struggle for Justice」刊行	古谷
2006	タイ・バンコク	中国からカドミウム中毒被害者参加 インドと中国の被害者交流	古谷
2007	中国·香港	職業病キャンペーンの強化 アメリカ・カナダのグループの参加	古谷
2008	フィリピン・マニラ	肺疾患・エレクトロニクス・被害者組織化など並行ワークショップ 開始 韓国サムスン被害者が参加	古谷
2009	カンボジア・プノンペン	ネットワーク拡大、19か国から150名参加 カンボジアにおけるローカル・ネットワーク アジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)設立	古谷
2010	インドネシア・バンドン	労働安全衛生に関するバンドン宣言 欧州ワークハザーズ・ネットワーク、アメリカCOSHネットワークから 参加 ANROAVから環境被害者を含める名称変更 A-BAN会議も開催 労働安全衛生に関する共同研究開始	古谷/澤田
2011	インド・ジャイプール	インドの50名以上の被害者が参加 A-BAN会議も開催 研究結果の発表	古谷/澤田
2013	タイ・バンコク	ケーダー火災20周年 アフリカからの参加 世界草の根ネットワークの初期議論	澤田
2015	ベトナム・ハノイ	ハノイ宣言 A-BAN会議も開催	古谷/澤田

640物質に表示・SDSに加え リスクアセスメント義務付け

改正労働安全衛生法来年6月1日施行

2014年の労働安全衛生法改正の化学物質関係の施行期日が、2016年6月1日と定められた。

改正の主な内容は、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等について、 ①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示、②安全データシート(SDS)の交付、③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメント、の3つの対策をセットで義務づけるようにすることである。

リスクアセスメントの実施とその結果に基づく措置を講ずることは、2006年の法改正によって努力義務として導入され、一般的な「リスクアセスメント指針」及び「化学物質リスクアセスメント指針」が策定された。今回、一部の化学物質についてはこれが罰則付き義務とされて、「化学物質リスクアセスメント指針」はそれに対応するものとして改訂された。努力義務対象の化学物質については、新指針の末尾に「この指針に準じて取り組むよう努めること」と記載されている。

また、労働安全衛生規則第34条の2の8「調査の結果等の周知」が新設されて、新指針には「リスクアセスメント結果の労働者への周知」が盛り込まれているが、これも努力義務のリスクアセスメント指針でも準じて取り組むよう努める」べきものであろう。新指針は、「基本的に旧指針の構成を維持」したとされているが、リスクの見積もりの説明は増え、「予防原則」に言及されていることなどを含め、変更も多いので注意されたい。

基発0803第2号 平成27年8月3日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局課長

労働安全衛生法施行令及び厚生 労働省組織令の一部を改正する 政令等の施行について(化学物質 等の表示及び危険性又は有害性 等の調査に係る規定等関係)

労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成

26年法律第82号。以下「改正法」という。)については、平成26年6月25日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発0625第4号をもって通達したところであるが、改正法において政令で定めることとされている施行期日のうち、化学物質等の危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)等に係るものについては、平成27年6月10日付けで公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成27年政令第249号。以下「施行期日政令」という。)において、平成28年6月1日から施行されることとされたところである。

また、化学物質等の譲渡又は提供時の名称等

の表示義務の対象物質の拡大、リスクアセスメント 等に係る規定の施行に伴う所要の規定の整備等 を内容とした労働安全衛生法施行令及び厚生労 働省組織令の一部を改正する政令(平成27年政 令第250号。以下「改正政令」という。)が平成27 年6月10日付けで、労働安全衛生規則及び産業 安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を 改正する省令(平成27年厚生労働省令第115号。 以下「改正省令」という。)が平成27年6月23日付け で、それぞれ公布され、いずれも平成28年6月1日か ら施行されることとなっている。

改正法による改正後の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)、改正政令による改正後の労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)及び改正省令による改正後の労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)の趣旨、内容等は、下記のとおりであるので、これらを十分に理解の上、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正法及び改正政令の趣旨

今回の改正は、人に対する一定の危険性又は 有害性が明らかになっている化学物質について、 起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者及 び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業 者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕 組みを創設するものであり、労働安全衛生法施行 令別表第9に掲げる640の化学物質等について、 譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル 表示、安全データシート(SDS)の交付及び化学物 質等を取り扱う際のリスクアセスメントの3つの対策 を講じることが柱となっている。

これらの化学物質等を取り扱う事業者は、譲渡・ 提供元から提供される安全データシート (SDS) の 内容等から化学物質等の危険性又は有害性を特 定し、特定された危険性又は有害性によるリスクの 見積りを行い、その結果に基づきリスクを低減する ための措置を検討するという一連の取組を行うとと もに、化学物質等を実際に取り扱う労働者が当該 化学物質等の危険性又は有害性を確実に認識で きるよう、譲渡又は提供する際には容器又は包装 に名称、標章その他の事項を表示することとしたも のである。

第2 改正の要点

I 施行期日政令関係

改正法附則第1条第4号に掲げる規定(リスクアセスメント等関係)の施行期日を平成28年6月1日としたこと。

Ⅱ 改正政令関係

1 労働安全衛生法施行令の一部改正

(1) 表示対象物の範囲の拡大

法第57条の規定に基づき、譲渡又は提供の際に容器又は包装に名称等の表示が義務付けられている物(以下「表示対象物」という。)の範囲を拡大し、以下のとおりとしたこと。(令第18条関係)

- ① 令別表第9に掲げる物 (※一部の物を適用除外。(2)及び第3の2を参照。)
- ② 令別表第9に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- ③ 令別表第3第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

(2) 表示義務の適用除外規定の創設

(1) ①のうち、イットリウム、インジウム、カドミウム、 銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タン タル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナ ジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムの純物質 であって粉状の物以外の物については、表示対象 物から除くこととしたこと。(令第18条第1号関係)

なお、(1)②及び③(混合物)についての適用除外は、厚生労働省令において規定することとしたこと(第3の2を参照。)。

2 所要の規定の整理

改正法による改正前の労働安全衛生法(以下「旧法」という。)第57条の3が、法第57条の4とされ

新化学物質リスクアセスメント指針

たこと等に伴い、令及び厚生労働省組織令(平成 12年政令第252号)について、所要の規定の整理 を行ったこと。

3 経過措置

今般の改正政令により新たに名称等の表示義務の対象となる物であって、改正政令の施行の日において現に存するものについては、平成29年5月31日までの1年間は、法第57条第1項の規定は、適用しないこととしたこと。

Ⅲ 改正省令関係

- 1 労働安全衛生規則の一部改正
- (1) 表示対象物の裾切り値の設定等について
- ア 表示対象物の裾切り値の設定及び見直し(安 衛則第30条、第34条の2関係)

令第18条の改正により、表示対象物及び通知対象物(法第57条の2第1項の通知対象物をいう。以下同じ。)の範囲は、原則として同一となることから、表示対象物又は通知対象物の裾切り値については、改正前の労働安全衛生規則(以下「旧安衛則」という。)別表第2及び別表第2の2を統合し、新たに安衛則別表第2として一括して整理することとし、別表第2の上欄に掲げる物に応じ、中欄に表示対象物としての裾切り値を、下欄に通知対象物としての裾切り値を、不相定したものであること。

また、旧安衛則別表第2又は別表第2の2に規定されていた裾切り値の一部については、最新の知見を踏まえて見直しを行った上で、安衛則別表第2に規定したこと。

イ **固形物の適用除外の創設**(安衛則第30条、 第31条関係)

表示対象物を含有する製剤その他の物(混合物)について、令第18条第2号の厚生労働省令で定める物のうち、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物であって、危険性又は皮膚腐食性を有しないものを表示義務の適用除外とすることとしたこと。

また、令第18条第3号の厚生労働省令で定める物についても同様としたこと。

- (2) リスクアセスメント等について
- ア リスクアセスメントの実施時期 (安衛則第34条 の2の7第1項関係)

法第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントについては、以下に掲げる時期に行うものとしたこと。

- ① 表示対象物及び通知対象物(以下「調査対象物」という。)を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
- ② 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に 係る作業の方法、手順を新規に採用し、又は 変更するとき。
- ③ ①及び②のほか、調査対象物による危険性 又は有害性等について変化が生じ、又は生 ずるおそれがあるとき。
- イ リスクアセスメントの実施方法 (安衛則第34条 の2の7第2項関係)

リスクアセスメントは、調査対象物を製造し、 又は取り扱う業務ごとに、以下のいずれかの方法 (危険性に係る調査については①又は③の方 法)又はこれらの方法の併用により行わなければ ならないこととしたこと。

- ① 調査対象物が労働者に危険を及ぼし、 又は健康障害を生ずるおそれの程度(発生 可能性)及び当該危険又は健康障害の程度 (重篤度)を考慮する方法
- ② 労働者が調査対象物にさらされる程度(ば く露濃度等)及び当該調査対象物の有害性 の程度(許容濃度等)を考慮する方法
- ③ その他、①又は②に準じる方法
- ウ リスクアセスメントの結果等の労働者への周 知(第34条の2の8関係)

事業者は、リスクアセスメントの結果やこれに 基づき講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容等を、作業場の 見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること等により、労働者に周知しなければならないこと としたこと。

エ 総括安全衛生管理者が統括管理する業務の

追加等(安衛則第3条の2、第21条及び第22条 関係)

法第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセ スメント及びその結果に基づき講ずる措置に関 すること等を、総括安全衛生管理者が統括管理 する業務並びに安全委員会及び衛生委員会の 付議事項に追加することとしたこと。

- (3) 表示又は文書交付に係る努力義務規定に関 する改正について
- ア 「成分」に係る表示事項の削除(安衛則第24 条の14関係)

安衛則第24条の14においては、表示対象物 以外の化学物質について、名称等の表示の努 力義務が定められているが、改正法において旧 法第57条第1項第1号ロに掲げる「成分 | に係る 表示事項が削除されたことに伴い、安衛則第24 条の14に定める表示事項からも「成分」に係る 表示事項を削除したこと。

イ 特定危険有害化学物質等の範囲の見直し (安衛則第24条の15関係)

表示対象物又は通知対象物以外の化学物 質についての文書交付を努力義務として定めて いる安衛則第24条の15に規定する「特定危険 有害化学物質等一の範囲を、「化学物質、化学 物質を含有する製剤その他の労働者に対する 危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で 厚生労働大臣が定めるもの一から通知対象物を 除いたものとしたこと。

2 その他

改正法により旧法第57条の3が法第57条の4とさ れたこと等に伴い、安衛則及び産業安全専門官 及び労働衛生専門官規程(昭和47年労働省令第 46号)について、所要の規定の整理を行ったこと。

第3 改正政令及び改正省令に係る細部事項

- 1 表示対象物の範囲の拡大等について(法第 57条、令第18条関係)
- (1) 今般の改正により表示対象物とされた640 物質は、いずれも米国産業衛生専門家会議

- (ACGIH) や日本産業衛生学会により許容濃 度等が定められ、その有害性が明らかなもので あることから、その危険性又は有害性に係る情 報を容器等のラベルに表示し、労働者が化学物 質を取り扱うときに必要となる危険性又は有害性 や取扱い上の注意事項が確実かつ分かりやす い形で伝わるようにすることとしたものである。
- (2) 法第57条ただし書の「主として一般消費者の 生活の用に供するためのもの一には、以下のもの が含まれるものであること。
- ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第 145号)に定められている医薬品、医薬部外品及 び化粧品
- イ 農薬取締法 (昭和23年法律第125号) に定め られている農薬
- ウ 労働者による取扱いの過程において固体以 外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならな い製品
- エ 表示対象物が密封された状態で取り扱われ る製品
- オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。 ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等 が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれ た酒類など、表示対象物が含まれているもので あって、譲渡・提供先において、労働者がこれら の食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するな ど、労働者が表示対象物にばく露するおそれの ある作業が予定されるものについては、「主とし て一般消費者の生活の用に供するためのもの | には該当しないこと。
- (3) 旧法第57条第1項第1号ロに掲げる「成分」に 係る表示事項については、改正法において削除 されたところであるが、改正法の施行は平成28 年6月1日とされているため、改正前の労働安全 衛生法施行令第18条各号に掲げる表示対象物 (104物質)の「成分 | に係る表示事項について は、平成28年5月31日までは削除できないこと。
 - 一方、新たに表示対象となる物の表示事項に ついては、平成28年6月1日の施行日前までは、旧 安衛則第24条の14の規定に基づき、「成分」に

新化学物質リスクアセスメント指針

係る表示事項を含めた名称等の表示が努力義 務とされているところであるが、表示対象物の範 囲の拡大に係る改正の円滑な施行を図るため、 同条の規定にかかわらず、施行日前における出 荷分から、「成分」に係る表示事項を除いて表 示することとして差し支えないこと。なお、容器又 は包装への表示が、労働者に対して表示対象 物の危険性又は有害性をわかりやすく直接伝 達することにより労働災害の発生を防止すること を主たる目的としていることを踏まえ、全ての成分 名を表示することにより、表示事項が増え、注意 書き等表示全般について縮尺が小さくなり、労働 者に情報が伝わりにくくなることのないよう留意す る必要があるが、施行日以後、各事業者の判断 において、適切と考えられる「成分」に係る表示 事項を表示することは望ましいこと。

2 表示に係る固形物の適用除外の創設等

(1) **固形物の適用除外について**(令第18条及び 安衛則第30条関係)

ア 改正の趣旨

表示対象物を譲渡し、又は提供する時点に おいて固体の物については、粉状でなければ吸 入ばく露等のおそれがなく、健康障害の原因と ならないものと考えられること、また、国際的にも、 欧州の化学品規制であるCLP規則において、 文書交付により情報伝達がなされている場合に は、塊状の金属、合金、ポリマーを含む混合物、 エラストマーを含む混合物について表示が適用 除外とされていることを踏まえ、令別表第9に掲 げる物(純物質)及び令別表第9又は別表第3 第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤そ の他の物 (混合物) のうち、運搬中及び貯蔵中 において、固体以外の状態にならず、かつ、粉状 にならない物について、表示義務の適用を除外 することとしたこと。ただし、爆発性、引火性等の 危険性や、皮膚腐食性を有する物については、 譲渡・提供時において固形であっても当該危険 性等が発現するおそれがあるため、適用除外 の対象とはせず、引き続き、表示義務の対象とす ることとしたこと。

イ 純物質の取扱い(令第18条関係)

令第18条において適用除外とされる物は、純 物質であって、譲渡・提供の過程において粉状 にならず、危険性又は皮膚腐食性がないという 上記要件を満たすことが明らかである、イットリ ウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、 すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッ ケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガ ン、モリブデン及びロジウムとしたこと。なお、イット リウム化合物、インジウム化合物、カドミウム化合 物、水溶性銀化合物、クロム化合物、コバルト化 合物、スズ化合物、水溶性タリウム化合物、水溶 性タングステン化合物、タンタル酸化物、銅化合 物、無機鉛化合物、ニッケル化合物、白金水溶 性塩、ハフニウム化合物、無機マンガン化合物、 モリブデン化合物及びロジウム化合物の純物質 については、適用除外の対象とはされていないこ とに留意すること。

ウ 混合物の取扱い(安衛則第30条関係)

- (ア) 令別表第9又は別表第3第1号1から7までに 掲げる物を含有する製剤その他の物(混合物) については、その性質が様々であることから、運 搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にな らず、かつ、粉状にならないもののうち、以下の① から③までに掲げる危険性のある物又は皮膚 腐食性のおそれのある物に該当しないものを適 用除外とすることとしたこと。
 - ① 危険物(令別表第1に掲げる危険物をいう。)
 - ② 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
 - ③ 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有 する製剤その他の物であって皮膚に対して 腐食の危険を生ずるもの
- (イ) 「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないもの」とは、当該物の譲渡・提供の過程において液体や気体になったり、粉状に変化したりしないものであって、当該物を取り扱う労働者が、当該物を吸入する等により当該物にばく露するおそれのないものをいうこと。例えば、温度や気圧の変化により状態変化が生じないこと、水と反応しないこと、物理的

な衝撃により粉状に変化しないこと、昇華しない こと等を満たすものである必要があり、具体的に は、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレット等は、原 則として表示の対象外となるものであること。

なお、「粉状」とはインハラブル(吸入性) 粒 子を有するものをいい、流体力学的粒子径が 0.1mm以下の粒子を含むものであること。 顆粒 状のものは、外力によって粉状になりやすいため、 「粉状にならない」ものとはいえないこと。

- (ウ) 上記 (ア) ②又は③に掲げる物は、国連勧告 の化学品の分類及び表示に関する世界調和シ ステム(以下「GHS」という。)に準拠した日本工 業規格Z7253の附属書Aの定めにより、物理化 学的危険性及び皮膚腐食性/刺激性の危険有 害性区分が定められているものをいうこと。
- (2) 裾切り値の見直しについて (安衛則第30条、 第31条、第34条の2及び別表第2関係)

今回新たに表示対象物となる物、既存の表示 対象物及び通知対象物の裾切り値については、 原則として、以下の考え方により設定されている ものであること。

ア GHSに基づき、濃度限界とされている値とす

- る。ただし、それが1パーセントを超える場合は1 パーセントとする。これにより、裾切り値は下表「別 表参照〕のとおりとなる。
- イ 複数の有害性区分を有する物質については、 アにより得られる数値のうち、最も低い数値を採
- ウ リスク評価結果など特別な事情がある場合 は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定め

以上を踏まえ、令別表第9に掲げる表示対象 物及び通知対象物の裾切り値とCAS番号は別 紙1の一覧のとおりとなること。

混合物については、裾切り値以上含有されて いる場合には、仮にGHS分類による危険有害性 分類がなされていない場合であっても、取扱い 方法によっては危険有害性が生じるおそれがあ ることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注 意に留意が必要であるため、表示義務の対象と なること。

(3) 文書交付に係る努力義務規定に関する改正 **について**(安衛則第24条の15関係)

安衛則第24条の15に規定する「特定危険有

CHCの七中州Aニフ	EA	裾切り値(重量パーセント)		
GHSの有害性クラス	区分	表示(ラベル)	通知(SDS)	
急性毒性	1~5			
皮膚腐食性/刺激性	1~3	1.0	1.0	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1~2			
呼吸器感作性(固体/液体)	1	1.0	0.1	
呼吸器感作性(気体)	1	0.2		
皮膚感作性	1	1.0	0.1	
生殖細胞変異原性	1	0.1	0.1	
生地和地发共原性	2	1.0	1.0	
発がん性	1	0.1	0.1	
光がんは	2	1.0		
生殖毒性	1	0.3	0.1	
生鬼 毒 性	2	1.0	0.1	
標的臓器毒性(単回ばく露)	1~2			
標的臓器毒性(反復ばく露)	1~2	1.0	1.0	
吸引性呼吸器有害性	1~2			

新化学物質リスクアセスメント指針

害化学物質等」は、法第57条の2第1項の文書 交付が義務付けられる通知対象物以外の化学 物質、化学物質を含有する製剤その他の労働 者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれ のある物を対象とするものであるため、その趣旨 が明確になるよう表現の適正化を図ったもので あること。

なお、安衛則第24条の15に規定する「化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの」とは、安衛則第24条の14に規定するものと同様のものを指すこと。

(4) その他の所要の改正について (安衛則第30 条及び第34条の2関係)

旧安衛則別表第2及び別表第2の2を新安衛 則別表第2に統合したことに伴い、旧安衛則別 表第2又は別表第2の2の備考において表示対 象物又は通知対象物から除かれる物として規定 されていた以下の物を、それぞれ以下に掲げる 規定の柱書において、表示対象物又は通知対 象物から除く旨を規定することとしたこと。

- ア 旧安衛則別表第2の備考に掲げる「四アルキル鉛を含有する製剤その他の物のうち、加鉛ガソリン」及び「ニトログリセリンを含有する製剤その他の物のうち、98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したものであって、ニトログリセリンの含有量が1パーセント未満のもの」 安衛則第30条
- イ 旧安衛則別表第2の2の備考に掲げる「ニトロ グリセリンを含有する製剤その他の物のうち、98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感 剤で鈍性化したものであつて、ニトログリセリンの 含有量が0.1パーセント未満のもの」 安衛則第 34条の2

3 リスクアセスメント等について

(1) 調査対象物について

ア 安衛則第34条の2の7第1項第1号に規定する 「調査対象物」とは、法第57条の3第1項に規定 するリスクアセスメントの対象となる物質のことを いい、具体的には、同項に規定されているように、 表示対象物及び通知対象物である640物質を 指すものであること。

なお、640物質以外の物や表示対象物の裾切り値未満の物又は通知対象物の裾切り値未満の物については、法第57条の3第1項に規定するリスクアセスメントの義務の対象とはならないが、これらの物は、引き続き、法第28条の2第1項のリスクアセスメントの努力義務の対象となるものであるため、これらの物に係るリスクアセスメントについても、引き続き、実施するよう努める必要があること。

イ 主として一般消費者の生活の用に供される製品については、法第57条第1項の表示義務及び法第57条の2第1項の文書交付義務の対象から除かれていることから、法第57条の3第1項に基づくリスクアセスメントの対象からも除くこととしたこと。なお、安衛則第34条の2の7第1項に規定する「主として一般消費者の生活の用に供される製品」には、法第57条第1項及び法第57条の2第1項と同様に、第3の1の(2)に掲げるものが含まれること。

(2) リスクアセスメントの実施時期等(安衛則第34 条の2の7第1項関係)

法第57条の3第1項に基づくリスクアセスメントの実施時期は、調査対象物を原材料等として新規に採用するときや、作業方法を変更するときなどとしており、具体的には、事業場として当該化学物質等を初めて使用するとき、製造するとき、含有製品を取り扱うとき等が含まれる。また、従来から取り扱っている物質を従来どおりの方法で取り扱う作業については、施行時点において法第57条の3第1項に規定するリスクアセスメントの義務の対象とはならないが、過去にリスクアセスメントを行ったことがない場合等には、事業者は計画的にリスクアセスメントを行うことが望ましいこと。この場合の従来どおりの方法とは、作業手順、使用する設備機器等に変更がないことをいうこと。

なお、リスクアセスメントの実施については、平成28年6月1日を施行日としており、経過措置は設

けていないこと。

- (3) リスクアセスメントの実施方法等(安衛則第34 条の2の7第2項関係)
- ア 事業者は、リスク低減措置の内容を検討するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの方法により、又はこれらの方法の併用により化学物質等によるリスクを見積もるものとすること。(ア)の方法は、危険性又は有害性に応じて負傷又は疾病の生じる可能性の度合いと重篤度を見積もるものであり、(イ)の方法は、有害性に着目して実際のばく露量又は推定値とばく露限界とを比較してリスクを見積もるものである。また、(ウ)はリスクアセスメントの対象物質に特別規則により既に個別の措置が義務付けられている物質が含まれることを考慮し、当該特別規則の規定の履行状況を確認すること等をもってリスクアセスメントを実施したこととするものである。

このため、危険性に係るものにあっては、(ア) 又は(ウ)に掲げる方法に限ること。

- (ア) 化学物質等が当該業務に従事する労働者に 危険を及ぼし、又は当該労働者の健康障害を 生ずるおそれの程度(可能性の度合)及び当該 危険又は健康障害の程度(重篤度)を考慮する 方法。
- (イ) 当該業務に従事する労働者が化学物質等に さらされる程度(ばく露の程度)及び当該化学物 質等の有害性の程度を考慮する方法。
- (ウ) (ア)又は(イ)に掲げる方法に準ずる方法。
- イ 法第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントは、条文上は「危険性又は有害性等の調査」とされているが、危険性又は有害性のいずれかについてのみリスクアセスメントを行うという趣旨ではなく、調査対象物の有する危険性又は有害性のクラス及び区分(日本工業規格Z7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)(以下「JISZ7253」という。)の附属書A(A.4を除く。)の定めにより危険有害性クラス(別紙2に示す引火性液体のような物理化学的危険性及び発がん性、急性毒性のような健康有害性の種類をいう。)、危険有害性区分

(危険有害性の強度)をいう。)に応じて、必要なリスクアセスメントを行うべきものであり、調査対象物によっては危険性と有害性の両方についてリスクアセスメントが必要な場合もあり得ること。

また、例えば、当該作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が調査対象物にばく露するおそれがない場合であっても、調査対象物が存在する以上は、リスクアセスメントを行う必要がある。その場合には、当該作業工程が、密閉化、自動化等されていることにより労働者が調査対象物にばく露するおそれがないことを確認すること自体が、リスクアセスメントに該当するものであること。

(4) 化学物質等による危険性又は有害性等の調 査等に関する指針

リスクアセスメントの具体的な手順の例については、法第57条の3第3項に基づき定めることとしている「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において示すこととしているので、参照されたいこと。

第4 関連通達の読み替えについて

改正法により旧法第57条の3から第57条の5まで の規定が1項ずつ繰り下げられたところである。

このため、旧法第57条の3から第57条の5までの 規定については、改正法による改正の前後でその 内容に変更はないものであることから、これらの規 定に係る通達については、「第57条の3」とあるのは 「第57条の4」と、「第57条の4」とあるのは「第57条 の5」と、「第57条の5」とあるのは「第58条」と、それ ぞれ読み替えた上で適用するものとする。

別紙1「省略]

令別表第9に定める表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧 別紙2「省略]

GHSに基づく危険有害性クラス



※原文は以下で入手可能

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094015.html

化学物質リスクアセスメント指針

施行通達:平成27年9月18日付け基発0918第3号「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」

労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号。以下「改正法」という。)による改正後の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(以下「法」という。)第57条の3第3項の規定に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(以下「指針」という。)を制定し、平成28年6月1日から適用するとともに、法第28条の2第2項の規定に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年3月30日付け指針公示第2号。以下「旧指針」という。[2006年5月号参照])を廃止することとし、別添1のとおり平成27年9月18日付け官報に公示した。

改正法をはじめとする今般の化学物質管理に係る法令改正は、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる640の化学物質等について、譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示、安全データシート(SDS)の交付及び化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの3つの対策を講じることが柱となっている。

今般の指針の制定は、改正法により、化学物質等による危険性又は有害性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)の実施に係る主たる根拠条文が変更されたことに伴い、旧指針を廃止し、新たに法第57条の3第3項に基づくものとして同名の指針を策定するものであり、内容としては、基本的に旧指針の構成を維持しつつ、改正法の内容等に合わせてその一部を見直したものである。

ついては、別添2のとおり指針を送付するので、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第34条の2の9において準用する第24条の規定により、都道府県労働局健康主務課において閲覧に供されたい。

また、その趣旨、内容等について、下記事項に留意の上、事業者及び関係事業者団体等に対する周知等を図られたい。

なお、平成18年3月30日付け基発第0330004号「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」「2006年5月号参照」は、旧指針の廃止に伴い本通達をもって廃止することとする。

化学物質リスクアセスメント指針

解説通達(平成27年基発0918第3号)

1 趣旨等

本指針は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条の3第3項の規定に基づき、事業者が、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものによる危険性又は有害

1 趣旨等について

- (1) 指針の1は、本指針の趣旨及び位置付けを定めたものであること。
- (2) 指針の1の「危険性又は有害性」とは、ILO等に おいて、「危険有害要因」、「ハザード(hazard)」 等の用語で表現されているものであること。

性等の調査(以下「リスクアセスメント」という。)を実 施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康 障害を防止するため必要な措置(以下「リスク低減 措置 |という。) が各事業場において適切かつ有効 に実施されるよう、リスクアセスメントからリスク低減 措置の実施までの一連の措置の基本的な考え方 及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措 置の実施上の留意事項を定めたものである。

また、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシス テムに関する指針 | (平成11年労働省告示第53号) [2006年5月号] に定める危険性又は有害性等の 調査及び実施事項の特定の具体的実施事項とし ても位置付けられるものである。

2 適用

本指針は、法第57条の3第1項の規定に基づき 行う「第57条第1項の政令で定める物及び通知対 象物 | (以下「化学物質等 | という。)に係るリスクア セスメントについて適用し、労働者の就業に係る全 てのものを対象とする。

3 実施内容

事業者は、法第57条の3第1項に基づくリスクア セスメントとして、(1)から(3)までに掲げる事項を、 勞働安全衛生規則(昭和47年勞働省令第32号。 以下 「安衛則 |という。) 第34条の2の8に基づき(5) に掲げる事項を実施しなければならない。また、法 第57条の3第2項に基づき、法令の規定による措置 を講ずるほか(4)に掲げる事項を実施するよう努め なければならない。

- (1) 化学物質等による危険性又は有害性の特定
- (2) (1) により特定された化学物質等による危険 性又は有害性並びに当該化学物質等を取り扱 う作業方法、設備等により業務に従事する労働 者に危険を及ぼし、又は当該労働者の健康障

2 適用について

- (1) 指針の2は、決第57条の3第1項の規定に基づ くリスクアセスメントは、化学物質等のみならず、 作業方法、設備等、労働者の就業に係る全ての ものを含めて実施すべきことを定めたものである
- (2) 指針の2の「化学物質等」には、製造中間体 (製品の製造工程中において生成し、同一事 業場内で他の化学物質に変化する化学物質を いう。)が含まれること。

3 実施内容について

- (1) 指針の3は、指針に基づき実施すべき事項の 骨子を定めたものであること。また、法及び関係 規則の規定に従い、事業者に義務付けられてい る事項と努力義務となっている事項を明示したこ と。
- (2) 指針の3(1)の「危険性又は有害性の特定 | は、ILO等においては「危険有害要因の特定 (hazard identification) | 等の用語で表現さ れているものであること。

新化学物質リスクアセスメント指針

化学物質リスクアセスメント指針

解説通達(平成27年基発0918第3号)

害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度 (以下「リスク という。)の見積り

- (3) (2)の見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討
- (4) (3)のリスク低減措置の実施
- (5) リスクアセスメント結果の労働者への周知

4 実施体制等

- (1) 事業者は、次に掲げる体制でリスクアセスメント及びリスク低減措置(以下「リスクアセスメント等」という。)を実施するものとする。
- ア 総括安全衛生管理者が選任されている場合には、当該者 にリスクアセスメント等の実施を統括管理させること。総括安 全衛生管理者が選任されていない場合には、事業の実施を 統括管理する者に統括管理させること。
- イ 安全管理者又は衛生管理者が選任されている場合には、 当該者にリスクアセスメント等の実施を管理させること。安全 管理者又は衛生管理者が選任されていない場合には、職長 その他の当該作業に従事する労働者を直接指導し、又は監 督する者としての地位にあるものにリスクアセスメント等の実施 を管理させること。
- ウ 化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者 のうちから化学物質等の管理を担当する者(以下「化学物質 管理者」という。)を指名し、この者に、上記イに掲げる者の下で リスクアセスメント等に関する技術的業務を行わせることが望 ましいこと。
- エ 安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会が設置されている場合には、これらの委員会においてリスクアセスメント等に関することを調査審議させ、また、当該委員会が設置されていない場合には、リスクアセスメント等の対象業務に従事する労働者の意見を聴取する場を設けるなど、リスクアセスメント等の実施を決定する段階において労働者を参画させること。
- オ リスクアセスメント等の実施に当たっては、化学物質管理者のほか、必要に応じ、化学物質等に係る危険性及び有害性や、化学物質等に係る機械設備、化学設備、生産技術等についての専門的知識を有する者を参画させること。
- カ 上記のほか、より詳細なリスクアセスメント手法の導入又は リスク低減措置の実施に当たっての、技術的な助言を得るた め、労働衛生コンサルタント等の外部の専門家の活用を図るこ とが望ましいこと。

4 実施体制等について

- (1) 指針の4は、リスクアセスメント及 びリスク低減措置(以下「リスクア セスメント等」という。)を実施する 際の体制について定めたものであ ること。
- (2) 指針の4(1)アの「事業の実施を 統括管理する者」には、統括安全 衛生責任者等、事業場を実質的 に統括管理する者が含まれること。
- (3) 指針の4(1)イの「職長その他の 当該作業に従事する労働者を直 接指導し、又は監督する者」には、 職長のほか、作業主任者、班長、 組長、係長等が含まれること。
- (4) 指針の4(1)ウの「化学物質管理者」は、事業場で製造等を行う化学物質等、作業方法、設備等の事業場の実態に精通していることが必要であるため、当該事業場に所属する労働者から指名されることが望ましいものであること。
- (5) 指針の4(1)工は、安全衛生委員会等において、安衛則第21条各号及び第22条各号に掲げる付議事項を調査審議するなど労働者の参画について定めたものであること。
- (6) 指針の4(1)オの「専門的知識を 有する者」は、原則として当該事業 場の実際の作業や設備に精通し ている内部関係者とすること。
- (7) 指針の4(1)カの「労働衛生コン

(2) 事業者は、(1)のリスクアセスメントの実施を管理する者、技術的業務を行う者等(カの外部の専門家を除く。) に対し、リスクアセスメント等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

5 実施時期

- (1) 事業者は、安衛則第34条の2の 7第1項に基づき、次のアからウまで に掲げる時期にリスクアセスメント を行うものとする。
- ア 化学物質等を原材料等として新 規に採用し、又は変更するとき。
- イ 化学物質等を製造し、又は取り 扱う業務に係る作業の方法又は 手順を新規に採用し、又は変更す るとき。
- ウ 化学物質等による危険性又は 有害性等について変化が生じ、又 は生ずるおそれがあるとき。具体 的には、化学物質等の譲渡又は提 供を受けた後に、当該化学物質等 を譲渡し、又は提供した者が当該 化学物質等に係る安全データシート(以下「SDS」という。)の危険性 又は有害性に係る情報を変更し、 その内容が事業者に提供された 場合等が含まれること。
- (2) 事業者は、(1)のほか、次のアからウまでに掲げる場合にもリスクアセスメントを行うよう努めること。
- ア 化学物質等に係る労働災害が 発生した場合であって、過去のリス クアセスメント等の内容に問題があ る場合
- イ 前回のリスクアセスメント等から 一定の期間が経過し、化学物質等 に係る機械設備等の経年による劣

サルタント等」の「等」には、労働安全コンサルタント、作業環境 測定士、インダストリアル・ハイジニスト等の民間団体が養成し ているリスクアセスメント等の専門家等が含まれること。

5 実施時期について

- (1) 指針の5は、リスクアセスメントを実施すべき時期について定めたものであること。
- (2) 化学物質等に係る建設物を設置し、移転し、変更し、若しくは解体するとき、又は化学設備等に係る設備を新規に採用し、若しくは変更するときは、それが指針の5(1)ア又はイに掲げるいずれかに該当する場合に、リスクアセスメントを実施する必要があること。
- (3) 指針の5(1)ウの「化学物質等による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき」とは、化学物質等による危険性又は有害性に係る新たな知見が確認されたことを意味するものであり、例えば、国連勧告の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(以下「GHS」という。)又は日本工業規格Z7252に基づき分類された化学物質等の危険性又は有害性の区分が変更された場合、日本産業衛生学会の許容濃度又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)が勧告するTLV-TWA等により化学物質等のばく露限界が新規に設定され、又は変更された場合などがあること。したがって、当該化学物質等を譲渡し、又は提供した者が当該化学物質等に係る安全データシート(以下「SDS」という。)の危険性又は有害性に係る情報を変更し、法第57条の2第2項の規定に基づき、その内容が事業者に提供された場合にリスクアセスメントを実施する必要があること。
- (4) 指針の5 (2) は、安衛則第34条の2の7第1項に規定する時期以外にもリスクアセスメントを行うよう努めるべきことを定めたものであること。
- (5) 指針の5(2) イは、過去に実施したリスクアセスメント等について、設備の経年劣化等の状況の変化が当該リスクアセスメント等の想定する範囲を超える場合に、その変化を的確に把握するため、定期的に再度のリスクアセスメント等を実施するよう努める必要があることを定めたものであること。なお、ここでいう「一定の期間」については、事業者が設備や作業等の状

化学物質リスクアセスメント指針

解説通達(平成27年基発0918第3号)

化、労働者の入れ替わり等に伴う 労働者の安全衛生に係る知識経 験の変化、新たな安全衛生に係る 知見の集積等があった場合

- ウ 既に製造し、又は取り扱っていた 物質がリスクアセスメントの対象物 質として新たに追加された場合な ど、当該化学物質等を製造し、又 は取り扱う業務について過去にリ スクアセスメント等を実施したことが ない場合
- (3) 事業者は、(1)のア又はイに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。
- (4) 事業者は、(1)のア又はイに係る 設備改修等の計画を策定するとき は、その計画策定段階においても リスクアセスメント等を実施すること が望ましいこと。

6 リスクアセスメント等の対象の選 定

事業者は、次に定めるところにより、 リスクアセスメント等の実施対象を選 定するものとする。

- (1) 事業場における化学物質等による危険性又は有害性等をリスクアセスメント等の対象とすること。
- (2) リスクアセスメント等は、対象の 化学物質等を製造し、又は取り扱 う業務ごとに行うこと。ただし、例え ば、当該業務に複数の作業工程 がある場合に、当該工程を1つの 単位とする、当該業務のうち同一 場所において行われる複数の作業 を1つの単位とするなど、事業場の 実情に応じ適切な単位で行うこと も可能であること。

況を踏まえ決定し、それに基づき計画的にリスクアセスメント等 を実施すること。

また、「新たな安全衛生に係る知見」には、例えば、社外における類似作業で発生した災害など、従前は想定していなかったリスクを明らかにする情報が含まれること。

- (6) 指針の5(2) ウは、「既に製造し、又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合」のほか、改正法のリスクアセスメント等の義務化に係る規定の施行日(平成28年6月1日)前から使用している物質を施行日以降、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合には、リスクアセスメントの実施義務が生じないものであるが、これらの既存業務について、過去にリスクアセスメント等を実施したことのない場合又はリスクアセスメント等の結果が残っていない場合は、実施するよう努める必要があることを定めたものであること。
- (7) 指針の5(4)は、設備改修等の作業を開始する前の施工計画等を作成する段階で、リスクアセスメント等を実施することで、より効果的なリスク低減措置の実施が可能となることから定めたものであること。また、計画策定時にリスクアセスメント等を行った後に指針の5(1)の作業等を行う場合、同じ作業等を対象に重ねてリスクアセスメント等を実施する必要はないこと。

6 リスクアセスメント等の対象の選定について

- (1) 指針の6は、リスクアセスメント等の実施対象の選定基準について定めたものであること。
- (2) 指針の6(3)の「同一の場所で作業を行うことによって生ずる労働災害」には、例えば、引火性のある塗料を用いた塗装作業と設備の改修に係る溶接作業との混在作業がある場合に、溶接による火花等が引火性のある塗料に引火することによる労働災害などが想定されること。

(3) 元方事業者にあっては、その労働者及び関係請負人の労働者が同一の場所で作業を行うこと(以下「混在作業」という。) によって生ずる労働災害を防止するため、当該混在作業についても、リスクアセスメント等の対象とすること。

7 情報の入手等

(1) 事業者は、リスクアセスメント等の 実施に当たり、次に掲げる情報に関 する資料等を入手するものとする。

入手に当たっては、リスクアセスメント等の対象には、定常的な作業 のみならず、非定常作業も含まれる ことに留意すること。

また、混在作業等複数の事業者が同一の場所で作業を行う場合にあっては、当該複数の事業者が同一の場所で作業を行う状況に関する資料等も含めるものとすること。

- ア リスクアセスメント等の対象となる化学物質等に係る危険性又は 有害性に関する情報(SDS等)
- イ リスクアセスメント等の対象となる作業を実施する状況に関する情報(作業標準、作業手順書等、機械設備等に関する情報を含む。)
- (2) 事業者は、(1)のほか、次に掲げる情報に関する資料等を、必要に応じ入手するものとすること。
- ア 化学物質等に係る機械設備等 のレイアウト等、作業の周辺の環境 に関する情報
- イ 作業環境測定結果等
- ウ 災害事例、災害統計等
- エ その他、リスクアセスメント等の実施に当たり参考となる資料等
- (3) 事業者は、情報の入手に当たり、

7 情報の入手等について

- (1) 指針の7は、調査等の実施に当たり、事前に入手すべき情報を定めたものであること。
- (2) 指針の7(1)の「非定常作業」には、機械設備等の保守点 検作業や補修作業に加え、工程の切替え(いわゆる段取替 え)や緊急事態への対応に関する作業も含まれること。
- (3) 指針の7(1)については、以下の事項に留意すること。
- ア 指針の7(1)アの「危険性又は有害性に関する情報」は、使 用する化学物質のSDS等から入手できること。
- イ 指針の7(1)イの「作業手順書等」の「等」には、例えば、操作説明書、マニュアルがあり、「機械設備等に関する情報」には、例えば、使用する設備等の仕様書のほか、取扱説明書、「機械等の包括的な安全基準に関する指針」(平成13年6月1日付け基発第501号)に基づき提供される「使用上の情報」があること。
- (4) 指針の7(2)については、以下の事項に留意すること。
- ア 指針の7(2)アの「作業の周辺の環境に関する情報」には、 例えば、周辺の化学物質等に係る機械設備等の配置状況や 当該機械設備等から外部へ拡散する化学物質等の情報が あること。また、発注者において行われたこれらに係る調査等 の結果も含まれること。
- イ 指針の7(2)イの「作業環境測定結果等」の「等」には、例えば、特殊健康診断結果、生物学的モニタリング結果があること。
- ウ 指針の7(2)ウの「災害事例、災害統計等」には、例えば、事業場内の災害事例、災害の統計・発生傾向分析、ヒヤリハット、トラブルの記録、労働者が日常不安を感じている作業等の情報があること。また、同業他社、関連業界の災害事例等を収集することが望ましいこと。
- エ 指針の7(2)エの「参考となる資料等」には、例えば、化学物 質等による危険性又は有害性に係る文献、作業を行うために

化学物質リスクアセスメント指針

解説通達(平成27年基発0918第3号)

次に掲げる事項に留意するものと する。

- ア 新たに化学物質等を外部から 取得等しようとする場合には、当該 化学物質等を譲渡し、又は提供す る者から、当該化学物質等に係る SDSを確実に入手すること。
- イ 化学物質等に係る新たな機械 設備等を外部から導入しようとす る場合には、当該機械設備等の製 造者に対し、当該設備等の設計・ 製造段階においてリスクアセスメントを実施することを求め、その結果 を入手すること。
- ウ 化学物質等に係る機械設備等 の使用又は改造等を行おうとする 場合に、自らが当該機械設備等の 管理権原を有しないときは、管理権 原を有する者等が実施した当該 機械設備等に対するリスクアセスメ ントの結果を入手すること。
- (4) 元方事業者は、次に掲げる場合 には、関係請負人におけるリスクア セスメントの円滑な実施に資するよ う、自ら実施したリスクアセスメント 等の結果を当該業務に係る関係 請負人に提供すること。
- ア 複数の事業者が同一の場所で 作業する場合であって、混在作業 における化学物質等による労働災 害を防止するために元方事業者が リスクアセスメント等を実施したとき。
- イ 化学物質等にばく露するおそれがある場所等、化学物質等による 危険性又は有害性がある場所において、複数の事業者が作業を行う場合であって、元方事業者が当該場所に関するリスクアセスメント等を実施したとき。

必要な資格・教育の要件、「化学プラントにかかるセーフティ・ア セスメントに関する指針」(平成12年3月21日付け基発第149 号)等に基づく調査等の結果、危険予知活動(KYT)の実施 結果、職場巡視の実施結果があること。

- (5) 指針の7(3)については、以下の事項に留意すること。
- ア 指針の7 (3) アは、化学物質等による危険性又は有害性に 係る情報が記載されたSDSはリスクアセスメント等において重 要であることから、事業者は当該化学物質等のSDSを必ず入 手すべきことを定めたものであること。
- イ 指針の7(3)イは、「機械等の包括的な安全基準に関する 指針」、ISO、JISの「機械類の安全性」の考え方に基づき、化 学物質等に係る機械設備等の設計・製造段階における安全 対策が講じられるよう、機械設備等の導入前に製造者にリスク アセスメント等の実施を求め、使用上の情報等の結果を入手 することを定めたものであること。
- ウ 指針の7(3) ウは、使用する機械設備等に対する設備的改善は管理権原を有する者のみが行い得ることから、管理権原を有する者が実施したリスクアセスメント等の結果を入手することを定めたものであること。

また、爆発等の危険性のある物を取り扱う機械設備等の改造等を請け負った事業者が、内容物等の危険性を把握することは困難であることから、管理権原を有する者がリスクアセスメント等を実施し、その結果を関係請負人に提供するなど、関係請負人がリスクアセスメント等を行うために必要な情報を入手できることを定めたものであること。

- (6) 指針の7(4)については、以下の事項に留意すること。
- ア 指針の7(4)アは、同一の場所で複数の事業者が混在作業を行う場合、当該作業を請け負った事業者は、作業の混在の有無や混在作業において他の事業者が使用する化学物質等による危険性又は有害性を把握できないので、元方事業者がこれらの事項について事前にリスクアセスメント等を実施し、その結果を関係請負人に提供する必要があることを定めたものであること。
- イ 指針の7(4)イは、化学物質等の製造工場や化学プラント等の建設、改造、修理等の現場においては、関係請負人が混在して作業を行っていることから、どの関係請負人がリスクアセスメント等を実施すべきか明確でない場合があるため、元方事業者がリスクアセスメント等を実施し、その結果を関係請負人に提供する必要があることを定めたものであること。

8 危険性又は有害性の特定

事業者は、化学物質等について、リスクアセスメント等の対象となる業務を洗い出した上で、原則としてア及びイに即して危険性又は有害性を特定すること。また、必要に応じ、ウに掲げるものについても特定することが望ましいこと。

- ア 国際連合から勧告として公表された「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」(以下「GHS」という。)又は日本工業規格Z7252に基づき分類された化学物質等の危険性又は有害性(SDSを入手した場合には、当該SDSに記載されているGHS分類結果)
- イ 日本産業衛生学会の許容濃度 又は米国産業衛生専門家会議(A CGIH)のTLV-TWA等の化学物 質等のばく露限界(以下「ばく露限 界」という。)が設定されている場合 にはその値(SDSを入手した場合 には、当該SDSに記載されているば く露限界)
- ウ ア又はイによって特定される危 険性又は有害性以外の、負傷又 は疾病の原因となるおそれのある 危険性又は有害性。この場合、過 去に化学物質等による労働災害 が発生した作業、化学物質等によ る危険又は健康障害のおそれが ある事象が発生した作業等により 事業者が把握している情報がある ときには、当該情報に基づく危険 性又は有害性が必ず含まれるよう 留意すること。

9 リスクの見積り

8 危険性又は有害性の特定について

- (1) 指針の8は、危険性又は有害性の特定の方法について定めたものであること。
- (2) 指針の8の「リスクアセスメント等の対象となる業務」のうち 化学物質等を製造する業務には、当該化学物質等を最終製 品として製造する業務のほか、当該化学物質等を製造中間体 として生成する業務が含まれ、化学物質等を取り扱う業務に は、譲渡・提供され、又は自ら製造した当該化学物質等を単に 使用する業務のほか、他の製品の原料として使用する業務が 含まれること。
- (3) 指針の8ア及びイは、化学物質等の危険性又は有害性の特定は、まずSDSに記載されているGHS分類結果及び日本産業衛生学会等の許容濃度等のばく露限界を把握することによることを定めたものであること。なお、指針の8アのGHS分類に基づく化学物質等の危険性又は有害性には、別紙1に示すものがあること。

また、化学物質等の「危険性又は有害性」は、個々の化学物質等に関するものであるが、これらの化学物質等の相互間の化学反応による危険性又は有害性(発熱等の事象)が予測される場合には、事象に即してその危険性又は有害性にも留意すること。

(4) 指針の8ウにおける「負傷又は疾病の原因となるおそれのある化学物質等の危険性又は有害性」とは、SDSに記載された危険性又は有害性クラス及び区分に該当しない場合であっても、過去の災害事例等の入手しうる情報によって災害の原因となるおそれがあると判断される危険性又は有害性をいうこと。また、「化学物質等による危険又は健康障害のおそれがある事象が発生した作業等」の「等」には、労働災害を伴わなかった危険又は健康障害のおそれのある事象(ヒヤリハット事例)のあった作業、労働者が日常不安を感じている作業、過去に事故のあった設備等を使用する作業、又は操作が複雑な化学物質等に係る機械設備等の操作が含まれること。

9 リスクの見積りについて

化学物質リスクアセスメント指針

解説通達(平成27年基発0918第3号)

- (1) 事業者は、リスク低減措置の内容を検討するため、安衛則第34条の2の7第2項に基づき、次に掲げるいずれかの方法(危険性に係るものにあっては、ア又はウに掲げる方法に限る。)により、又はこれらの方法の併用により化学物質等によるリスクを見積もるものとする。
- ア 化学物質等が当該業務に 従事する労働者に危険を及 ほし、又は化学物質等により 当該労働者の健康障害を生 ずるおそれの程度(発生可能 性)及び当該危険又は健康 障害の程度(重篤度)を考慮 する方法。具体的には、次に 掲げる方法があること。
- (ア)発生可能性及び重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
- (イ) 発生可能性及び重篤度を 一定の尺度によりそれぞれ数 値化し、それらを加算又は乗 算等してリスクを見積もる方 法
- (ウ)発生可能性及び重篤度を 段階的に分岐していくことによ りリスクを見積もる方法
- (エ) ILOの化学物質リスク簡 易評価法 (コントロール・バン ディング) 等を用いてリスクを 見積もる方法
- (オ)化学プラント等の化学反応

- (1) 指針の9はリスクの見積りの方法等について定めたものであるが、その実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- ア リスクの見積りは、危険性又は有害性のいずれかについて行う 趣旨ではなく、対象となる化学物質等に応じて特定された危険性又 は有害性のそれぞれについて行うべきものであること。したがって、 化学物質等によっては危険性及び有害性の両方についてリスクを 見積もる必要があること。
- イ 指針の9(1)ア(ア)から(オ)まで、イ(ア)から(ウ)まで、並びにウ (ア)及び(イ)に掲げる方法は、代表的な手法の例であり、指針の 9(1)ア、イ又はウの柱書きに定める事項を満たしている限り、他の手 法によっても差し支えないこと。
- (2) 指針の9(1)アに示す方法の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の9(1)アのリスクの見積りは、必ずしも数値化する必要はなく、相対的な分類でも差し支えないこと。
- イ 指針の9(1)アの「危険又は健康障害」には、それらによる死亡も 含まれること。

また、「危険又は健康障害」は、ISO等において「危害」(harm)、「危険又は健康障害の程度(重篤度)」は、ISO等において「危害のひどさ」(severity of harm)等の用語で表現されているものであること。

- ウ 指針の9(1)ア(ア)に示す方法は、危険又は健康障害の発生可能性とその重篤度をそれぞれ縦軸と横軸とした表(行列:マトリクス)に、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じたリスクを割り付けておき、発生可能性に該当する行を選び、次に見積り対象となる危険又は健康障害の重篤度に該当する列を選ぶことにより、リスクを見積もる方法であること。(別紙2の例1を参照。)
- エ 指針の9(1)ア(イ)に示す方法は、危険又は健康障害の発生可能性とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算(足し算、掛け算等)してリスクを見積もる方法であること。(別紙2の例2を参照。)
- オ 指針の9(1)ア(ウ)に示す方法は、危険又は健康障害の発生可能性とその重篤度について、危険性への遭遇の頻度、回避可能性等をステップごとに分岐していくことにより、リスクを見積もる方法(リスクグラフ)であること。
- カ 指針の9(1)ア(エ)の「コントロール・バンディング」は、ILOが開発 途上国の中小企業を対象に有害性のある化学物質から労働者の 健康を保護するため開発した簡易なリスクアセスメント手法である。 厚生労働省では「職場のあんぜんサイト」ホームページにおいて、

- のプロセス等による災害のシ ナリオを仮定して、その事象 の発生可能性と重篤度を考 慮する方法
- イ 当該業務に従事する労働者が化学物質等にさらされる程度(ばく露の程度)及び当該化学物質等の有害性の程度を考慮する方法。具体的には、次に掲げる方法があるが、このうち、(ア)の方法を採ることが望ましいこと。
- (ア)対象の業務について作業環境測定等により測定した作業場所における化学物質等の気中濃度等を、当該化学物質等のばく露限界と比較する方法
- (イ) 数理モデルを用いて対象 の業務に係る作業を行う労 働者の周辺の化学物質等の 気中濃度を推定し、当該化学 物質のばく露限界と比較する 方法
- (ウ)対象の化学物質等への労働者のばく露の程度及び当該化学物質等による有害性を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度及び有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
- ウ ア又はイに掲げる方法に 準ずる方法。具体的には、次 に掲げる方法があること。
- (ア) リスクアセスメントの対象の 化学物質等に係る危険又は 健康障害を防止するための

- ILOが公表しているコントロール・バンディングのツールを翻訳、修正 追加したものを「リスクアセスメント実施支援システム」として提供し ていること。(別紙2の例3参照)
- キ 指針の9(1)ア(オ)に示す方法は、「化学プラントにかかるセーフ ティ・アセスメントに関する指針」(平成12年3月21日付け基発第149 号)による方法等があること。
- (3) 指針の9(1) イに示す方法は化学物質等による健康障害に係るリスクの見積りの方法について定めたものであるが、その実施に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の9(1) イ(ア) は、化学物質等の気中濃度等を実際に測定し、ばく露限界と比較する手法であり、ばく露の程度を把握するに当たって指針の9(1) イ(イ) 及び(ウ) の手法より確実性が高い手法であること。(別紙3の1参照)
- イ 指針の9(1)イ(ア)の「気中濃度等」には、作業環境測定結果の評価値を用いる方法、個人サンプラーを用いて測定した個人ばく露濃度を用いる方法、検知管により簡易に気中濃度を測定する方法等が含まれること。なお、簡易な測定方法を用いた場合には、測定条件に応じた適切な安全率を考慮する必要があること。また、「ばく露限界」には、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIH(米国産業衛生専門家会議)のTLV-TWA(Threshold Limit Value-Time Weighted Average 8時間加重平均濃度)等があること。
- ウ 指針の9(1)イ(ア)の方法による場合には、単位作業場所(作業環境測定基準第2条第1項に定義するものをいう。)に準じた区域に含まれる業務を測定の単位とするほか、化学物質等の発散源ごとに測定の対象とする方法があること。
- エ 指針の9(1)イ(イ)の数理モデルを用いてばく露濃度等を推定する場合には、推定方法及び推定に用いた条件に応じて適切な安全率を考慮する必要があること。
- オ 指針の9(1)イ(イ)の気中濃度の推定方法には、以下に掲げる方法が含まれること。
 - a 調査対象の作業場所以外の作業場所において、調査対象の 化学物質等について

調査対象の業務と同様の業務が行われており、かつ、作業場所の形状や換気条件が同程度である場合に、当該業務に係る作業環境測定の結果から平均的な濃度を推定する方法

- b 調査対象の作業場所における単位時間当たりの化学物質等 の消費量及び当該作業場所の気積から推定する方法並びにこ れに加えて物質の拡散又は換気を考慮して推定する方法
- c 欧州化学物質生態毒性・毒性センターが提供しているリスクア

化学物質リスクアセスメント指針

解説通達(平成27年基発0918第3号)

- 具体的な措置が労働安全衛 生法関係法令(主に健康障 害の防止を目的とした有機溶 剤中毒予防規則(昭和47年 労働省令第36号)、鉛中毒予 防規則(昭和47年労働省令 第37号)、四アルキル鉛中毒 予防規則(昭和47年労働省 令第38号) 及び特定化学物 質障害予防規則(昭和47年 労働省令第39号)の規定並 びに主に危険の防止を目的と した労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号) 別 表第1に掲げる危険物に係る 安衛則の規定)の各条項に 規定されている場合に、当該 規定を確認する方法。
- (イ)リスクアセスメントの対象の 化学物質等に係る危険を防止するための具体的な規定 が労働安全衛生法関係法令 に規定されていない場合に おいて、当該化学物質等の SDSに記載されている危険 性の種類(例えば「爆発物」 など)を確認し、当該危険性と 同種の危険性を有し、かつ、 具体的措置が規定されている物に係る当該規定を確認 する方法
- (2) 事業者は、(1)のア又はイの 方法により見積りを行うに際し ては、用いるリスクの見積り方 法に応じて、7で入手した情報 等から次に掲げる事項等必 要な情報を使用すること。
- ア 当該化学物質等の性状
- イ 当該化学物質等の製造量

- セスメントツール(ECETOC-TRA)を用いてリスクを見積もる方法 (別紙3の例4参照)カ指針の9(1)イ(ウ)は、指針の9(1)ア(ア) の方法の横軸と縦軸を当該化学物質等のばく露の程度と有害 性の程度に置き換えたものであること。(別紙3の例5参照)
- (4) 指針の9(1)ウは、「準ずる方法」として、リスクアセスメント対象の 化学物質等そのもの又は同様の危険性又は有害性を有する他の 物質を対象として、当該物質に係る危険又は健康障害を防止する ための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令に規定されてい る場合に、当該条項を確認する方法があることを定めたものであり、 次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の9(1)ウ(ア)は、労働安全衛生法関係法令に規定する特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛等及び危険物に該当する物質については、対応する有機溶剤中毒予防規則等の各条項の履行状況を確認することをもって、リスクアセスメントを実施したこととみなす方法があること。
- イ 指針の9(1)ウ(イ)に示す方法は、危険物ではないが危険物と同様の危険性を有する化学物質等(GHS又はJISZ7252に基づき分類された物理化学的危険性のうち爆発物、有機過酸化物、可燃性固体、支燃性/酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体、引火性液体又は可燃性/引火性ガスに該当する物)について、危険物を対象として規定された安衛則第4章等の各条項を確認する方法であること。
- (5) 指針の9(2)については、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の9(2)アの「性状」には、固体、スラッジ、液体、ミスト、気体等があり、例えば、固体の場合には、塊、フレーク、粒、粉等があること。
- イ 指針の9(2)イの「製造量又は取扱量」は、化学物質等の種類ご とに把握すべきものであること。また、タンク等に保管されている化 学物質等の量も把握すること。
- ウ 指針の9(2)ウの「作業」とは、定常作業であるか非定常作業であるかを問わず、化学物質等により労働者の危険又は健康障害を生ずる可能性のある作業の全てをいうこと。
- エ 指針の9(2)エの「製造等に係る作業の条件」には、例えば、製造等を行う化学物質等を取り扱う温度、圧力があること。また、「関連設備の状況」には、例えば、設備の密閉度合、温度や圧力の測定装置の設置状況があること。
- オ 指針の9(2)オの「製造等に係る作業への人員配置の状況」に は、化学物質等による危険性又は有害性により、負傷し、又はばく露 を受ける可能性のある者の人員配置の状況が含まれること。
- カ 指針の9(2)カの「作業の頻度」とは、当該作業の1週間当たり、1 か月当たり等の頻度が含まれること。

又は取扱量

- ウ 当該化学物質等の製造又 は取扱い(以下「製造等」とい う。)に係る作業の内容
- エ 当該化学物質等の製造等 に係る作業の条件及び関連 設備の状況
- オ 当該化学物質等の製造等 に係る作業への人員配置の 状況
- カ 作業時間及び作業の頻度
- キ 換気設備の設置状況
- ク 保護具の使用状況
- ケ 当該化学物質等に係る既 存の作業環境中の濃度若し くはばく露濃度の測定結果 又は生物学的モニタリング結 果
- (3) 事業者は、(1)のアの方法に よるリスクの見積りに当たり、 次に掲げる事項等に留意す るものとする。
- ア 過去に実際に発生した負 傷又は疾病の重篤度ではな く、最悪の状況を想定した最 も重篤な負傷又は疾病の重 篤度を見積もること。
- イ 負傷又は疾病の重篤度 は、傷害や疾病等の種類に かかわらず、共通の尺度を使 うことが望ましいことから、基 本的に、負傷又は疾病による 休業日数等を尺度として使用 すること。
- ウ リスクアセスメントの対象の 業務に従事する労働者の疲 労等の危険性又は有害性へ の付加的影響を考慮すること が望ましいこと。

- キ 指針の9(2)キの「換気設備の設置状況」には、例えば、局所排 気装置、全体換気装置及びプッシュプル型換気装置の設置状況 及びその制御風速、換気量があること。
- ク 指針の9(2)クの「保護具の使用状況」には、労働者への保護具の配布状況、保護具の着用義務を労働者に履行させるための手段の運用状況及び保護具の保守点検状況が含まれること。
- ケ 指針の9(2)ケの「作業環境中の濃度若しくはばく露濃度の測定 結果」には、調査対象作業場所での測定結果が無く、類似作業場 所での測定結果がある場合には、当該結果が含まれること。
- (6) 指針の9(3)の留意事項の趣旨は次のとおりであること。
- ア 指針の9(3)アの重篤度の見積りに当たっては、どのような負傷や 疾病がどの作業者に発生するのかをできるだけ具体的に予測した 上で、その重篤度を見積もること。

また、直接作業を行う者のみならず、作業の工程上その作業場所の周辺にいる作業者等も検討の対象に含むこと。

化学物質等による負傷の重篤度又はそれらの発生可能性の見 積りに当たっては、必要に応じ、以下の事項を考慮すること。

- (ア) 反応、分解、発火、爆発、火災等の起こしやすさに関する化学物質等の特性(感度)
- (イ) 爆発を起こした場合のエネルギーの発生挙動に関する化学物 質等の特性(威力)
- (ウ) タンク等に保管されている化学物質等の保管量等
- イ 指針の9(3)イの「休業日数等」の「等」には、後遺障害の等級や 死亡が含まれること。
- ウ 指針の9(3) ウは、労働者の疲労等により、危険又は健康障害が 生ずる可能性やその重篤度が高まることを踏まえ、リスクの見積りに おいても、これら疲労等による発生可能性と重篤度の付加を考慮す ることが望ましいことを定めたものであること。

なお、「疲労等」には、単調作業の連続による集中力の欠如や、 深夜労働による居眠り等が含まれること。

- (7) 指針の9(4)の安全衛生機能等に関する考慮については、次に 掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の9(4)アの「安全衛生機能等の信頼性及び維持能力」に 関して必要に応じ考慮すべき事項には、以下の事項があること。
- (ア) 安全装置等の機能の故障頻度・故障対策、メンテナンス状況、局所排気装置、全体換気装置の点検状況、密閉装置の密閉度の点検、保護具の管理状況、作業者の訓練状況等
- (イ) 立入禁止措置等の管理的方策の周知状況、柵等のメンテナンス 状況

化学物質リスクアセスメント指針

解説通達(平成27年基発0918第3号)

- (4) 事業者は、一定の安全衛生 対策が講じられた状態でリスク を見積もる場合には、用いるリス クの見積り方法における必要 性に応じて、次に掲げる事項等 を考慮すること。
- ア 安全装置の設置、立入禁止 措置、排気・換気装置の設置そ の他の労働災害防止のための 機能又は方策(以下「安全衛 生機能等」という。)の信頼性 及び維持能力
- イ 安全衛生機能等を無効化 する又は無視する可能性
- ウ 作業手順の逸脱、操作ミス その他の予見可能な意図的・ 非意図的な誤使用又は危険 行動の可能性
- エ 有害性が立証されていないが、一定の根拠がある場合における当該根拠に基づく有害性

10 リスク低減措置の検討及び 実施

(1) 事業者は、法令に定められた措置がある場合にはそれを必ず実施するほか、法令に定められた措置がない場合には、次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討するものとする。ただし、法令に定められた措置以外の措置にあっては、9(1)イの方法を用いたリ

- イ 指針の9(4)イの「安全衛生機能等を無効化する又は無視する 可能性」に関して必要に応じ考慮すべき事項には、以下の事項 があること。
- (ア) 生産性が低下する、短時間作業である等の理由による保護具の非着用等、労働災害防止のための機能・方策を無効化させる動機
- (イ) スイッチの誤作動防止のための保護錠が設けられていない、局所排気装置のダクトのダンパーが担当者以外でも操作できる等、 労働災害防止のための機能・方策の無効化のしやすさ
- ウ 指針の9(4)ウの作業手順の逸脱等の予見可能な「意図的」な 誤使用又は危険行動の可能性に関して必要に応じ考慮すべき 事項には、以下の事項があること。
- (ア) 作業手順等の周知状況
- (イ) 近道行動(最小抵抗経路行動)
- (ウ) 監視の有無等の意図的な誤使用等のしやすさ
- (エ)作業者の資格・教育等

また、操作ミス等の予見可能な「非意図的」な誤使用の可能性に関して必要に応じ考慮すべき事項には、以下の事項があること。

- (ア) ボタンの配置、ハンドルの操作方向のばらつき等の人間工学的 な誤使用等の誘発しやすさ、化学物質等を入れた容器への内容 物の記載手順
- (イ) 作業者の資格・教育等
- エ 指針の9(4) エは、健康障害の程度(重篤度)の見積りに当たっては、いわゆる予防原則に則り、有害性が立証されておらず、SDSが添付されていない化学物質等を使用する場合にあっては、関連する情報を供給者や専門機関等に求め、その結果、一定の有害性が指摘されている場合は、その有害性を考慮すること。

10 リスク低減措置の検討及び実施について

- (1) 指針の10(1)については、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 指針の10(1)アの「危険性又は有害性のより低い物質への代替には、危険性又は有害性が低いことが明らかな化学物質等への代替が含まれ、例えば以下のものがあること。なお、危険性又は有害性が不明な化学物質等を、危険性又は有害性が低いものとして扱うことは避けなければならないこと。
- (ア) ばく露限界がより高い化学物質等
- (イ) GHS又は日本工業規格Z7252に基づく危険性又は有害性の 区分がより低い化学物質等(作業内容等に鑑み比較する危険性 又は有害性のクラスを限定して差し支えない。)

スクの見積り結果として、ばく露濃度等がばく露限界を相当程度下回る場合は、当該リスクは、許容範囲内であり、リスク低減措置を検討する必要がないものとして差し支えないものであること。

- ア 危険性又は有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセス等の運転条件の変更、取り扱う化学物質等の形状の変更等又はこれらの併用によるリスクの低減
- イ 化学物質等に係る機械設備等 の防爆構造化、安全装置の二重 化等の工学的対策又は化学物質 等に係る機械設備等の密閉化、局 所排気装置の設置等の衛生工学 的対策
- ウ 作業手順の改善、立入禁止等の 管理的対策
- エ 化学物質等の有害性に応じた 有効な保護具の使用
- (2) (1)の検討に当たっては、より優先順位の高い措置を実施することにした場合であって、当該措置により十分にリスクが低減される場合には、当該措置よりも優先順位の低い措置の検討まで要するものではないこと。また、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。
- (3) 死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実

- イ 指針の10(1)アの「併用によるリスクの低減」は、より有害性 又は危険性の低い化学物質等に代替した場合でも、当該代 替に伴い使用量が増加すること、代替物質の揮発性が高く気 中濃度が高くなること、あるいは、爆発限界との関係で引火・爆 発の可能性が高くなることなど、リスクが増加する場合があるこ とから、必要に応じ化学物質等の代替と化学反応のプロセス 等の運転条件の変更等とを併用しリスクの低減を図るべきこと を定めたものであること。
- ウ 指針の10(1)イの「工学的対策」とは、指針の10(1)アの措置を講ずることができず抜本的には低減できなかった労働者に危険を生ずるおそれの程度に対し、防爆構造化、安全装置の多重化等の措置を実施し、当該化学物質等による危険性による負傷の発生可能性の低減を図る措置をいうこと。

また、「衛生工学的対策」とは、指針の10(1)アの措置を講ずることができず抜本的には低減できなかった労働者の健康障害を生ずるおそれの程度に対し、機械設備等の密閉化、局所排気装置等の設置等の措置を実施し、当該化学物質等の有害性による疾病の発生可能性の低減を図る措置をいうこと。

- エ 指針の10(1)ウの「管理的対策」には、作業手順の改善、立 入禁止措置のほか、マニュアルの整備、ばく露管理、警報の運 用、複数人数制の採用、教育訓練、健康管理等の作業者等 を管理することによる対策が含まれること。
- オ 指針の10(1)エの「有効な保護具」は、その対象物質及び性能を確認した上で、有効と判断される場合に使用するものであること。例えば、呼吸用保護具の吸収缶及びろ過材は、本来の対象物質と異なる化学物質等に対して除毒能力又は捕集性能が著しく不足する場合があることから、保護具の選定に当たっては、必要に応じてその対象物質及び性能を製造者に確認すること。なお、有効な保護具が存在しない又は入手できない場合には、指針の10(1)アからウまでの措置により十分にリスクを低減させるよう検討すること。
- (2) 指針の10(2)は、合理的に実現可能な限り、より高い優先順位のリスク低減措置を実施することにより、「合理的に実現可能な程度に低い」(ALARP: As Low As Reasonably Practicable)レベルにまで適切にリスクを低減するという考え方を定めたものであること。

なお、死亡や重篤な後遺障害をもたらす可能性が高い場合等には、費用等を理由に合理性を判断することは適切では

新化学物質リスクアセスメント指針

化学物質リスクアセスメント指針

解説通達(平成27年基発0918第3号)

施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずる ほか、(1)において検討したリスク低減措置の内容を速や かに実施するよう努めるものとする。

(4) リスク低減措置を講じた場合には、当該措置を実施した後に見込まれるリスクを見積もることが望ましいこと。

11 リスクアセスメント結果等の労働者への周知等

- (1) 事業者は、安衛則第34条の2の8に基づき次に掲げる事項を化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知するものとする。
- ア 対象の化学物質等の名称
- イ 対象業務の内容
- ウリスクアセスメントの結果
- (ア) 特定した危険性又は有害性
- (イ) 見積もったリスク
- エ 実施するリスク低減措置の内容
- (2) (1)の周知は、次に掲げるいずれかの方法によること。
- ア 各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること
- イ 書面を労働者に交付すること
- ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること
- (3) 法第59条第1項に基づく雇入れ時教育及び同条第2項 に基づく作業変更時教育においては、安衛則第35条第1 項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項として、(1)に掲げ る事項を含めること。

なお、5の(1)に掲げるリスクアセスメント等の実施時期の うちアからウまでについては、法第59条第2項の「作業内容 を変更したとき」に該当するものであること。

(4) リスクアセスメントの対象の業務が継続し(1)の労働者 への周知等を行っている間は、事業者は(1)に掲げる事項 を記録し、保存しておくことが望ましい。

12 その他

表示対象物又は通知対象物以外のものであって、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものについては、法第28条の2に基づき、この指針に準じて取り組むよう努めること。

ないことから、措置を実施すべきもの であること。

11 リスクアセスメント結果等の労働者 への周知等について

- (1) 指針の11(1)アから工までに掲げる 事項を速やかに労働者に周知するこ と。その際、リスクアセスメント等を実 施した日付及び実施者についても情 報提供することが望ましいこと。
- (2) 指針の11(1)エの「リスク低減措置 の内容」には、当該措置を実施した場 合のリスクの見積り結果も含めて周知 することが望ましいこと。
- (3) 指針の11(4)は、指針の11(2)の周知を次回リスクアセスメント等を実施する時期まで継続して行うこととし、周知の内容が逸失しないよう、別途保存しておくことが望ましいこと。(別紙4参照)

12 その他について

指針の12は、本指針の制定により法 第28条の2に基づく同名の指針が廃止 されるが、同条に基づく化学物質のリス クアセスメント等を実施する際には、本 指針に準じて適切に実施するよう努め るべきことを定めたものであること。

解説通達(平成27年基発0918第3号)

(別紙1)

化学品の分類及び表示に関する 世界調和システム(GHS)で示されている 危険性又は有害性の分類

- 1 物理化学的危険性
- (1) 爆発物
- (2) 可燃性/引火性ガス
- (3) エアゾール
- (4) 支燃性/酸化性ガス
- (5) 高圧ガス
- (6) 引火性液体
- (7) 可燃性固体
- (8) 自己反応性化学品
- (9) 自然発火性液体
- (10)自然発火性固体
- (11)自己発熱性化学品
- (12)水反応可燃性化学品
- (13)酸化性液体
- (14)酸化性固体
- (15) 有機過酸化物
- (16)金属腐食性物質
- 2 健康有害性
- (1) 急性毒性
- (2) 皮膚腐食性/刺激性
- (3) 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
- (4) 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- (5) 生殖細胞変異原性
- (6) 発がん性
- (7) 生殖毒性
- (8) 特定標的臓器毒性(単回ばく露)
- (9) 特定標的臓器毒性(反復ばく露)
- (10)吸引性呼吸器有害性

(別紙2)

リスク見積りの例

1 労働者の危険又は健康障害の程度(重篤度) 「労働者の危険又は健康障害の程度(重篤 度)」については、基本的に休業日数等を尺度とし て使用するものであり、以下のように区分する例が ある。

- ① 死亡:死亡災害
- ② 後遺障害:身体の一部に永久損傷を伴うもの、
- ③ 休業:休業災害、一度に複数の被災者を伴う
- ④ 軽傷:不休災害やかすり傷程度のもの
- 2 労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれ の程度(発生可能性)

「労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれの程度(発生可能性)」は、危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して見積もるものであり、以下のように区分する例がある。

- ① (可能性が)極めて高い:日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの
- ② (可能性が)比較的高い:日常的に行われる 作業に伴うもので回避可能なもの
- ③ (可能性が)ある:非定常的な作業に伴うも ので回避可能なもの
- ④ (可能性が)ほとんどない:まれにしか行われない作業に伴うもので回避可能なもの
- 3 リスク見積りの例

リスク見積り方法の例には、以下の例1~3のようなものがある。

「例1:マトリクスを用いた方法]-省略

「例2:数値化による方法]-省略

[例3:コントロールバンディングの概要]-省略

(別紙3)

化学物質等によるリスク見積りについて「省略]

「例4: ECETOC-TRAの情報]-省略

[例5: E化学物質等による有害性に係るリスク

の定性評価法の例]-省略

(別紙4)

記録の記載例[省略]

※原文は以下で入手可能

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/000094015.html

欧州の電場における暴力とハラスメントにがり、影響及び方針

欧州生活労働条件改善財団 2015

はじめに

過去数十年間、物理的安全衛生リスクをこえ、 心理社会的ファクターにともなう「労働におけるウェ ルビーイング」をより包括するアプローチに向けて、 焦点が拡張されてきた。これは、健康を「ウエルビー イングな状態」とする世界保健機関 (WHO) の定 義と一致している。ウエルビーイングに関する焦点 には、精神と身体の病気の両方を引き起こすかも しれない、心理社会的リスクファクターを含んでい る。不十分な労働における個人のモチベーション が、生産性の低下と転職率の増加のゆえに事業 所のパフォーマンスに否定的な影響を及ぼす一方 で、欠勤及び、もっとも深刻な場合には、労働不能 が、不十分な健康とウエルビーイングの主要な影響 である。暴力とハラスメントはますます、個々人の健 康とウエルビーイングに影響を及ぼす心理社会的 リスクファクターの一部になっているように思われる。 [2007~2012年労働安全衛生に関する [欧州] 共同体戦略(COM(2007)62) |によれば、それらは、 「4番目に多い労働不能の原因」である不十分な メンタルヘルスにつながる。 最近発行された [2014] ~2020年労働安全衛生に関する欧州委員会戦 略枠組み」は、暴力とハラスメントに特別に言及して はいない。しかし、ウエルビーイングを増進し、メンタ ルヘルス問題を予防する必要性を述べている。さ らに、「既存及び新たなリスクに対処することによる 労働関連疾患の予防の改善 | の課題との関連で、 戦略枠組みは、53%の労働者がストレスを主要な 業務上リスクのひとつと考えているというユーロバロメーター調査の結果を引用している。以下の章では、暴力とハラスメントが、労働関連ストレス及びメンタルヘルスに大いに関係していることを示す。

「第5回欧州労働条件調査」(EWCS)の概括報告書のために開発された、有害な社会的行動(ASB [adverse social behaviour])という概念が、調査の結果を記述する際に主として使用されることになる。ASBは、過去1か月または12か月の間に労働の経過において、言語的虐待、望まない性的注意、脅迫または屈辱的行為の対象にされたことがあるかを尋ねた、2010年に実施された第5回EWCSのアンケート調査の6つの質問に基づく指標である。

2004年のユーロファウンドの報告書「職場における暴力、いじめ及びハラスメント」は、概念の意味の違いが文化的背景を反映しており、それゆえ調査のなかでそれらを捕捉するのに困難と限界を生じさせているという事実を示しながら、ASBの様々なかたちの違いを概述している。しかし、EWCSの結果と、加盟諸国の国内調査の結果の双方が、1990年代から2000年代初頭にかけての、暴力とハラスメントの増加を示している。

EWCSの2005~2010年の波を分析した結果は、拡散的傾向を示している。身体的暴力が減少した一方で、脅迫、威嚇、いじめ、ハラスメントや望まない性的注意など、他のかたちの暴力やハラスメントは時をこえて安定したままである。ASBを報告した回答者の全体的割合は、2005年の11.2%から2010年の14.9%に増加した。ユーロファウンドの出

版物「職場における身体的及び心理的暴力」が指摘しているように、異なるかたちの暴力が相互に関係及びオーバーラップしているかもしれず、そのことがそれらを識別するのを困難にしている。容認できる行動と容認できない行動との境界の不明瞭さのゆえに、心理的暴力を定義しようとする場合には、そのような困難が一層増す。

2010年のEU-OSHAの報告書「職場暴力及びハラスメント: 欧州の状況」によれば、既存の文献や国レベル及び超国家機関による公式の定義の双方をレビューした結果は、これらの問題に関する文献の増加にみられるように、包括的なアプローチを確立しようとする多くの努力があったものの、それらの複合した大きさのゆえに、これまでに職場ハラスメント及び暴力について単一の統一的な定義は存在しないことを明らかにした。同報告書は、暴力及びハラスメントを次のように定義している。

- ・労働関連暴力とは、労働における第三者による 暴力やハラスメントを含め、労働におけるあらゆ る種類の暴力的事象を参照するのに用いられ る。
- ・ハラスメントとは、同僚、上司または部下による、労働者または労働者の集団に向けられた、彼らを犠牲にし、恥をかかせ、傷つけ、または脅かすことを目的とした、繰り返される不当な行動のことを表わす、いじめまたは嫌がらせとも呼ばれる事象を参照するのに用いられる。

暴力及びハラスメントは、労働における対人関係に関係するものとして記述されてきた。暴力及びハラスメントの際立った特徴には、以下が含まれる。

- ・関係者間の力のアンバランス
- ・例えば職場の嫉妬や羨望などによる同僚間の 緊張の高まり
- ・敵対的な労働環境

さらに、国、職業及び部門レベルにおける文化的ファクターが、労働者が事象をどのように感知するかに影響を与えている。

欧州社会パートナーの「2007年労働におけるハラスメント及び暴力に関する枠組み協定」[2011年8月号参照] は、EUの社会パートナーによる共有された定義の採用及び予防ガイドラインに関する合

意の双方において画期的な出来事であった。社会パートナーによってまとめられた2011年の「枠組み協定実施報告書」は、国レベルでの社会パートナーの取り組みの形成における、国の法令の枠組みの重要性を強調している。同協定が締結されてから、多くのイニシアティブがはじまった。

しかし、この事象の概念化はまた、新たな側面ももっている。サイバーいじめなどの、暴力やハラスメントの新たに現われつつあるタイプも研究されている。2010年7月に公共サービス、一般サービス、病院・ヘルスケア、商業及び警備業(EPSU、UNIヨーロッパ、ETUCE、HOSPEEM、CEMR、EFEE、ユーロコマース及びCoESS)によって締結された、「第三者暴力及びハラスメントに関する多部門社会パートナー・ガイドライン」[2012年8月号参照]で強調されているように、方針決定者や社会パートナーの間で第三者暴力がますます重要になっている。さらに、経済危機が、リストラと暴力及びハラスメントと暴力の結び付き、「雇用状態と自殺との関係」に対する注意を増大させている。

この包括的な分析報告では、加盟諸国とノルウェーについて国レベルにおける寄与を要約する。それは、EWCSや「新たな及び現出しつつあるリスクに関する欧州企業調査(ESENER)」など、暴力及びハラスメントの広がりに関する、国及び欧州レベルの情報源をまとめる。また、監視及び適切な予防方針の考案によって、暴力及びハラスメントに対処しようとする社会政策を検討する。

本報告書は、暴力及びハラスメントを調査した国 レベルの調査からの証拠、及び、この課題の調査 方法とその普及状況に関する情報を示す。この 情報は、質的研究や、サイバーいじめなどの新たに 現出しつつある形態に関する証拠、労働条件とそ のような行動の労働者の健康に対する結果及び 彼らの労働市場への参加との関係によって補足さ れる。本報告書はまた、予防方針に関する証拠及 び加盟諸国とノルウェーにおける最近の法令の変 化を要約する。最後に、欧州諸国における暴力及 びハラスメントの普及状況の様々なレベルについて の、可能な説明を提案する。結論では、方針の指 針及び勧告が示される。

欧州における暴力とハラスメント

暴力及びハラスメントの定義

法的規定のなかで用いられている定義は、国によって異なっている。国の法令の大部分は、「欧州社会パートナーの2007年労働における暴力及びハラスメントに関する枠組み未協定」及び「2008年均等待遇指令」に基づいている。本報告書の参考定義は、暴力及びハラスメントが「一人または複数の個人による容認できない行動で、多くの異なるかたちをとり得る」と定義された、2007年枠組み協定に基づいている。それは続けて、「暴力は、一人または複数の労働者または管理者が、労働に関連した状況のなかで襲われる場合に生じる」一方で、「ハラスメントは、一人または複数の労働者または管理者が、労働に関連した状況のなかで、反復的かつ意図的に虐待され、脅かされ、及び/または恥をかかされる場合に生じる」としている。

同協定は、暴力及びハラスメントは、以下のかた ちをとり得ると述べる。

- ・身体的、心理的及び/または性的であり得る
- ・一人または複数の個人によってなされるかもしれない
- ・一度限りの事象またはより系統的な行動パター ンであるかもしれない
- ・同僚の間、上肢と部下の間、または、依頼人、顧客、患者または生徒などの第三者によって起こるかもしれない
- ・無礼な態度から犯罪行為にまで範囲が及び得る

この暴力及びハラスメントの概念化がEU社会パートナーによって合意されて以来、また、それが包括的概念となっていることから、国レベルで確立される定義に対する参考として活用することができる。第三者暴力はこの概念に含まれるが、その性質と源のゆえに、区別して考えられるべきである。それは、暴力及びハラスメントの行為を経験した者としての、同じ使用者に雇用されているのではない者によって行われた暴力及びハラスメントと定義される。労働者に暴力またはハラスメントを向ける者は、当人の顧客、依頼人、患者、学生または生徒であり得る。

大部分の加盟国が、一般的な刑法、民法及び

行政法のもとで暴力を規制しているが、労働に関連したあらゆる側面のもとで安全衛生を確保する使用者の一般的義務は相対的に発展していない。ベルギー、ドイツ及びイタリアでは、国の法令が、第三者暴力に対する特別の規定を含んでいる。

ハラスメントの場合には、状況はより分化している。各国の専門家及び2010年EU-OSHA報告書「職場暴力及びハラスメント:欧州の状況」からの情報を組み合わせると、大部分の国が、「ある者の尊厳を侵し、威嚇、敵意、下劣、屈辱または敵対的な環境を生じさせることを目的として、またはそのような効果をもってなされる、出身人種または民族に関連した望まない行為」とする、2000年均等待遇指令によるハラスメントの定義を採用している。

「欧州における反差別法の発展に関する共同報告書 COM (2014) 2」によると、一般法令のなかでのハラスメントの定義が、均等待遇指令で提案されたものと異なっている国もある。デンマーク、フランス、ハンガリー、オランダ、スロバキア及びスウェーデンでは、定義にふるまいの望まない側面が含まれない一方で、スペインでは、威嚇、屈辱または敵対的な環境」のみに言及して、「敵意」と「下劣」は含まれていない。スウェーデンの一般法令は、たんに事象がある者の尊厳を侵していることだけを要求している。フィンランドの定義は、尊厳の侵害に加えて身体的統合性 [physical integrity] の侵害を対象とし、個人はもちろん集団も含めている。これら諸国はしたがって、よりひろいハラスメントの定義をもっていることになる。

虐待的なふるまいの行為の定義を与えている 国はわずかであり、これは労働法 (エストニア、フランス、ラトビア及びスロベニア)または労働安全衛生 (OSH) 法令 (例えばベルギー) のなかでなされている

2014年に施行されたベルギーの法令は、より一般的な用語「心理社会的リスク」を使うことによって、暴力及びハラスメントの以前の定義を拡張している。したがって、それは、ストレス、バーンアウト、及び攻撃的なふるまいによって引き起こされた人間関係の衝突など他の状況も含めている。スロベニアの2013年の法律は、ハラスメントといじめ

[bullying] を区別しており、ハラスメントは「何らかの個人的状況に関連した何らかの望まない行為」と定義され、いじめは「職場の特定の労働者にねらいをつけた、または労働に関連した、何らかの反復的または系統的、非難されるべきまたは明らかに否定的かつ侮辱的な行動または態度」と定義されている。1998年雇用均等法を改訂する2012年のアイルランドの命令では、いじめは、差別とは関連のない事象とみなされ、それが雇用均等法の対象とならない理由である。

フランスの労働におけるハラスメントの法的定義 は、標的とされた者の精神的安全衛生を損なわ せ、または彼らの専門的将来を傷つける、「彼/彼 女または彼/彼女の地位に与えられた権力を悪用 した行為 | に焦点を置いている。 同様に、 「権力の 悪用または誤用」は、イギリスの一般法の一部とし ての嫌がらせの定義の一部である。イタリアとポー ランドの法令は、嫌がらせ [mobbing] だけを定義 し、それは労働者の生産性を損なう持続的な行動 または態度であるとされている。イタリアの法令で は、嫌がらせの最低持続期間が特定(6か月)され ている一方で、ポーランドでは、「当該労働者を威 嚇または愚弄、彼または彼女を同僚労働者集団か ら隔離または排除しするなかでの、認識された専 門的能力に対する否定的影響及び加害者の目的 が強調されている。スペインの法令はハラスメント を定義して、「被害者に恥をかかせ、人間の尊厳を 大きく損なう状況を生じさせる」ことを意図したもの とした。それは、イタリアとポーランドにおける嫌がら せに対するものと非常に似た定義であり、それゆえ 一般法令のなかで定義されるハラスメントの定義 の対象を狭めている。最後に、キプロスとマルタは、 労働におけるセクシャル・ハラスメントだけを定義し ている。

一般的に、国の法的定義には、下方向トップダウンのハラスメント(またはbossing)、水平方向(同僚間)のハラスメント、及び上方向ボトムアップの(上司に向けた)ハラスメントを含んでいる。下方向のかたちに焦点を置いているものの、これはフランス、イタリア及びポーランドの定義についてもあてはまる。フランスの定義は、第三者による暴力とハラスメント

も含めている。

自国の法令のなかで、労働における暴力及び/ハラスメントの労働に関連した特別の定義を与えているのは半数未満である。ガイドラインまたは社会パートナーの協定だけしか、定義を提供していない国もある。いくつかの諸国は、出来事の反復的または系統的性格という概念を共有しているものの、定義の焦点は国によって様々である。

調査の方法論

調査を通じて測定された暴力及びハラスメントのひろがりについて議論するなかで、2004年ユーロファウンド報告書「職場における暴力、いじめ及びハラスメント」は、比較分析を困難にしているいくつかの主要な問題点を指摘している。

- ・用いられた概念が人々の日常生活または彼ら自身の概念と必ずしも関連していない。
- ・調査に主観的意義の余地がない。
- ・暴力及びハラスメントは調査のなかでとらえることが困難な社会的問題である。
- ・調査に問題の進歩的性質を見いださせない。
- ・異なる意義及び概念のために国際的調査の翻訳が難しい。

EU-OSHAの報告書「職場暴力及びハラスメント:欧州の状況」もまた、いくつかの比較研究の限界を確認している。

- ・異なる定義及び分類の使用
- ・定量的及び定性的調査、事例研究及び暴力事 例を報告する方法の違いを含め、情報の収集 及び加工についての異なる方法論の使用
- ・事象の性質の測定における正確性のレベルの 違い
- ・異なる制限期間の使用
- ・評価についての異なる基準の使用
- ・データ収集の異なる焦点
- ・暴力及びハラスメントの経験における文化的相 違

本節の目的は、暴力及びハラスメントの測定に用いられる様々な手法を示すことである。 マッピング 法は、国レベルでの枠組みとなる証拠を認め、加盟

欧州における暴力とハラスメント

諸国とノルウェーにおける今後の課題の監視のための共通基準に向けた作業の可能性を探るための情報を提供する。これは、各国をまたがったデータの比較可能性を高め、経時的分析を可能にするだろう。

暴力及びハラスメントのひろがり

ハラスメントまたは心理的暴力を報告することは、標的とされた者に、自らがおとしめられ、彼または彼女の個人的尊厳が尊重されていないことに気づくという、観察可能な不快な行為の結果である。それを経験及び報告するしかたは、個人の感じ方だけではなく、それが文化的文脈のなかでどのように定義されているか及び個々人の認識のレベルによっても左右される。

この感じ方への依存が、調査を通じて暴力及び ハラスメントのひろがりを測定するにあたって、問題 を生じさせている。付録の表A1からA4は、方法論 的アプローチ、参照期間、キーワード、加害者、強度 及び期間など、暴力及びハラスメントに関連した欧 州における60以上の調査で用いられた主要な分 析上の諸要素を要約したものである。表A5は、対 象範囲(国、部門、地域及び職業)別の採用された アプローチを示している。

この自己評価 [self-labelling] アプローチは、回 答者に直接、暴力またはハラスメントを経験したこと があるかどうかを尋ねる。集計した回答の合計が、 暴力及びハラスメントの採集レベルとなる。自己評 価アプローチは、自らが確認した経験に焦点を置 いていることから、相対的に客観性が低い。実践的 [operational] アプローチは、回答者に様々なタイ プの攻撃的行為に関する一連の質問を尋ねること によって、暴力及びハラスメントのレベルに関する情 報を引き出す。回答者は、暴力及びハラスメントの 概念に明確にふれることなしに、様々なかたちの暴 力及びハラスメントにどのように曝露したかを知らせ る。暴力及びハラスメントのレベルを導き出すには、 あらかじめ定義されたコーディング・ルールが用いら れる。実践的アプローチは、回答者が否定的行為 に関する一連の質問を通じて、暴力及びハラスメン トの経験について直接的でないかたちで尋ねられ ることから、暴力及びハラスメントの普及状況の相対的に客観的な推計を提供する傾向がある。

自己評価アプローチには、そのような行為に関す る総合的な情報を提供するという明らかなアドバン テージがある。それゆえそれは、(ユーロファウンド のEWCSなどの) 労働条件や労働の質を分析する 調査や(ユーロスタットの労働力調査(LFS)の労 働安全衛生に関する特別モジュールなどの) 労働 力調査によって用いられている。このアプローチに は過少報告のリスクがあるとともに、(後述する)比 較可能性に関して重大な問題を示す。個人の認 識の不十分さ、個人的特性または社会的及び文 化的ファクターなど、過少報告についてはいくつか の理由を与えることができる。ユーロファウンド報告 書「職場における身体的及び心理的暴力」によっ て強調されているように、これらの調査は、「回答者 が問題を明かして、自らを被害者または標的と認め る意思に依存しており、それゆえ選択バイアスを 生じさせる。かかるバイアスを低減するために、いく つかの調査は、「いじめ」(FIOSHが実施するフィン ランド全国労働健康調査、フィンランド統計局による 労働生活の質調査及びアイルランド経済社会研究 所による職場におけるいじめ調査)または「モラル・ ハラスメント | (フランスのSUMER及び労働省が実 施する労働条件調査)など、もっとも挑戦的でとらえ どころのない用語を用いている。各国の情報源に よると、デンマークのコペンハーゲン心理社会的質 問用紙(COPSOQ)が、自己評価アプローチを用い たもっともひろく受け入れられている調査である。そ れは、調査対象となる行為(ゴシップや中傷、口論 や衝突、不愉快なからかい、望まない性的関心、暴 力の脅し、暴力、いじめ)、攻撃の強度及び加害者 に関して、もっとも詳しい情報を提供する。

実践的アプローチを使えば、暴力及びハラスメントへの回答者の曝露期間を測定することが可能である。暴力及びハラスメントについて与えられている定義により、このアプローチは、共有された理解を最大化するために、調査対象者が(企業、部門または職業に関して)まったく同質である場合に好まれる。もっともひろく普及したこのアプローチを用いて開発された質問用紙は、Einarsenらが提案した

改訂版否定的行為質問用紙(NAQ-R)、Leyman によって開発された様々なバージョン (31または45 項目)のレイマン心理的暴力インベントリー (LIPT)である。NAQ-Rによれば、1週間に少なくとも2回否定的行為を報告する労働者は、いじめられているとみなされ、LIPTによれば、1週間に一度暴力及びハラスメントを経験することは、いじめに遭った労働者と確認するのに十分である。

標準化された質問用紙を使う場合には、実践的アプローチが、もっともよく知られた質問用紙として同じフォーマットを共有するアドバンテージがあり、それゆえ国をまたがってかかる行為を調査する一貫したやり方を提供し、ひろい比較可能性を保証する。にもかかわらず、それは非常に長いものなので、労働や雇用のの質を調査するものなど、広範囲にわたる調査に、もうひとつのモジュールとして追加することは困難である。

(自己評価及び実践的) 双方のアプローチのアドバンテージは、ひとつの統合化アプローチに組み合わされる。もっとも一般的な戦略は、NAQ-RまたはLIPT質問用紙に含まれるもっとも関係のあるいくつかの否定的行為をとりあげて、自己評価と比較して評価することである。統合化アプローチを採用した11の調査が報告されており、個人が経験した事象(直接的アプローチ)と目撃または観察した事象(間接的アプローチ)の両者を組み合わせている。それらの調査のうちの8つは国レベルで実施されたものである(表6参照)。

インタビューのなかで、個人的経験よりも労働環境に焦点を当てると、人々に決まり悪さや恥ずかしい思いをさせないことができる。かかる調査では、回答者は、社会的労働環境(例えばスペインの職場生活の質に関する全国調査ECTV)、特定のリスクが存在するかどうか(オランダの労働者労働調査「NEWS」)、または、職場におけるASBsに(個人で経験したものとは裏腹に)気づくまたは目撃したことがあるかどうか(例えばイタリアの労働の質調査)について尋ねられる。このような場合、調査は自己評価によるものだが、間接的とみなされる。職場を分析の単位とする調査は、このアプローチを採用する。

囲み1:2013年のフランスの労働条件に関する調査:統合化アプローチの実例

2013年フランスの労働条件調査は、労働者に以下の経験があるかどうを尋ねた。

- あたかも存在していないかのように無視された。
- ・自らの意見を表明することを禁じられた
- 一般の人々のなかであざけられた
- ・労働についていわれのないやり方で批判された
- ・無用または見下した職務を与えられた
- 職務を正しくできないようにするためにサボタージの対象または妨害された
- ・精神的に能力がないと話された
- みだらなまたは見下す発言の対象にされた
- しつこい性的誘いの対象にされた
- ・笑いもの、下品なジョークまたはなぶりもの それから攻撃の源(同僚、顧客、利用者また は両親、他社の労働者、その他)及びハラスを 受けた理由と思われること(性差、健康または 障害、皮膚の色、出身国、衣服のスタイル、年 齢、性的嗜好、専門)について尋ねられた。

次の一連の項目は、心理的及び身体的暴力に関してより直接的に尋ねる。4項目の尺度 (一度もない、時々、しばしば、常に)を使って、 回答者は、過去12か月の間に、労働の文脈に おいて以下の対象になったことがあるかどう か尋ねられた。

- ・一般の人々からの言葉による攻撃
- ・一般の人々からの身体的暴力
- ・同僚または上司からの言葉による攻撃
- ・同僚または上司からの身体的暴力

フランスの「職業リスクの医学的監視調査」は同じ質問項目を使用。回答者がインタビュワーに質問される場合には自己評価アプローチが用いられる一方、実践的質問は回答者が個人的に記入し匿名でインタビュワーに与えられるという別のかたちで尋ねられる。

欧州における暴力とハラスメント

様々な関係者による予防方針及び介入

労働安全衛生を調べる調査は典型的に、心理 社会的リスクに対処する内部手続など、特定の間 題を扱う予防方針について尋ねる。いくつかの国 レベルの調査は、別のアプローチをとっている。ア イルランドの労働におけるいじめ調査は、もっとも完 全な像を提供している。それは回答者に、働いて いる企業が反いじめ方針をもっているか、それは 実施されているか、方針の影響はどうかを尋ねて いる。イタリアの労働の質調査と特別モジュール及 びキプロスの労働における性差別と雇用に関する 調査は、(職場または外部に) 助言や法的支援を 求めた者を調べている。エストニアの男女均等監 視調査は、問題の解決に責任をもつ者を探そうと している。一般的に、これらの調査は、暴力及びハ ラスメントのタイプまたは加害者のタイプ (内部また は第三者)を区別していない。

いくつかの調査は、参照単位として職場を使って、否定的行動について調べている。アイルランドの職場におけるいじめ調査には、労働者に向けた質問項目が含まれている。それは、調査の前2年間に(水平方向、上方向または下方向の)様々なかたちのいじめの普及状況がどうであったかを尋ねることによって、労働者サイドについてもっとも徹底した調査を行っている。また、ASBのモチベーション、生産性、欠勤及び転職に対する影響、アイルランドの法令が勧告する実施基準について労働者が知っているかどうか、ASBに対処する公式手続の存在及び影響及びそれらの活用の頻度に関する質問も尋ねている。

ドイツのWSI労働評議会調査は、労働者20名以上で労働評議会のある事業場の代表サンプルを扱っている。それは、過去2年間に労働評議会が暴力及びハラスメントの事例への介入を求められたことがあるかを調べている。イギリスの労働組合会議(TUC)調査は労働安全衛生代表に、暴力及びハラスメントを含めた、職場における5つの重要な関心事について尋ねている。両方の調査は、2年ごとに実施されている。

EUレベルでは、EU-OSHAによって実施される

新たな及び現出しつつあるリスクに関する企業調査(ESENER)の最初の波が、使用者と労働者代表の両方を対象にして、暴力及びハラスメントに関係した質問(関心のレベル、実施されている手続、職場における発生状況及び問題の重要性)を含めた心理社会的リスクにひとつのセクションをあてている。

事象の参照期間及び頻度

否定的な行為の反復が一般的な場合には、ハラスメント及び心理的暴力に関して、参照期間が重要である。したがって、長期間にわたる反復は、その期間内にそれらの行為が標的となった者に影響を及ぼした参照期間及びそれらの虐待の頻度の測定の双方の意味を含んでいる。

参照期間はまた、均質性の最小基準を確保するために様々な調査を比較する場合にも関係をもってくる。自己評価アプローチを用いた調査の大部分は、わずかな例外を除いて、参照期間として過去12か月間を採用している。イタリアのISfoL労働の質調査(QWS)が労働生活全体を参照する一方で、スロバキアの女性に対する暴力に関する調査は過去5年間を参照している。実践型調査は通例過去6か月間を参照するが、これは国や調査によって多様である。労働心理学者による分析は、6か月間にわたるそれらの行為の反復は、持続的なかたちで労働環境に影響を及ぼすことを確認している。

暴力及びハラスメント事象の頻度と期間は、その深刻さの重要な指標であり、2010年EU-OSHA報告書「職場暴力及びハラスメント:欧州の状況」のなかで示されたものなど、一般的に国際的定義のなかに含まれている。欧州社会パートナーの2007年労働におけるハラスメント及び暴力に関する枠組み協定は、否定的行為が権力の悪用を助長するためには系統的でなければならないことを強調している。表8に要約したように、約26の調査が虐待の反復を調べている。それらのうちの12は自己評価アプローチを、6は統合化アプローチを採用している。EWCSを含め、EUレベルの調査で、事象の反復を調べているものはない。

暴力及びハラスメント事象の強度は、所定の時間枠(毎日、週、月、年)における攻撃の回数またはCOPSOQ質問項目のような順序用語(一度もない、まれに、しばしば、日常的に)について調べている(表8)。

その間に事象が起きる期間は、権力の悪用の 指標である。期間は5つの調査で調べられており、 LIPT質問要旨やいくつかの統合化調査を用いて いる。アイルランドの職場におけるいじめ調査とイタ リアのIstat特別モジュールは、期間と強度の両方 を調べており、それゆえ相対的に完全な範囲の情 報を提供している(表A.10)。最後に、それらの行 為が継続的に起き続けているか、または、過去に起 きたものであるかを調べている調査はわずかしか ない。フィンランドの労働生活の質調査(QWLS)、 フランスのSummer及びイタリアの特別モジュール は、それが「現在または過去 | のものであるかを尋 ね、アイルランドの職場におけるいじめ調査とフラン スの健康及びキャリアパス調査は、それらの発生 の完全なタイムラインを概述している。この相違は、 標的とされた個人(社会的支援、個人の心理的態 度)及び虐待的行為の解決を助ける職場(社会 的環境、個人管理及び予防方針に関して) にとっ て利用可能なリソースに関する関連情報を提供 する。

加害者を調べる試み

2007年欧州社会パートナーの枠組み協定によって定義されているように、加害者は内部または外部(第三者)のもののいずれかでありうる。いくつかの部門ではますます多くの労働者が、日常的に第三者(依頼人、顧客、患者、生徒)を相手にしている。これは、サービス産業の成長を反映している。この点に関連して、外部の加害者によってハラスを受ける可能性はより大きくなっている。

表9によれば、水平的なかたちのハラスメント(嫌がらせ)と下方向のかたち(ボッシング)しか検討していないイタリアのIstat特別市民安全モジュールを除いて、統合化アプローチを採用するすべての調査は、内部及び外部の加害者を何らかのかたちで区別している。実践型アプローチを実施する

調査のなかで、NAQ-Rは加害者を考慮しない一 方で、28の自己評価調査のうちの15は、少なくとも ひとつのかたちの暴力及びハラスメントについて、 内部及び外部の加害者の双方を検討している。 ハンガリーの学校における危険に関する調査も、 生徒の否定的行為について検討している。デン マークのCOPSOQ調査用紙は、外部の被害者と 内部の加害者のうちの同僚、上司及び部下を区 別することによって、加害者のもっとも完全なマッピ ングを示している。アイルランドの職場におけるいじ め調査、ルクセンブルグの労働条件の労働者参加 に関する調査及びエストニアの男女均等監視に 関する調査も、調査された各事象について単独ま たは複数の加害者がいるかを検討している。他方 で、加害者の区別をしたEUレベルの労働者調査 はない。企業調査ESENERは、内部ハラス メントと第三者暴力を区別している。

※図表も含めて次号に続く。原文は以下で入手で きる。

http://www.eurofound.europa.eu/ observatories/eurwork/comparativeinformation/violence-and-harassment-ineuropean-workplaces-extent-impacts-andpolicies

付録2:国コード

」	
AT:オーストリア	BE:ベルギー
BG:ブルガリア	CY:キプロス
CZ:チェコ共和国	DE:ドイツ
DK:デンマーク	EE:エストニア
EL:ギリシャ	ES:スペイン
FI:フィンランド	FR:フランス
HR:クロアチア	HU:ハンガリー
IE:アイルランド	IT:イタリア
LT:リトアニア	LU:ルクセンブルグ
LV:ラトビア	MT:マルタ
NL:オランダ	NO:ノルウェー
PL:ポーランド	PT:ポルトガル
RO:ルーマニア	SE:スウェーデン
SI:スロベニア	SK:スロバキア
T TTZ・ノン11つ	

UK:イギリス

原籍災害の人々のつぶやき

柚岡明彦

5月号、6月号に続いて三度、「東京電力福島第一原発から半径30⁺。圏内に家があり、『原発災害』によって避難所生活を強いられた人々の声を、記録しておきたい」。今回は30⁺。圏外の住民の声も取材ノートからひろう。政治・行政・企業による「不都合なこと」一切をこそぎ落としたうえでの発表ものよりも、市井の言葉こそが原発災害の実相を物語り、それゆえに人々の声はすべてが記録に値するものだからだ。



▼福島県立盲学校(福島市森合町)の安藤俊 典校長(57)=取材日は3月19日

「小学部9人、中学部7人、高等部22人、専攻科10人の生徒48人全員と職員の無事を3月14日に確認しました。生徒はみんな県内の家族や親類宅に避難しています。目の見えない人にとってもともと災害は厳しいですし、弱視の人は暗くなると全盲の人よりより厳しくなります。4月6日が小・中の、4月8日が高等部の入学式と始業式ですが、交通が復旧しないと通学できませんし来たとしても寄宿舎は食事を提供できるかどうか。一日も早く再開したいのですが、うーん、見通しはまだまだ言えないですね」

▼南相馬市鹿島区から県立橘高校(福島市) に避難中の小林栄さん(76)=取材日は3月20日

「原発のそばから来ているもんですから早く帰れるようになればいいなと思います。安全宣言をしてもらえれば一番いいんですけれどね。やっぱり天災だから仕方がないですよね。電話がなかなか通じないんですよ。親戚の中に行方不明者がいるんです。無事でいてくれと思うけれど、どうも亡くなっている感じです。希望は捨てていないんですが。この避難所ではよくしてもらって困っていることはないです。ぜいたくは言わないです!

▼飯舘村から県立橘高校に避難中の佐藤米子 さん(55)=取材日は3月20日

「とにかく薬が欲しいですね。病院に行っても1 週間分しかもらえません。せめて1カ月分は出して 欲しいね。家族は血圧が高かったり膀胱に管を通したりしているので薬がないとどこにも行けません。ここさ来てはパンと水とご飯が出てくるのでありがたいなと思っていますけれど。千葉、東京、茨城にいる夫のきょうだい、石川と水戸市にいるきょうだい、北海道の親戚のみなさん、今のところ無事に避難しているので心配しないでください」

▼福島市内から県立橘高校に避難中の佐藤利 恵子さん(32)=取材日は3月20日

「あの日は福島市のアパートにいて、そこから歩いてきました。地震と原発の事故でこのさき福島に住んでいていいのかも分からなくなってきているから不安です。地震の発生は防げませんよね。だからこそ起きた後の対策をしっかりしてほしい。友達のみんな、がんばって長生きしていこうね!

▼福島市内から県立橘高校に避難中の大和田 伊助さん(89)=取材日は3月20日

「90歳より少し前です。いままでと比べたら不便ですけれど、みなさんに助けられているから不便だけれど苦痛じゃないですよ。年のわりに元気だって言われます。たいした病気をしていないからね。若いころは食料品や野菜を売っていました。団体生活は初めてだから早く家に帰って自分の好きなものを食べたいね。みんな家族一緒のところが一番いいよね。被災地以外のあなた方こそ元気でがんばってくださいよ

▼福島市内から県立橘高校に避難中の金田房 子さん(76)=取材日は3月20日

「うちの中は本箱もタンスも倒れてめちゃくちゃになりましたが、けががないのが幸いですわー。ここには夫の栄二(79)と次男の高史(50)と来ました。長男も、仙台の三男も無事でした。私は先が短いからいいけれど、子どもたちのことが心配です。原子力が一番心配です」

▼福島市内を自転車で走っていた馬場政男さん (74)=取材日は3月20日

「困っているのはガソリンと灯油だね。全然ねえ

んだもん。寒くてしょうがねえ。水は通ったからいいけれどよ、もうできることといったら早く布団に入ることぐれえだ。ガソリンと灯油を求めてもう自転車で10⁺」ぐらい回ったよ。カラカラだ。ガソリンスタンドに誰もいないんだもん。畑をやっていたんだが、もう食わんねえ。春から夏にかけてのカブラナが一番うまいんだよ。でも食わんねえ。原因は原子力だよ。津波も地震も大変だったが原発が一番問題だ。政府も東電も何やっているの。早く閉炉にむけて対策しろって。赤ちゃんにまで被害をかぶせて、これは人間の汚点だね」

▼浪江町から福島高校(福島市)に避難中の原 田徳郎さん(64)と知恵子さん(65)夫婦=取材日は 3月23日

「畑の季節物をほったらかしてきました。放射能が心配です。安全宣言はいつされるのでしょうか。早く帰りたいですね。情報が全然ないんです。やっぱり近所の人がどこに行ったのかが知りたいですね。バラバラになりましたから。部落の人たち、どこに避難していますか?中学校の同級生たち、無事でしょうか?避難所の食事は足りています、というよりも困っていません。むしろ民間のアパートや親戚宅に避難した人は大変だ。だから支援の充実をお願いします」

▼須賀川市内から須賀川アリーナに避難中の 大沼信義さん(37)=取材日は3月24日

「須賀川市にあるパラマウント硝子工業株式会社長沼工場で断熱材のグラスウールを配送する仕事をしていました。自宅は崩壊寸前です。一人暮らしなので収入を得る道を確保しないと先に進めません。復興したら花嫁をさがしたいですね」

▼いわき市から須賀川アリーナに避難中の橋本昭夫さん(69)=取材日は3月24日

「自宅は水道・ガス・トイレ、全部だめです。屋根の瓦も全部落ちちゃった。隣の家と5行も離れていないので重機が入れません。だから家も壊せません。うちの家が傾いて隣の家をぶっ壊すかたちになっていて、それが一番の悩みの種なんだ。昭和48 (1972) 年に事故で左足を複雑骨折して靱帯断裂の重傷を負いました。だから力を入れないと左足はだら一んとなっちゃう。痛くて痛くて眠れないんだ。

体が何でもないなら家を片付けるけれど、体が使い ものになんねえんだ。風邪はどういうわけかひかな いんだよ。原子力がおっかなくてここにきているの。 もともとの出身は岩手県釜石市だよ

▼楢葉町から須賀川アリーナに避難中のサトウ さん(35)=取材日は3月24日

「楢葉町で生まれ育ちました。のどかでいいとこ ろでしたよ。住みやすいし。何も無い豊かさという のかな。海も近かったからね。なるべくなら楢葉町 に戻りたいし、自分が築きあげてきた人間関係がそ こにはあるし。仕事はここ10年、東京電力福島第 二原発の中の計器のメンテナンスをしていました。 3・11のときは出張先の青森から帰る車の中でした。 その日は自宅に泊まって、避難勧告が出たので12 日朝にいわき市にある妻の実家に避難して、それか ら 『原発がやばい』となって15日にここに避難してき ました。仕事に戻ろうと思うけれど、第一に行くのは やばいので落ち着いてからにしようと。呼ばれたら やっぱり行くでしょうけれど、いまのところは会社から は待機と言われています。うわさでは1時間30万円 と聞きましたけれど、これは逆に、これだけやるから 命の保障はしない、という意味でしょう。僕の場合 は家族が許さないだろうけれど、いい年した人なら ば行くかも知れませんね。会社名は出さないで下 さい。東電の下には東芝や日立といった原発メー カーがあり、その下に協力会社があり、その下に何 十社もぶら下がっています。そのうちの一つなんで すが、高卒者の地元採用でピラミッドの下の方なの で。給料は手取りで毎月29万円でした。今回の原 因は津波ですよ。非常用電源が津波で焼け付い ちゃったのが原因でしょうね。まさかあそこまでの 津波が来るとは想定外でしたね。しょうがないって 言ってはいけないけれど、もっと素晴らしい改善策 を作ってもらわないといけないですね。双葉郡自体 は本当に働くところがないんですよ。何年か前だっ たかな、町長自身がもっと原発を作って下さいと陳 情に行ったほどの最低の町なんです。原発を作っ てくれとトップが陳情する町がどこにありますか。一 般日本人からしたら原発は危ないものでしょう。普 通は、うちは困る、でもどうしても作りたいんだったら、 と交渉するものでしょう。でも、なるべくならば地元

ルポ「1カ月」~ニュースにならなかった日々⑳

にいたいので、仕事をするとしたらやっぱり原発の 仕事が有利でしょうね。自分が県外に出て働くこと も考えましたが、それだと家族がバラバラになっちゃ うし

▼須賀川市内から須賀川アリーナに避難中の 宗方通泰さん(43)=取材日は3月24日

「今日1日1日をどう過ごすのかが心配です。やる ことがいっぱいあるのは分かっているけれど、どうし てもそこまで気が回らないですよね。体調は悪くな いけれど、どうしても慣れない生活なので睡眠がう まくいきません。昨日まではのどが痛かったんです がだいぶ治まりました。周りの咳は気になりますが。 いまは仕事の心配よりも自宅の心配です。高齢の 父がいるのでいつまでも避難所にいるわけにはい かないのですが、自宅は脇の道路が陥没していて 土地ごとグラリと持って行かれていて、今は余震の 様子を見ています。外見はそうでもないんですが、 中が傾いているんですよ。新聞で仮設住宅の話を 読みました。全壊とか半壊とかは見た目でも分かり ますが、外見は何ともないようなうちの場合は仮設 に申し込んでも入れるのかどうか。多くの方が亡く なったことに比べればうちのことなんて些細なこと に見えます。でも我々個人から見ると大事なことな んです。国や県はまずは被害の大きな所から見る んでしょうけれど、落ち着いたらこういう現状がある ことも知ってもらいたい。市に相談に行ったら『道路 の補修は時間がかかる。その家を買ったのは自己 責任ですよね』って。職員も混乱していたんでしょう けれど……|

▼田村市総合体育館に避難中で東電子会社 勤務の男性(57)=取材日は3月26日

「12日からここにいます。家はちょっと物が落ちたぐらいで無傷に近いですよ。でも線量が高くてね。 4月から中学2年生になる子どもがいます。学校をどうするのかが問題ですよ。この子は小学校の時にいじめに遭って、中学になってようやく友達ができたときだったんですが。まずは風評被害を無くして欲しいね。新聞を読むとホウレンソウなどからも検出されているというけれど、なぜ?という感じだよね。原発の半径10^{*}。以内は定期的にサンプリングしていたし。今回検出されたのは原発のものなのかどう か。原発は必要なんです。日本のエネルギーを考えるとね。今回は人災です。原因は電源喪失でしょう。電源ポンプを津波がのんだということでしょう。これからはそういうことがないような設計をすれば問題ない。今回は単純なミスだったと思います。後手後手に回っただけだと思います。バックアップはたくさんあったんですから」

▼大熊町から田村市総合体育館に避難中の夫 (62)と妻(62)=取材日は3月26日。この日、体育館 では避難者のほぼ全員が参加した体操があり、終 わると拍手が起こった。

夫「いつも座っているだけだから体操は元気になるための活気剤ですよ。でも精神的に疲れますよ。避難生活が長くなればなるほど!

妻「先が見えないことが一番……状況の説明は あるけれど、どういう方向かが見えてこない。来月 には会津若松に出発する(注)と。でも細かい説明 は無かったね。昨日テレビで発表されて騒ぎになっ たもの

夫「家の中はめちゃくちゃだよ。食器棚もテレビもみんな倒れて。3月11日は娘と一緒に庭の車の中で泊まりました。毛布にくるまって寒かったです。ヒーターをかけてもガソリンはなくなっていくし。12日に強制避難みたいになって、ちょっとの避難かな、2~3日で戻って来られるかなと下着を数枚まとめただけでした。それで町の集会所に行って、ここで一時避難するのかなと思ったんですが、それから町のバスで14日に田村市に来ました

妻「原発なんて想定外だから|

夫「今日の朝、今後の方向性を知らせます、会津若松に町の機能を移しますって。小学校も中学校もそちらで授業を受けられる方向にしていると。住所は大熊町のままでもいいし、完全に引っ越ししてもいいと。まだはっきりしていない口ぶりでしたね。私たちは移動しようと思っています。町の機能から離れてしまうと町の雰囲気が分からなくなってしまうから。今後どうなっていくのかという細かい情報は町の機能とくっついていないと分からないでしょう」

妻「そうすると大熊町に帰るに帰れない」

夫「町自体が立ち入り禁止になっているから。 放射能で 妻「地震だけだったならば帰って片付けもできた のに |

- (注) 大熊町は4月5日、会津若松市への住民の集団移転と役場機能の移転を始めた。
- ▼いわき市平沼ノ内で「丸二製氷冷凍」を経営 する山野辺孝司さん(60)=取材日は4月5日

「地元の船や水産加工会社(かまぼこ)に氷を出しています。3月いっぱいで従業員2人に辞めてもらいました。3月11日以降売り上げがゼロですし。原発の近くは汚染水を流しているから放射能は高いと思うんですが、沼や湖と違って太平洋は流れがあるから拡散されると思うんです。はっきりしないまま『放射能に汚染されている』と指定されると我々には非常に迷惑な話です」

▼南相馬市原町区から福島高校(福島市)に 避難していた片山義雄さん(62)には3月23日につ づいて4月7日にも話を聞いた。この日、東京電力福 島第一原発の半径20⁺。圏内について4月22日午 前0時をもって警戒区域に設定する調整を政府が 始めたという報道があった。

「実は前に取材を受けた3月23日に原町に戻りま した。腹立たしさしかないよね。早く元通りにしろ、 何だこれはって。原町ではまだ地震の後片付けと か遺体捜しが続いていて、(勤務先の重機会社 の) 仕事はまだ無いよ。でもブルーシートなんかの 資材を欲しがる人がいるから店を開けていることが 大事なんだ。でもね、こんなね、私たちの会社がどう のこうのではなくて、南相馬市全体が消滅してしま うんじゃないかって心配だよ。悲惨な状態の中でそ れでもがんばるぞって思っていたのに、警戒区域を 設定されて追い出されることになるなんて、そんな 勝手なことはやめてくれという話だ。命や健康を守 るためというけれど、穏やかじゃないよね。南相馬 市に国会の誰が来た?東電の誰が来た?謝罪に来 いってことだよ。近所の人も1~2割が戻ってきてい るね。『逃げろ』って言われて『はいそうですね』とは 言えないよ。これまで積みあげてきたものが全部だ めになるんだから。出ていけと言われたら、誰の責 任でもなくて自分で帰って来たんだから、ワラをつか んででもここで何とかするしかないよね。本当に腹 立たしいよ」

▼楢葉町からクリスタルパーク・石川(石川町)に 避難中で、原発災害⑦「土との絆、断ち切られた」 =2015年4月号=で話を聞いた猪狩秀男さん(67) にも、警戒区域のことについて4月7日に再び聞い た。

「法律で決まったことだから、たとえ向こうが勝手 に決めたことでも、暴挙にして許すべきことではな いけれど、私たちは着の身着のままですから、大事 な物を持ちだす時間を作ってくれれば仕方がない ことですが、でも勝手すぎます。あまりに一方的だ。 家には大事な物を置いてきました。泥棒が心配で す。国や町は警備を細かくやって欲しい。荒らされ たら誰が補償してくれますか。被害の証拠を出せ と言われてもそんなもの無いですから。高齢者の 夢は老後なんです。1日1日が貴重なんです。畑の 野菜がどうなるかを見るのが楽しみだったんです。 私どもは小さな農家です。ジャガイモ1個まで補償 してくれますか。家の中がどうなっているのか確認 したい。とにかく不安ですよ。東電のやることは、大 学出が机の上で考えてのことでしょう。現場と乖離 しています。まずは現場を見て自分の頭で考える べきです|

▼広野町からクリスタルパーク・石川に避難中で 3月30日に話を聞いた鯨岡秀子さん(52)にも4月11 日に改めて聞いた。

「4月9日に石川町内の温泉旅館に移動しました。 食事つきで面倒を見てもらっています。1家族1部 屋でようやくプライバシーも守れるようになりました。 みんな着の身着のままです。何もかもめちゃくちゃに なりました。気がかりは主人の祖父母の位牌です。 3月下旬に2回、広野町の自宅に行きました。飼い犬 は津波で亡くなっていました。くさりにつながれたま までした。布団をかぶせてきました。埋めるまでは できていません。もうあそこには家を建てられませ ん。泥棒は大丈夫です。もともとぐちゃぐちゃですか ら。(政府の方針については)何と言えば……まあ、 放射能がネックですよ。目に見えるものならばどこが 大丈夫なのかが分かるのですが、見えないもので すから。それが心配です

▼2014年4月号に屋根工事中の写真を掲載し た南相馬市鹿島区の工務店社長・大河内盛政さん

ルポ「1カ月」~ニュースにならなかった日々⑳

(52)=取材日は4月11日

「住民はだいぶ戻ってきています。私は逃げないですよ。逃げてどうするんですか。ここで仕事をするしかないんです。住民の家にブルーシートをかける仕事を今も続けています。すると皆さん安心するでしょう。もし将来、家に帰ってきたときに家の中がびしょびしょだとやる気も起こらないでしょう。避難させていた社員2人も、1人は10日前から、もう1人は今日から戻ってきて仕事でフル回転しています

▼南相馬市鹿島区からあづま総合運動公園 (福島市) に避難中の高橋悦子さん (63) と三男の 辰郎さん (35) 親子=取材日は4月11日

悦子さん「問題は原発ですよね。どういう状況か時間が経っても入ってこない。報道量も減りつつあるので正しい情報が欲しいです。東京都民が原発反対を訴えるのはいいけれど、言うのは簡単です。でも、代わりの電気はどうするんですか。その点を深く考えて欲しい。仕事は次男と魚の卸をしていました。浪江町の請戸で買って相馬で卸していました。復旧は何十年も先だろうから補償をはっきりさせて欲しいね」

辰郎さん「富岡町のパチンコ店を解雇されました。店を再開すると呼び戻すと言われてはいるんですが!

▼浪江町権現堂矢沢町からあづま総合運動公園に避難中の三田明さん(62)=取材日は4月11日

「疲れてどうしようもないな。私自身は水が合わないから水道水を飲まれないんだ。だからミネラルウォーターばっかり。3・11では家は外壁にひびが入ってブロック塀が倒れました。屋根瓦も落ちました。でも原発が無ければ住めました。3月12日午前6時に家を出て南相馬市原町区の体育館に行ってそれからここは3カ所目です。1カ月経ってこれだからね、まだまだ続くと思うよ」

▼南相馬市原町区からあずま総合運動公園の 体育館に避難中の小泉百合子さん(56)=取材日 は4月13日

「風邪をひいて水枕で寝ています。がんばろうって言われても戻ることもできないし、国も『大丈夫』というけれど大丈夫でないですよ。政府の言葉に振りまわされて、政府は私たちのことをどう考えている

のかと腹立たしい。パニックになるから情報を伝えないというけれど、いま起こっているのは世界的にも大変なことでしょうに。その真っただ中に置かれて、目に見えない不安にさらされて、今後影響はどういうふうに出てくるのか……。飯舘村の子どもたちはマスクもせずに外で遊んでいるんですよ。そのこと自体国はどう思っているのか。許せないですよ。中身のないパフォーマンスだけの会見はバカにしているのって。枝野(幸男官房長官)さんを見る度に腹が立つ。こちらに来て水も飲んで南相馬にでも飯舘にでも政治の拠点を移せばいいんです。それぐらい怒っています」

「南相馬市って屋内退避から緊急時避難になったでしょう(注)。それってどこの地域のことなの?はっきりしないしどうすればいいのか分からないし。南相馬市は大丈夫だって戻る人も結構います」

(注) 枝野官房長官は4月11日午後の記者会見で、東京電力福島第一原発の半径20⁺。圏の外側の一部地域に、計画的避難区域(住民は1カ月かけて計画的に避難する)を指定すると発表した。また、半径20~30⁺。圏の一部地域に緊急時避難準備区域(避難ができるよう準備しておく地域)も設定すると発表した。対象の市町村は南相馬市に代表的なようにいくつもの区域に切り刻まれることとなり、計画的とか緊急時とかの官僚用語とも相まって、避難者や住民の間に大いなる混乱をもたらした。

「悔しいです。私たちの小さな声が、あのわけの 分からない政治家の耳に入ることを願っています。 今までは自主避難といっておいて、今回は緊急時 と。どうすればいいのですか。生活が成り立たな いですよ。あいまいな指示が混乱の元凶です。振 りまわされて振りまわされてばかりです」

▼南相馬市原町区からあずま総合運動公園に 避難中の上林米子さん(82)=取材日は4月13日

「そうだね、やっぱり政府はウソばっかり言うのが アタマにきてまともに聞いていられないね。正直に 言ってくれれば対応できるのにね。1ヵ月も経って チェルノブイリだって(注)。こんなこと聞いてらんね。 アタマにきたよ今朝の新聞、見出ししか読んでいな いけれど。風邪はひくし最悪です。どこにもぶつけ ようがないので愚痴っています。きりがないよね。愚痴を言い出したら止まらないもん。なんでもっと早く言ってくれなかったのかって。みんな安心してぽつりぽつり帰っていった人もいるんです。どうすんのよ、帰った人たち。ま、捨てられたようなもんだ、私たち。自分たちの判断で動きなさい、だべ。投げられたんだ、私たち。言っていることがね、意味が分かんないの。緊急時?準備区域?なんなのそれ。そうかと思うと『大丈夫』『普通の生活できる』『人体に影響はない』というでしょう

(注) 経済産業省原子力安全・保安院と原子力安全委員会は4月12日午前、東京電力福島第一原発の事故について、旧ソ連チェルノブイリ原発事故に匹敵するレベル7(深刻な事故)に引きあげたと発表した。3月11日の事故直後はレベル4とし、その1週間後にレベル5としていた。

▼南相馬市小高区からあずま総合運動公園に 避難中の廣田正秀さん(30)=取材日は4月13日

「自営で自動車修理工場をしています。避難所 を出た後の対応は……。原発事故は収まっている と言うけれど、避難の範囲があやふやで、収まって いるというわりにはレベル7に上がって。情報があ やふやですよね。地震では家が半壊でした。津波 は床下まで水が来たぐらいで。原町区に行こうとし たら入れなかったので行けるところまで行こうと川 俣町に行きました。そこの体育館にいたんですが、 あずま総合運動公園に友達がいて『衛生的にもい い』と言っていたので来ました。3・11から1週間後ぐ らいの時かな。小高区内にある工場はおやじの代 から30年してきました。一般企業ならば失業保険も あるだろうけれど、自分にはそれもないし。注文を受 けて形にしていく仕事でそれが楽しかったのです が。ゼロからのスタートになるとそれに対しての保 護案は政府にあるのでしょうか。今までやってきたこ とがゼロになりました。仕事も、家も、お客さんも」

政府は4月22日午前0時、東京電力福島第一原発の半径20⁺。圏内について、立ち入りを禁止する警戒区域に設定した。廣田さんにはその際にも話を聞いた。

「事実は受けとめるしかないよ。自分の仕事(自動車修理工場)ができなくなって、相馬の火力発電

所で4月18日から働いています。おやじは引退する気です。塗料など放置していた物を再び整備するのには300万とか400万円とかかかりますから。悔しい。相馬の火力発電所に通っているんですが、車中泊をしています。相馬の避難所に行っても『小高区の住民だから』って空いていても拒否されているからです。それで車の中で寝泊まりをしているんですが、そうすると今度は警察が来て追い出そうとするんです。それで毎日車を止めるところを変えて転々としています。警戒区域を設定する前にせめて半日は立ち入らせて欲しい。思い出のもの例えば家財道具だとかアルバムだとかを取りたいですから

▼大熊町からあずま総合運動公園に避難中の 仲良し3人組=取材日は4月17日

「ここでの生活も4週間目ですが別に苦労はしていなくて。最近は落ち着いてきてこうしてキャッチボールもできるようになりました。避難所に来た当時はインフルエンザにかかりましたが、赤十字の人がすぐに対応してくれました。それからは元気はつらつです。まだまだ不安があるので、先の話をすると見えなくなりますから、今を楽しく過ごす努力をしています」(横田和貴さん〈21〉)

「大熊町にはいろんな思い出があります。原発が無かったら、地震だけだったら、大熊で平和な日々をおくれていたと思う。緑豊かでとっても暮らしやすかった」(和貴さんの弟の晃大さん〈18〉)

「原発の事故で多くの人が避難して、地震と津波の影響で多くの犠牲者が出て、とてもショックでした。みんなの笑顔をもう一度見てみたい。これから自分が何をするのか、何をしたいのかを見つけていきたい」(川井邦裕さん〈18〉)

▼葛尾村からあづま総合運動公園に避難中の 松枝晃さん(18)=取材日は4月25日

「浪江にいた友達が1人、行方不明なんです。 無事でいて欲しい。名前は吉田裕紀といいます。 小中の同級生でユウと呼んでいました。優しくて 太っ腹で自分よくおごってもらっていました。剣道も 強かったですね。ユウは浜通りの高校に進学して、 私は中通りの田村高校に進みました。ユウは自分よ り一足先に自動車運転免許を取っていたので、あ

ルポ「1カ月」~ニュースにならなかった日々⑳

の日は自分で運転して中学同窓会の会場を予約するために浪江に行っていました。吉田、どんな形でもいいから連絡を下さい」(この取材から約1カ月後の報道によると、地震時に浪江町にいた吉田さんは別の友人と車で高齢者の救出をしていたらしい。友人の遺体はがれきの下から発見されたが、吉田さんは見つかっていない)

▼南相馬市原町区からあづま総合運動公園に 避難中の藤田和子さん(33)=取材日は4月25日

「3月19日からここにいます。 やっぱり子どものこと が、放射能のことが気になります。 うちは女の子が2 人なので情報がどこまで本当か分からないですし、 上が小学校6年生で下が2年生です。11歳と7歳。 (新学期が始まったので) 福島市内の小学校に入 れましたが、どうやらこっちも高いというので……。 福島市内のアパートはいっぱいだって言われました し、原町に帰っても……どっちだか分からないです ね。1年前に鹿島区から原町区に引っ越したばかり でした。子どもたちは小さな学校から大きな学校に 移ることになって、ようやく大人数の学校の環境に 慣れたかなという時に原発事故があって、そしてま た福島市へでしょう。特に心配なのは上の子です。 少し内気な子なんですが、今になって福島市の学 校に慣れてきたのか、原町区に戻りたくないって言 い始めています。この避難所でも友達ができてい ますし『1年はいたい』と言っています。その気持ち を考えるといさせてあげたいけれど。パパは仕事 で原町区にいます。戻ってこいと呼ばれているんで すけれど、子どもがここにいるので残っていますし

▼あづま総合運動公園に避難中の翔吾さん (24)=取材日は4月25日

「これはなんなんすかね、どうなんですかね。 友達が何人か連絡が取れません。 この先どうなって

いくのかということですかね。3・11前はいわき市の会社の運転手をしていました。福島産のトマトを仙台市に運んでいたんですが風評被害でだめになりました。会社から『どうする』って言われて辞めました。このへんで仕事を探すのは難しいので、運転手募集の話を知人から聞いてゴールデンウィーク明けから茨城県の会社で働くことになりました。これがいい機会だというとおかしいけれど県外に出ようと考えています。浪江町の実家に帰れるのは何年後のことになるのか」

▼南相馬市小高区からあづま総合運動公園に 避難中の西内静江さん(59)=取材日は4月25日

「東京電力が作っている電気って福島で使われ ていると思われていますよね。あれは関東地方で 使われているんです。福島の電気は東北電力な んです。関東の人って自分たちで使っていたことを 分かっているんですかね。関東地方に避難した子 どもが福島って分かったら周りの子どもが逃げ出す とか、そういうのはあり得ないです。福島の人と結 婚すると、というデマも出ているそうです。確かに浪 江、双葉、大熊と原発で働いている人はたくさんい て原発の恩恵を受けていると思いますが、だからと いってこんな生活をしなければいけないのか。家が 壊れただけならば何でもなくて帰れて普通に生活 できたはずなのに。それに子どもたちには何の罪も ないと思うのね。だから関東の人は子どもたちを温 かく迎えるのが当たり前だと思うのに。それなのに 福島と聞いてスッと離れていくなんてあり得ない。悲 しいよね。腹立ちます。関東の人には本当に分かっ て欲しい。自分たちの電気がどこから来ているの かを。私たちは大人だから我慢できるけれどねえ。 友達と離ればなれになって知らない土地で生きてい くのは大変なのに…… |

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

http://www.chuuhishu-family.net/w/

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター(IMC)

http://ijimemental.web.fc2.com/

全国安全センター・情報公開推進局

http://joshrc.org/~open/

《投稿》労働者はどのようにしてアスベストを吸い込んだのか

日本板硝子共闘労働組合 末吉幸雄

1. アスベストへの取り組み

日本板硝子労働組合が会社 の総評脱退攻撃と闘い、5支部 190名(全体4%)で組合再建した のは1979年だった。拠点であっ た川崎工場の閉鎖反対を闘い、 1988年には戦術の一環として、ア スベスト問題を取り組んだ。

この闘いで毎朝「団結、閉鎖 反対」の鉢巻をしめて出勤して いた副支部長のTさんが「定年 退職後に中皮腫になった」と聞 いた。「なんじゃ、それは」と鈴木 委員長に聞くと、「アスベストによ る特殊ながんで、死に至る病気 だ」と言う。

見舞いに行くと、Tさんはこう 言った。

「肩から背中にかけて痛みがひどいので整形外科に行った。改善しないので別の病院に行き、3つ目の病院で中皮腫と診断された。主治医から稀な病気だが、アスベストを扱ったことがあるかと聞かれたが、アスベスト?…と戸惑った。やり取りするうちに石綿だとわかった。」

「石綿なら、炉の周囲で日常的に使っていた。ガラスが割れた時はエア圧で吹き飛ばした。メンテ作業や掃除の時にも粉じんが舞った。マスク? そんなのはして

いないよ。

「主治医から手遅れで手術は できないと宣告された。毎朝、神 仏を拝んでいる自分が何でこん な病気になったのか。痛みを和 らげるモルヒネを注射すると、幻 覚に悩まされる。自分はこれで死 ぬが、再び犠牲者が出ないよう に組合で取り組んでほしい。」

2001年11月、労災認定の翌日 に、Tさんは死んだ。

相模原の門前で朝ビラを配布していた。退職直前のSさんに「元気かい?」と声をかけると、「肺腺がんと診断された。石綿なら掃除やメンテのたびに飛んでいた。自分に何かあったら組合で取り組んでくれ」と言い残して、2006年に死んだ。

鈴木さんにSさんのメッセージ を伝えると、「奥さんに労災申請 を働きかけたが、奥さんは主人 が死んだのは天命と思っている ので、そこまでは…」と断ったとい う。時間が経過し、クボタの問題 がテレビで報道されると、奥さんは 「主人もやっぱり」と鈴木さんに 相談した。

神奈川労災職業病センターの 川本さんの助けを借りて、組合で 取り組み、良心的な医師の協力 があって、労災の5年の時効切 れ寸前に認定された。TさんもS さんも、次頁写真の炉の周辺で 働いていた。

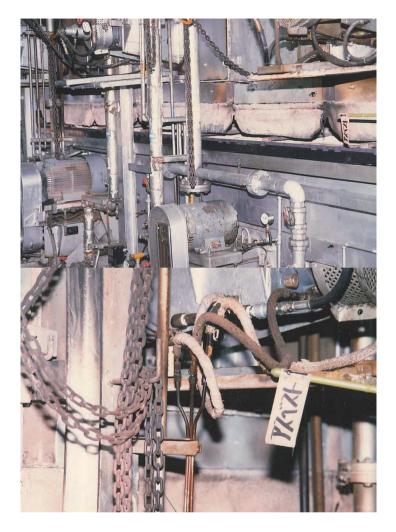
全国安全センターから鈴木さんに「舞鶴の退職者が中皮腫になったので労災申請に取り組むように」と連絡があり、伊丹に職場復帰していた末吉が、舞鶴に行った。動力職場で働いていた人だった。アスベストボードをくり抜き電熱ヒーターを作り、重油を送る配管などにもアスベストを巻いていた。

胸の痛みが改善しないので転院を繰り返したが、中皮腫と診断したのは日赤病院の部長で、「稀な病気だが、仕事でアスベストを使ったか」と聞いた。

末吉が、関西労働者安全センターの片岡さんに手ほどきを受けて舞鶴通いをはじめると、会社から本人を通じて「労災申請に取り組むので、組合は手を引いてくれ」と言われたが、労災認定された。

工場閉鎖された若松から「退職者が中皮腫になった」との連絡があり、自宅に見舞いに行った。肺のX線写真は真っ白で、酸素を吸入していた。

苦しい息のなかで、アスベストの耐熱服を着て、高熱作業をする写真を見せてくれた。「熱から顔を保護するため、マスク代わ



りにアスベストの布で覆った」と 言っていた。

2005年に、会社とじん肺・アスベストの労使協定を結んだ。神奈川労災職業病センターの川本さんから「被災者の医師の選定を認めること、組合員だけでなく別組合の労働者や管理職まで対象とすること、じん肺の管理区分2の補償を取ること」と指導をされて頑張ったが、この協定はテレビでも報道された。

会社との交渉は紆余曲折が

あった。会社は「アスベストは使っていたが粉じんは出なかった。 組合は粉じんを測定したのか」と 主張した。組合は「測定もしていない会社が、アスベスト粉じんは 出なかったと言い切れるのか」と 反論した。労災申請の粉じん曝 露の証明をめぐり、怒鳴りあう日々が続いた。

会社内には「被害の補償が 大きくなるのでは」との危機感が あったようだが、協定にこぎつけ た。会社からは、アスベスト使用 箇所の記録が大量に出された。 こうした先進的な一面もあるが、 できるだけ補償はしたくないとい う担当者や事業所もあり、被害 者に対する姿勢の濃淡がいまだ にある。

2. 被曝の現場

板ガラスの生産工程は、①主原料の珪砂とアルカリ分を混合して1600℃以上で原料を溶解する窯の工程と、②窯で生産された板ガラスを切断・研磨して中温(700~800℃)でガラスを軟化させ曲げ・強化する工程の2つに大別される。高温の溶解窯の工程と中温以下の炉や徐冷の工程の2つの工程であるが、アスベスト使用は、中温以下の工程で多かったと考えられる。

素板(もといた)窯の粉じん作業

窓に使われる透明板ガラスは体育館くらいの窯に原料を連続投入し、重油バーナーで1600℃以上に加熱する。溶けたガラスを隣の室内プールのようなバスに垂れ流す。プールのようなバスには、溶けた金属スズがあり、比重の小さいガラスは溶けたスズの上で成形され、温度が下げられて、徐冷炉に送られ、常温近くで切断される。これが、世界中に普及しているフロート窯の工程である。

写真(なし)は、風呂場の窓などに使用される型板ガラスの成形工程である。溶解窯から出てくるガラスを回転する上下2つのロールで挟み込む。一方のロールに模様が刻まれている。成形

の工程では、温度コントロールが 重要である。冷却や加熱の装置 が多く、熱から装置や計器を保 護するために、アスベストが使わ れていた。

月に2回程度、型板ガラスの模様を変えるためにロールを交換した。窯の出口で溶解ガラスを止めるために煉瓦を積み、古いロールを取り出し、新たなロールを設置する。作業者を熱から守るためにアスベストの作業着が使われていた。窯の周辺では、日常的にアスベスト手袋が使われていた。

舞鶴工場のこの職場で15年間働き、肺がんで入院したTさんは「マシンメンテの仕事は熱くてほこりがひどかった」と語ったが、労災申請直後の2012年12月に死亡した。翌年3月に労災認定されたが、最終事業所は退職後の内装業だった。

現在の窯は、耐火煉瓦の性能が向上したため、現在の窯の定期修理は10年程度だが、1960年頃までは3年くらいのサイクルで定期修理をしていた。窯を解体すると、煉瓦の粉じん、ガラスの粉じん、アスベストの粉じんが舞う。定期修理は工場の労働者が総出で行っていたので、粉じん作業は特定できても、人や職場を特定できるような状態ではなかった。石綿肺になるほど大量の粉じんを吸い込んだ人がいた。

加工ガラス工程の粉じん作業

窯で作られた板ガラスが送られてきて、所定の形状に切断し、 この周囲を砥石で研磨する。こ のガラスを成形温度まで加熱し、プレス型で曲げ、風冷強化する。

写真(なし)は、ガラスを加熱する工程である。 炉の内外を仕切り、 炉温を維持するために、 アスベストのカーテンが設置されている。

アスベストのカーテンは、耐用 期間が短い。泉南の資料による と、紡績の工程では加工しやす くするため木綿が混合されてい るが、このためアスベスト製品は 高温で劣化が進む。アスベスト 布などを定期的に交換するのが 現場の仕事だった。

通常の作業ではアスベスト粉 じんの飛散はそれほど多くない とみられるが、トラブルがあったと きには、大量の粉じんが出た。

加熱中のガラスが炉内で割れると、次に送られてくるガラスを傷つけるので、素早く撤去する必要があった。コンプレッサーのエアで割れたガラスを炉外に吹き飛ばしたが、同時にアスベストも建屋内に巻き散らかされた。炉の周辺の掃除のときにも粉じんが舞った。

写真(なし)は、自重曲げの炉内である。台車に鉄の枠を設置し、その上にガラスを置き、ガラスの軟化点(650℃くらい)以上に上げて、ガラスを鉄枠の形状に曲げて徐冷する。加熱のために炉壁のアスベストボードをくり抜き、電熱線を入れているが、電熱線が切れることがしばしばあった。加熱中に電熱線が切れると、早く修理するために扉を開き大型扇風機で冷却した。生産効率を維持するためだったが、部屋

中に粉じんが舞った。

学校の窓ガラスが割れにくくなったのは、サッシの性能が向上したこともあるが、ガラスを風冷強化したからだ。電車の窓ガラスも強化されている。強化ガラスの炉を定期的に補修し掃除する作業では、大量のアスベスト、ガラス、煉瓦などの混合粉じんが発生した。

試験・研究用のガラスは、ルツボで溶解されるが、この小型炉の制作・解体でも、粉じんが発生した。溶解したガラスのルツボを取り出す鉄のトングにも、アスベストヤーン(ひも)が巻き付けられていた。劣化するアスベストヤーンを交換した。

テレビのブラウン管の工程

旭硝子の船橋工場では、ブラウン管を作っていた。溶解窯の周辺でもアスベストが使われていたが、最も粉じんが飛散したと考えられるのは、温度管理が重要な成形工程である。溶解窯から出てくる高温のガラスを所定の重量で切り取り、金型に入れ、コンプレッサーエアで膨らませて取り出す。この周囲には多くの断熱材が使われていたが、成形したガラスをアスベストのマットの上に載せ、目視で検査しながら徐冷の工程に送った。

(旭硝子OBのMさんの当労組 大会での挨拶から)

タイヤの工程

ゴム練された塊を板状にし、金型に入れ加熱し加圧することで 弾力性のある強靭なゴムができ る。

最初のゴム練では、スコップやロールでゴムを練るが、大きな釜に入れるときに、大量の粉じんが発生した。

次の成形工程では、剥離剤と してアスベスト含有の粉が使わ れていた。

次の加硫工程では、断熱材としてアスベストが使われていたが、これが振動やコンプレッサーのエアで粉じんとなった。劣化したアスベストを巻き直すのも、現場の作業だった。

最終の検査工程でも、アスベストが含まれるタルクの粉じんが 舞っていた。

(住友ゴムOBMさんの報告から)

アスベスト原料から製品の工程

石綿原料は、布団の綿の打ち直しの状態で工場に入ってくる。これをゴンドラのような器に入れて、蒸気でドロドロに焚いて取り出し、プレスする。それを乾燥室に運ぶ。この工程までは粉じんはあまり出ていないようだが、乾燥室のドアを開けると、蒸気と粉じんが出て、顔から全身が真っ白になる。痒いし、鼻も目も開いていられない状態になる。

(ニチアスOBNさんの報告から)

吹き付けアスベストの施工

クラレが作ったアスベストをビルなどに吹き付ける山陽断熱での健康被害。社員が6~7人の会社社長は「うちのような会社で、石綿うんぬんと言っていたら仕事にならない」と言っていたが、中小企業でも安全配慮義務

があることを明確にできた。

(岡山労働安全衛生センターH さんの報告から)

造船でのアスベスト被害

横須賀には、日本鋼管や住友 重機、米軍ドックもあり、これらの アスベスト被害と闘い、石綿の危 険性を全国に訴えてきた。

造船では、鉄の溶接が不可欠だが、この作業では、周囲をアスベストの布で保護していた。ボイラーの周辺にも大量のアスベストが断熱材として使われていた。

船は作るときと補修のときに、アスベストの粉じんが発生するが、 密閉性が高い船の中では、直接 アスベストを扱わない職場でも健 康被害が出ている。

造船の現場は正社員だけでなく、下請け、孫請けで働く労働者が多く、被害の裾野が広がっ

ている。住友の浦賀では、会社 側の分裂策動に手を貸した組合 幹部にも被害が出た。アスベスト 被害に組合の垣根はない。

アスベスト被害の救済のため、 造船だけでなく、多くの業種で働いている労働者を対象にアスベストユニオンを作り全国展開している。多くの被害は退職後に出るので、退職者や遺族にも組合員になってもらっている。

(アスベストユニオンHさんの報告から)

旭硝子のMさんは死亡したが、当労組の大会で報告された内容の要約である。住友ゴムのMさん、ニチアスのNさん、アスベストユニオンのHさん、岡山安全センターのHさんの報告は、2014年8月の複数会議の学習会での報告の要約である。

うつ病労災事件の和解報告

神奈川●元請け企業も連帯保証

1 事案の概要

M氏は、A有限会社(以下「A社」)のタンクローリー運転手として勤務していた。A社は株式会社B社(以下「B社」)が指示する内容に従い、自社所有のタンクローリーで、その従業員(タンクローリー運転手)をして各ガソリンスタンドへのガソリン・軽油等の配送業務に従事させていた。B社

は、タンクローリー業界では大手の会社である。B社がA社に発注していたのはタンクローリー6台についての配送であり、6台のタンクローリーのガソリン等配送業務に従事していたA社の従業員は、M氏を含めて6名であった。

この配送業務によるM氏の労働時間は、早朝から深夜に及ぶ過酷なもので、朝2時から3時台にA社の駐車場に到着し、タンク

ローリーを運転してB社の首都圏センターに行って、B社の担当者による配送先確認を受けて出発してから、給油所でのガソリン等の積み込み、ガソリンスタンドでの荷卸しを終えて、A社の駐車場にタンクローリーを止めるのが午後6時台から9時台であった。

そのためM氏の1か月当たり の時間外勤務は、平成12年に 177時間余、13年に193時間余、 14年に222時間余、15年に225時 間余、16年に193時間余、17年に 193時間余、18年には165時間余 に及んだ。これほどの長時間労 働を強いられた結果、M氏は、平 成15年12月にうつ病を発症。し かし当初は、M氏自身もうつ病で あるとは気づかず、その後も長 時間労働を強いられた。平成18 年11月、M氏はうつ病と診断され るとともに入院を勧められ、A社 に休ませて欲しいと申し出たとこ ろ、退職強要を受けた。

その後、M氏は、よこはまシティ ユニオンに加入。神奈川労災職 業病センターの協力も得て自己 申告による労災申請を行い、平 成19年12月、鶴見労働基準監 督署は、M氏のうつ病の業務起 因性を認め、労災の支給決定を 行った。労災申請が認められた ことにより、療養給付、休業補償 給付はなされるようになったもの の、A社もB社も自らの安全配慮 義務違反を認めようとはしなかっ た。そこで、平成21年6月、提訴 日までの休業損害、将来の就労 不能分の逸失利益、慰謝料等 の支払を求めて、雇用主である A社、元請であるB社に対して損 害賠償請求訴訟を提起したの が本件訴訟である。

2 争点について

訴訟で被告側は、M氏がうつ 病であるか否かそのもの、業務 起因性、(時間外手当を支払っ ているにもかかわらず)時間外 労働の時間、M氏が自ら退職し たのだということまで争ってきた。

実質的かつ主要な争点は、 ①M氏が提訴後もなお就労不可能なうつ病の状態にあるか否か、②症状固定診断がなく、依然としてうつ病の治療中であるという状況の中での将来損害の認定の可否、③元請B社に、A社の従業員であるM氏に対する安全配慮義務違反が認められるか否か、であった。

■争点①について

被告側は、業務による心理的 負荷を原因とするうつ病は、その 負荷を取り除けば多くの場合半 年から1年、長くても2~3年の治 療により完治するのが一般的で あって、M氏は外出もしており、う つ病が治った若しくは長時間労 働とは関係がない等と主張した。 また、A社は、M氏の労働時間 が長い(ように見える)のはM氏 が時間外手当欲しさに、働いても いない時間を働いたと報告した り、必要もないのに早出したから などと主張した。

これに対し、われわれは、M氏が提訴後も就労不可能なうつ病状態にあることについては、M氏の治療に当たっている医師のカルテ、診断書等から明確に認められると主張した。

また、M氏の労働時間がことさら長いというA社の主張は、他ならぬA社提出の証拠で粉砕された。すなわち、A社の提出証拠で明らかになった他の5人の運転手の労働時間も、M氏に負けず劣らずの長時間であり、そのうちの1人は、独り暮らしの自宅で突然死していたことまで明らかとなったのである。

■争点②について

われわれは、症状固定として 後遺症診断書が作成されたということは、将来損害の高度の蓋 然性を示すものではあるが、それ がなければ将来の損害が認められないというものではないこと、提 訴(平成21年6月)から5年半(平成26年12月)を経過した時点で もなおうつ病により就労不可能 な状況にあることから、少なくとも 今後同程度の期間はうつ病により就労不可能な状況にあるとして、その期間の将来損害の賠償 を求めた。

■争点③について

B社の主張は、「B社が決定し、A社に発注しているのは、あくまでも『このタンクローリー(例えばタンクローリーA)は、この日に、このガソリンスタンドに、それぞれこれだけの量のガソリン・軽油等を配送すること』であり、それに尽きる。即ち、『タンクローリーAに運転手として誰が乗るのか、タンクローリーAを何人の運転手が担当するのか(例えば3人が交替して勤務するなど)、タンクローリーAの運転手の労働時間管理、健康管理』などは、あくまでも使用者であるA社が行うべきこと

であって、仮にA社の運転手が 長時間労働によってうつ病に罹 患したとしても、A社の使用者責 任が問われることがあり得ること は格別、B社には使用者責任が 生じる余地がない」というもので あった。

しかしながら、B社が発注する6台のタンクローリーの運転に従事していたA社の運転手は、タンクローリーの台数と同じ6人であり、それは朝の出荷先確認(点呼)等でB社も把握していた。つまり、ローテーション等で運転手の労働時間を短縮する余地はなかったのである。

また、B社とA社の業務委託契 約上、石油類の配送先を決定す るのはB社であり、A社(及びタン クローリーの運転手) が配送先 を変更することなどは厳に禁じら れていた。そしてB社の配車係 は、タンクローリーが午前4時から 4時30分頃にB社の首都圏セン ターを出発し、概ね午後7時頃に 帰庫することを想定した配車内 容を決定していた。つまり、B社 の決定した配送内容で配送す れば、少なくとも午前4時から午 後7時までの1日15時間勤務にな る。そして、M氏ら協力会社の従 業員は、その前に自社の駐車場 に寄ってタンクローリーをB社の 首都圏センターまで運ぶ必要も あるのであるから、これに1時間 弱の勤務時間が加算されるので ある。このような過酷な労働時 間を連日続けたら、人間の健康 が破壊されるのは明らかである。 現に、B社の証人は、B社が直接 雇用している運転手には、このよ うな勤務を指示するのは週2回までと決まっており、他の日は別な軽易な業務をさせていると証言したのである。

以上のとおり、タンクローリーの 稼働時間を決定しているのはB 社であり、A社のタンクローリー6 台を担当しているA社の運転手 が6人であって1人の運転手が連 日タンクローリーの運転をしてい ることをB社は知っており、かつ、 B社の指示する配送内容を1人 の運転手が連日担えば健康被 害を生じる恐れが大きいこともB 社は知っていたのであるから、B 社には、A社の運転手に対して も、使用者と同様の安全配慮義 務があると、われわれは主張し た。

3 裁判所の和解打診

審理は平成26年12月18日に 結審し、判決言渡期日が平成27 年3月17日に指定された。その 間、裁判所から和解打診があり、 担当の影浦裁判官から裁判所 の見解が示された。

まず、将来損害についてははっきり否定した。その余の損害については、判決の場合の認容見込額が示されたが、それは、提訴後一定期間で切り、かつ、その後の労災支給を損益相殺の対象としたとしか思えないような金額であった。しかし、認容損害を提訴後一定期間で切るとしても、その後の労災支給は労基署の決定に基づく支給であって、本来損益相殺の対象とすることなど許されないものである。この点については、影浦裁判官の言動等から

しても、裁判所がその論点を完 全に見落としたとしか思えない。

また、B社の使用者責任につ いては「合議が割れている」との ことであった。多数の2がB社の 責任を認める意見なのか、否定 する意見なのかは不明であった が、途中で運転手1人が突然死 するような勤務をせざるを得ない 「配車指示」を出し続けていた B社の使用者責任について、こ れを否定する意見があったとい うことは間違いのないところであ る。ただし、裁判所が提示した 和解内容は、認容見込額ではな く、それを上回る内容であった。 なお、この和解交渉の関係で、 判決言渡期日は4月16日に変更 された。

4 和解とその評価

以上の状況を踏まえ、われわ れは、M氏らと協議の上、基本的 に和解での解決をめざすことと し、さらなる交渉を経て、平成27 年3月26日、本件は和解で解決し た。A社が、労災保険等の給付 とは別に解決金を支払うこと、B 社がそれを連帯保証すること等 が主たる内容である。和解は、う つ病治療中の労働者本人が提 訴した事件としてはきわめて高 水準の解決であると評価できるも のであった。また、直接の雇用者 ではないB社がA社の義務を連 帯保証したことも、協力会社の従 業員の健康を犠牲にして利益を 上げようとする元請会社への警 鐘という意味で大きな成果である と言える。

他方、平成18年11月の退職

強要から8年もの間就労できず、 通常の生活すらできない重度の うつ病に罹患したこと、そのよう な結果を招いたA社とB社の労 務管理を目の当たりにしたはず の裁判所が、損害の算定におい て及び腰であり、B社の責任につ いても少なくとも1名は否定的で あったという点は、現在の裁判所 が現場の労働者の実情をいか に知らないか、知る姿勢が弱いかを物語ると言わざるを得ない。 今後この種の訴訟を行う場合はもとより、労働事件を行う場合、現場の実情を裁判所にきちんと伝えきることが極めて重要であるということをあらためて痛感した事件でもある。

弁護士 小島周一

健康管理手帳取得の報告会

長野●国労総合車両支部の取り組み

7月4日、国労長野会館において、アスベスト健康管理手帳取得の報告会が行われた。手帳取得者10名全員を含め40名が参加。手帳申請から取得からまでの経過、取得者の感想、神奈川労災職業病センター・池田理恵氏の講演、国鉄・JR大船退職者会事務局長の五十嵐さんと、国労長野地本執行委員・坂本君のお父さんの業務災害認定の報告があったここでは、国労長野総合車両支部の取り組みについて報告する。

車両工場で検修に関わった 人のアスベストによる健康被害 が他の職種に比べ高いというこ とを、JR東日本の各工場が集ま る学習会で指摘され、1年半前 から本格的に取り組み、その結 果、申請者10名全員の手帳取得 となった。 思い起こせば、私が国鉄に入った1976 (昭51) 年には、ごく普通に身のまわりにアスベストがあり、その危険性を話す人はなく、逆に「熱に強い便利な布」ということで、先輩から使い方を教わったものだった。しかし、その危険性を知る出来事が、いまから17年前の1998年に起きた。

深沢さん(当時41歳)は、6月頃から組合事務所で会う度に「ゴホン、ゴホン」と咳をしていた。「風邪ひいたの、大丈夫?」と言うと、「風邪じゃないんだけど咳が出るんだよね。もうじき人間ドックだから検査してもらうよ」と胸膜中皮腫と診断され、9月には帰らぬ人となってしまった。彼は最後まで「○○君にも連絡とって。彼も俺と一緒の仕事をしていたから」と、後輩を心配していた。後で聞けば、彼は入社以来

ずっとレジン制輪子の製作作業を行っていたようだ。配属当時はアスベストの入った袋が山積みにされ、機械に投入するときには大量に舞い上がる。マスクは付けていたが休憩時には外すし、タバコも吸う。休憩所は作業場の中にあり、アスベスト曝露しやすい環境ではあったと思う。そのことを契機に組合は、「アスベストは有害だ。それに関わる作業をした人には特殊健康診断を受診させよ」と会社に要請。会社も申請者全員の特殊健康診断を行うようになった。

それから8年後の2006年、団 体専用列車「いろどり」の製造が 始まる。これは485系を種車とし て内装を主に改造する工事であ る。車内は腰板も取り除かれ、床 もキーストンプレートや根太もむき 出しになりガラーンとした状態の 中、ある作業者がエアーグライン ダーを用意し、床板を剥いだ時 の鋲を削ると車内にもうもうと粉 じんが舞い上がる。「今日はやけ にほこりが出るなぁしと思いなが ら、次に脚台取り付け座を溶接 するために、プラズマ切断機で 何本かの根太を切り欠いていっ たときに、綿ぼこりのようなものが 出てきた。「そういえばこの車、ア スベストが使われていたって言っ たな。オイ、ちょっとライター貸し てくれ」。その綿ぼこりに火をつ けてみたが、赤くはなるものの燃 えはしない。「これはアスベストだ ぞ!」。15年程前に秋田総合車 輛センターで改造工事が行われ た際の取り残しがあった、との会 社の説明だった。「やっぱりアス

べストだったか」。アスベストはない、との説明に、それを信用し作業をした人の中には、一時マスクを外して作業した人もいた。当時の管理者は鈍感であり、建屋のシャッターは開け放たれたま、取り外された腰板はどこに置いてあるかももわからず、「そんなものは掃除機で吸い取ればいいじゃないか」という指示も出されていたが、もちろん断った。その後1か月にわたる会社との攻防の末、やっとアスベストが取り除かれた。

このような過去の事例を思い 出し、遅まきながら2013年10月よ り、わかる範囲での退職者に、ア スベスト作業の従事歴や特殊健 康診断のアンケートを実施した。 回答では、手帳取得希望者は14 名で、すでに個人で取得された 方は3名いた。退職者の会の取 り組みも聞きながら、翌年6月7日 にアスベスト学習会を計画し、取 得希望者には来てもらうことにし た。学習会終了後、4名から、「健 康管理手帳を取得したい | との 申し出があり、取得に向け動き出 した。もちろん私たちだけででき るはずもなく、理論と実践を併せ 持つ神奈川労災職業病センター の池田氏の強烈な指導のもと、 申請の段取りを決めていった。

まず4名が個人で、6月中旬から7月初旬にかけ、JR長野支社に対し、アスベストの従事歴証明を出してほしいとお願いした。1名は旧国鉄だけの曝露だと支社から連絡があり、本人も納得し、機構に証明を依頼。機構より8月19日付けで事業主証明をしても

らい、長野労働局に申請。10月9 日に手帳が送られてきた。

3名には、9月20日頃にJRの事業主証明が送られてきたが、長野総車センターの証明は8月26日付けである。なぜ1か月もかかったのか、また、証明は「廃車解体」のみであり、従事歴も自分が考えていた期間と合わない。このため、自分がアスベストに関わったと思われる作業とそれを一緒にやっていた人2名の同僚証明を作ることにした。

従事歴申告書を作るため、8月 25、26日に神奈川より池田氏を含む3名に来ていただき、取得希望者4名を含む13名の聴き取り調査。1人約2時間かけた。手帳取得希望者は10名になった。

正式文書を作るため、10月12日に申請者3名を含む7名に来ていただき、本人が関わったアスベスト作業やそれぞれの同僚証明2名ずつ書くなど、最終チェックを行った。また、初めて長野労働局に出すにあたって、9種類の参考資料を用意。

10月22日、満を持して長野労働局に申請に行くが、「書類が一部足りない」と言われ、持ち帰る事態に。その後、池田氏が長野労働局に連絡をとったようだ。当初、JRでの従事歴証明があれば機構(旧国鉄)の証明はいらないと思っていたが、長野労働局も受理するのは初めてであり、そのような対応だったのだと思う。

すぐに機構に、従事歴証明を 依頼。12月5日と8日に証明が届 き、12月25日に再び長野労働局 に申請。翌年2月4日に1名、24日 に2名に手帳が送られてきた。 長野支社への申請から8か月か かったことになる。

第2次申請者6名についても、同じくらいかかった。自分が覚えているアスベスト従事作業と期間について長野支社・旧国鉄での証明には差異があること、証明書類が送られてくるのに時間がかかることにより、その対応に追われた1年であった。

地方本部は、今後の対応として次のことを決めた。

- ① アスベスト含有製品(いつまでアスベストが入っていたのかをできる限り調査)を示し、これらの製品に関わる作業をしていた人には、特殊健康診断を受診するよう促す。
- ② アスベスト曝露したと思われる人は健康管理手帳が必要になるので、入社時からの職歴と従事期間の仕事内容(できるだけ詳しく)、一緒に仕事をしていた人2名の名前も記入した参考資料を作っておく。退職したら健康管理手帳の申請を。
- ③ 現在の職場にもアスベスト がある可能性があるので、各 職場で点検を取り組み、アス ベストらしきものが発見された ときは地本に連絡してほしい。
- ④ 国鉄退職者やJR退職者の 退職者のアスベスト被害の掘り起こしと、労災申請、「健康 管理手帳」取得の相談、症状 が出始めた人の相談に乗る。
- ⑤ 現職からの要望としては、 退職者の健康管理手帳申請

の相談は、すでに取得した人 たちが主に相談に乗って欲し い。

とくに③は、未だに車両にアス ベストが見つかっている。昨年9 月4日には、143系機器箱内にア スベストらしきものを発見し、外 部業者によって除去。今年6月2 日には、長野総合車両センター 北基地でグループ会社の鉄道 サービス会社社員が、交番検査 の車両211系にアスベストらしき ものが使用されていることを知ら されず、気吹きをしてしまった。こ れも業者により除去。18日には、 北基地で団体用電車「いろどり」 の制御盤にアスベストらしきもの が付着していたので、作業者が 違う蓋をつけようと、南基地構内 17番にある485系の蓋を持ってき たら、その蓋の裏にアスベストら しきものが付着していた。作業 者はわからずに、そのままモート ラ「モーターで動く三輪車の運 搬用トラック〕に載せて運び「いろ どり」に仮付けした、ということが あった。

23日に徳武書記長が総務課長と話し、「211系や485系にアスベストがあった。アスベストを除去し、そのことを全社員に周知をしてほしい。211系にはアスベストが使われていないという認識を変えてほしい。また、見つけたものが本当にアスベストなのか成分分析をしてほしい」と要請をしてきた。

報告会では池田氏より、「手帳 取得の成果と課題」、五十嵐氏よ り「退職者会の今日までの活動」 で講演をいただき、坂本君から は2007年のお父さんの「業務災害認定の取り組み」のお話をいただいた。2時間を超える報告会だったが、参加者は最後までしーんと静まり返って聞いてくれた。お世話になった池田氏、五十嵐氏、そのほかご協力いただいた皆さん方に深く感謝したい。

最後に、健康管理手帳取得 者の感想を紹介する。

●土屋健一さん/ずっと手帳を 欲しいと思っていたが、やって くれて嬉しい。JRに証明を要 請したら「4年間やった」と証 明してくれた。「よかった」と思 いすぐに労働局に用紙を出し た。すると書記長より「個人で はダメ、すぐに取り戻してしと 言われた。電機職場、廃車解 体、製造職場の関わった全て の職種を書いてくれ、ということ だった。あらためてそれを見る と、36年間よくこんな過酷なと ころにいたんだと自分でもびっ くりした。関わってくれた方に お礼を言いたい。手帳をもらっ

たことで満足していて、昨日慌 てて東長野病院に健診の予 約をいれた。

●村松博さん/石綿に関しては 悲惨な時代があったと思って る。これからの人にも影響が あるので手帳を取ることにし た。165・169系の汚物タンク改 造を思い出す。雨水で鉄が腐 る。そこをグラインダーで削る。 その中で作業をしていた。キ ハ58のアスベストを取る仕事も あった。この二つはいまでも頭 にくる。ある時、業者を見ると、 マスク・飛散防止をやってい たが我々にはない。その差に も怒りがある。手帳取得に大 事なのは、いつ、どんな作業を やっていたかで、その記録は 残しておいたほうがいい。当時、 「奇跡の繊維」と言われ、もて はやされていたので仕方ない とも思うが。運動として 結実してよかった。

国労長野地方本部 副委員長 鈴木英人

高校教師逆転で公務上認定 神奈川・バレーボール部指導中の負傷

小田原城北工業高校の教師である藤田浩史さんは、2012年11月3日、体育館でバレーボール部の指導中、スパイクの見本を見せるため右足を強く踏み込んだところ、右膝がガクッと折れるような感覚を覚えた。被災直後はそれ

ほど痛くはなかったが、夜になっても膝が張ったような感覚があり、曲げ伸ばしがしづらく痛みを感じた。翌々日になっても症状が改善されなかったため、同月5日に近医の2つの整形外科を受診。その後、小田原市立病院に転医

し、右膝前十字靭帯損傷・半月 板損傷と診断された。公務災害 だと思った藤田さんは、12月17日 付で地方公務災害基金神奈川 県支部に請求したところ、翌年1 月30日付で、右膝前十字靭帯損 傷については公務外の認定を受 けた(半月板損傷は公務上)。

藤田さんは、この理由は事実 無根だと感じた。なぜなら、小田 原市立病院のH医師から術後に 「断裂はしていませんでしたが、 いわゆる伸びきった状態でした と説明を受けていたからである。 藤田さんは即座にH医師と会い、 「前十字靭帯は完全に断裂して いた」と書かれた手術記録が記 載ミスであることを確認し、「繊維 は残存するものの高度の緩みを 認めた | とするH医師の訂正意 見書を支部審査会に提出した。 2014年9月19日に行われた同支 部審査会の公開審査でも、当時 の症状について詳しく説明した。

支部審査会は、新たに第三者 医師の意見を求めた。 同医師 は、関節鏡画像などを確認し「靭 帯の一部が断裂しているものの 残存部分がある」との所見を示 した。 靭帯損傷の時期について も「右膝関節の大腿骨下部の関節面の軟骨はそれほど傷んでいないことを理由として靭帯の損傷は比較的新しいものと推測」との見解に基づき、支部審査会は、公務外決定を取り消す裁決を下した。

当初、高教組の園部委員長 (当時)から相談を受けた時、「医師の診断ミスを訂正させて不認 定を取り消させた事例もあります よ」とアドバイスしたが、何よりも藤田さん本人が医師の「記載ミス」を見逃さず、訂正させたことが、本件を認定に導いた大きな勝因と言えるだろう。学校現場で部活に伴う教員の事故が増えている今日、最後まであきらめなかった藤田さんの取り組みは、現場の教師たちに大きな勇気を与えるだろう。

神奈川労災業後病センター

学校現場における業務改善

文部科学省●マニュアルを公表

- ○文部科学省では、時代の変化 に合わせた授業革新等が求 められていることや、OECD国 際教員指導環境調査等で教 員の多忙化が指摘されている こと等を踏まえ、教員が子供と 向き合える時間を確保するとと もに、教員一人一人が持って いる力を高め、発揮できるよう な環境を整えていくために、学 校現場における業務改善の 方策等について検討を進めて きました。
- ○学校現場における各種業務 について、教職員の従事状況 や負担感の状況を把握する ための調査を実施し、その結 果を踏まえて、教育委員会に おける学校現場の業務改善 に向けた取組に資することを 念頭に、業務改善の基本的考 え方や改善の方向性をとりま
- とめるとともに、教育委員会等における積極的な取組事例の紹介とあわせて、ガイドラインとしてとりまとめました。本ガイドラインの作成に当たっては、中央教育審議会におけるチームとしての学校・教職員の在り方等についての審議も踏まえつつ、現行制度の下で工夫できる方策を検討しました。
- ○すでに多くの教育委員会や学校では、効果的・効率的な学校運営に向けた継続的な努力がなされていますが、各教育委員会において、本ガイドラインも参考としつつ、学校現場における業務の改善が一層進められるよう、積極的な支援が図られることを期待します。

**http://www.mext.gojp/b_menu/houdou/27/07/1360291. htm?87289

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区色戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://joshrc.info/ http://www.joshrc.org/~open/ http://ameblo.jp/joshrc/

URL: http://joshrc.info/ http://www.joshrc.org/open/ http://ameblo.jp/joshrc/ 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp 〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階 TEL(011)272-8855/FAX(011)272-8880 京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター E-mail center@toshc.org 〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766 京 ● 三多摩労働安全衛生センター 〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(042)324-1024/FAX(042)324-1024 京 ● 三多摩労災職業病研究会 〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL(042)324-1922/FAX(042)325-2663 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター E-mail k-oshc@ica.apc.org 〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948 馬●ぐんま労働安全衛生センター E-mail qm3c-srv@asahi-net.or.ip 〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F TEL(027)322-4545/FAX(027)322-4540 野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター E-mail ape03602@go.tvm.ne.ip 〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階 TEL(0263)39-0021/FAX(0263)33-6000 潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟 E-mail KFR00474@niftv.com 〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 TEL(025)265-5446/FAX(025)230-6680 知 ● 名古屋労災職業病研究会 E-mail roushokuken@be.to 〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420 重 ● みえ労災職業病センター E-mail QYY02435@niftv.ne.jp 〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル TEL(059)228-7977/FAX(059)225-4402 京 都 ● 京都労働安全衛生連絡会議 E-mail kvotama@mbox.kvoto-inet.or.ip 〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145 阪 ● 関西労働者安全センター E-mail koshc2000@vahoo.co.ip 〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278 兵 庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.ip 〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 TEL(06)4950-6653/FAX(06)4950-6653 兵. 庫 ● 関西労災職業病研究会 〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL(06)6488-9952/FAX(06)6488-2762 Įŗ. 庫 ● ひょうご労働安全衛生センター E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.ip 〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階 TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124 山 ● おかやま労働安全衛生センター 尚 E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp 〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内 TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714 島 ● 広島労働安全衛生センター E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp 広 TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123 〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 鳥 取 ● 鳥取県労働安全衛生センター 〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857)22-6110/FAX(0857)37-0090 〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり /FAX (0858) 23-0155 島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター E-mail info@tokushima.ituc-rengo.ip 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113 媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター E-mail npo eoshc@vahoo.co.jp 〒793-0051 西条市安知生138-5 TEL(0897)47-0307/FAX(0897)47-0307 知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター 〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL(088)845-3953/FAX(088)845-3953 熊 本 ● 熊本県労働安全衛生センター 〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177 大 分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp 〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階) TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317 崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp 〒883-0021 日向市財光寺283番地25 TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会 E-mail aunion@po.synapse.ne.jp 〒899-5215 姶良郡加治木町本町403有明ビル2F TEL(0995)63-1700/FAX(0995)63-1701 縄 ● 沖縄労働安全衛生センター

自治体 ● 自治労安全衛生対策室

〒902-0061 那覇市古島1-14-6 TEL(098)882-3990/FAX(098)882-3990 安全衛生対策室 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp 〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470/FAX(03)3264-1432 SHRC SHI JOSHRC SHI JUSHRC SHE JOSHRC SHE JOSHRC SHE JOSHRC SHRC SH JOSHRC SH JOSHRC SH JOSHRC SHRC SHOSHRC SHOSHRC SHRC GINJOSHRC GINJOSHRC GINJOSHRC SHE JOSHRC SHE JOSHRC SHRC SHILJOSHRC SHILJOSHRC SHILJOSHRC SHE JOSHRC SHE JOSHRC SHRC GIRJOSHRC GIRJOSHRC 安全センター情報2015年11月号(通巻第432号) 2015年10月15日発行(毎月1回15日発行) センター情報2015年11月号(通巻第432号) 2015年10月15日発行(毎月1回15日発行 1979年12月28日第三種郵便物認可 1979年12月28日第三種郵便全国労働安全衛生センター連絡会議 136-0071東京都江東区億月7-10-12ビル5階 (03)3636-3881 TEL (03)3636-3882 FAX(03)3636-3881 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center

JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center Japan Occupational Safety and Health Resource (
Japan Occupational Safety (
Japan Occupational Safety (
Japan Occupational Saf Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881

Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881

White in the property of the phone in the phone i